

鳴門市都市計画マスタープラン 全体構想案

令和4年 10 月

目次

序章 鳴門市都市計画マスタープランの基本的事項

1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画策定の背景.....	2
3. 計画の期間と対象区域.....	3
4. 計画の構成.....	4

第1章 社会情勢の変化と上位・関連計画の整理

1. 社会情勢の変化.....	6
2. 都市計画マスタープランの見直しにあたって.....	9
3. 本計画の位置付け.....	10
4. 上位・関連計画の整理.....	11

第2章 鳴門市の現状と課題

1. 都市の現状.....	16
2. アンケート調査結果.....	28
3. 課題の整理.....	35

第3章 全体構想

1. 都市づくりの基本的な考え方.....	39
1-1. 都市づくりの基本理念.....	39
1-2. 都市づくりの考え方.....	40
1-3. 将来都市構造.....	41
1-4. 都市づくりの基本目標.....	47
1-5. 将来目標人口.....	50
2. 分野別方針.....	52
2-1. 分野別方針の体系.....	52
2-2. 土地利用の方針.....	54
2-3. 市街地整備の方針.....	61
2-4. 道路・公共交通の整備方針.....	64
2-5. 公園・緑地の整備方針.....	69
2-6. 自然環境・景観の保千方針.....	72
2-7. 生活環境の整備方針.....	77
2-8. 都市防災の方針.....	80
3. ゲートと新たなまちづくりエリアの整備方針.....	85
3-1. ゲートと新たなまちづくりエリアの設定方針.....	85
3-2. ゲートと新たなまちづくりエリアの整備方針.....	86

序 章

鳴門市都市計画マスタープランの 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、市が住民の意見を反映しながら、まちづくりの方向性や地域の課題に応じた整備方針等を総合的に定めるものです。

2. 計画策定の背景

■ 検討経緯

本市の都市計画は、平成9年(1997年)を初年度とし、平成28年(2016年)を目標年度とする「鳴門市都市計画マスタープラン(以降、本計画と呼ぶ)」を平成11年(1999年)3月に策定し、都市づくりの基本目標である「多様な交流の中で市民がきらめき豊かさを創造する鳴門」をめざし、都市づくりを進めてきました。

そして、策定から概ね10年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展などの社会情勢の変化や都市計画制度の変更を背景として、平成23年(2011年)に見直しを行いました。

■ 人口減少・少子高齢化の進行、交通体系の変化、災害に対応したまちづくりが必要

平成23年(2011年)の策定から概ね10年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、市街地の空洞化や周辺地域におけるコミュニティの低下などが進行しています。交通においては、四国自動車道阿南IC～鳴門JCT間の整備により、徳島県の玄関口として交通利便性が高くなるなど交通体系も大きく変化しています。

また、集中豪雨の頻発化・激甚化をはじめ、南海トラフ地震と津波の発生を想定した対応など防災・減災の取組が一層重要となります。

■ 社会情勢の変化に対応する必要性

平成23年(2011年)策定以降、社会情勢の変化として都市計画法の改正をはじめ、国土強靱化基本法の施行、都市の低炭素化の促進に関する法律が施行されています。

また、SDGs(持続可能な開発目標)、グリーンインフラ(自然環境が有する多様な機能の活用)、AI・ICT・ビッグデータなどの技術革新など様々な分野での対応が必要となっています。

■ 上位・関連計画の策定や見直しに対応する必要性

本計画の上位計画である鳴門市総合計画や徳島県都市計画区域マスタープランにおいても見直しが行われ、関連計画においては、「なると未来づくり総合戦略」、「鳴門市国土強靱化地域計画」、「地域公共交通計画(予定)」の策定が進められており、それらの内容を踏まえた見直しが必要です。

■ 本計画の見直しにあたって

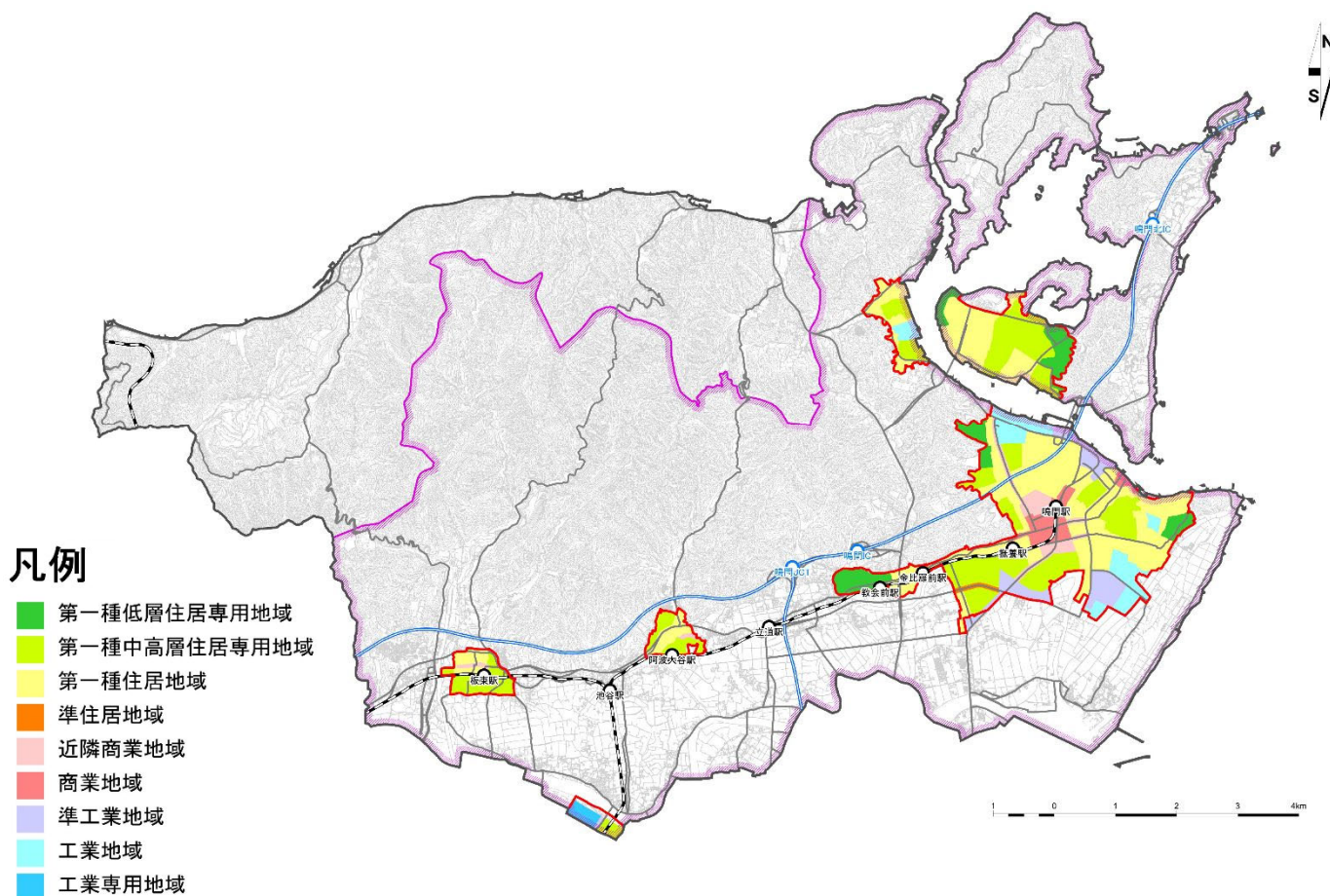
本計画では、このような社会情勢の変化や上位・関連計画の策定・見直しを背景として、市民アンケート・高校生アンケート・事業所アンケートを実施しました。本市では、市民の意向を踏まえながら、安全で安心でき、コンパクトで持続可能なまちづくりの推進を目指し、20年後の長期的なまちづくりの方向性を示すため、令和5年(2023年)3月(予定)に見直しを行いました。

3. 計画期間と対象区域

都市計画マスタープランの計画期間は、令和5年(2023年)を初年度とし、令和24年(2042年)を目標年度とする20か年とします。ただし、本計画の期間中、社会経済情勢が大きく変化した場合や関連する重要な計画の策定・見直しが行われた場合においては、必要に応じて見直しを適宜行うものとします。

都市計画マスタープランの対象となる区域は、鳴門市全域とし、都市計画区域外である北灘町も含むものとします。

■対象区域(鳴門市全域)



4. 本計画の構成

本計画は、以下に示す第1章～第5章から構成されています。

第1章 社会情勢の変化と 上位・関連計画の整理

本市を取り巻く社会情勢の変化や上位・関連計画の策定・見直し内容を踏まえ、本計画に反映すべき事項を整理します。

第2章 都市の現況と課題

本市における都市の現状や市民・高校生・事業者アンケート結果等を踏まえて、課題を整理します。それらをもって本計画に反映すべき事項を整理します。

第3章 全体構想

全体構想の項目は、以下に示す項目であり、基本理念・目標・将来像を設定した上で、各分野別の方向性を示します。

都市づくりの基本的な考え方

■基本理念、都市づくりの考え方、基本目標、将来都市構造、将来目標人口
分野別方針

■土地利用の方針

■市街地整備の方針

■道路・公共交通の整備方針

■公園・緑地の整備方針

■自然環境・景観の保全の方針

■生活環境の整備方針

■都市防災の方針

ゲートと新たなまちづくりエリアの 整備方針

■ゲートと新たなまちづくりエリアの
設定方針・整備方針

第4章 地域別構想

地域別構想の項目は、各地域の現状や課題の整理を行った上で、以下に示す9つの地域における方向性を示します。



第5章 実現化方策

本計画の取組を実現するため、進行管理や住民・関係団体・行政などが一体となったまちづくりのあり方を示すものです。

第 1 章

社会情勢の変化と上位・関連計画の整理

1. 社会情勢の変化

本計画では、以下に示す社会情勢の変化を踏まえた計画とします。

■ 人口減少・少子高齢化の進行と世帯構造の変化

- 我が国の人口は、平成20年（2008年）の1億2千808万人をピークに減少に転じ、国立社会保障人口問題研究所によると、2020年代初めは毎年50万人程度の減少であるが、それが2040年代頃には毎年90万人程度まで減少すると推計されています。
- 我が国の合計特殊出生率は、平成17年（2005年）に1.26と過去最低水準となり、令和元年（2019年）には過去最低の出生数となっています。高齢化率は、平成12年（2000年）に17.4%、令和元年（2019年）に28.4%となり、今後も高齢化率は上昇すると推計されています。
- また、過疎化や高齢化が進行している地方の農山漁村においては、これまでのような地域活動やコミュニティの維持が困難となることが懸念されます。
- 人口減少や少子高齢化の様々な課題に対応し、市民生活のニーズを的確にとらえ、新しい地域活動の担い手として受け入れていくなど、今後の都市づくりに活かしていくことが必要です。

■ 「コンパクト・プラス・ネットワーク」に向けた居住地や都市機能のあり方

- 人口減少・高齢化等に伴い、空き家等が増加することにより低未利用地が散発的に発生する都市のスポンジ化が進行しており、持続可能な都市構造への転換に向けた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を進める上で、支障となっています。
- その他、既存商店街の衰退、中心部における居住人口の減少、都市機能の郊外流出等の影響も続いています。
- 今後は、徒歩や自転車で行動できる範囲に公共公益施設・住宅・商業施設など様々な都市機能を集約させるとともに、中心部における新たな魅力の構築を目指すことが重要です。

■ 強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年（2013年）に「国土強靱化基本法」が施行され、必要な防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要となっています。
- 本市においては、令和2年（2020年）に「鳴門市国土強靱化地域計画」を策定し、日常時から自然と災害に備えることができるまちの実現を目指す「フェーズフリー」の考えのもと計画を推進しています。本計画でも「フェーズフリー」の考え方を取り入れつつ、災害に強いまちづくりに向けた取組を推進することが重要です。

■ 美しい景観づくりへのニーズ拡大

- 美しい街並みや良好な景観に対する人々の意識が高まっており、各地域で景観の向上に関する様々な取り組みが行われています。
- 本市でも、鳴門の渦潮等をはじめとする各地域の特性に応じた良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進・創出されるものであることから、観光等の振興や地域間交流の活発化という観点からも、美しい景観づくりに努める必要があります。

■ 地球環境問題の深刻化

- 人間活動に起因する地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の環境問題に直面する中で、平成9年（1997年）に採択された「京都議定書」は、平成27年（2015年）に「パリ協定」へと大きく発展し、脱炭素社会の実現に向けて世界中で取り組むこととなっています。
- また、市民・事業者・行政等の一体的な取り組みによる低炭素・循環型社会の構築に向けて、平成24年（2012年）に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行されています。
- 本市においても環境問題への取組は緊急の課題であり、都市における自然環境の果たす役割を認識しつつ、それらと共生を図る持続可能な循環型の都市づくりへの転換が必要です。

■ SDGs への対応

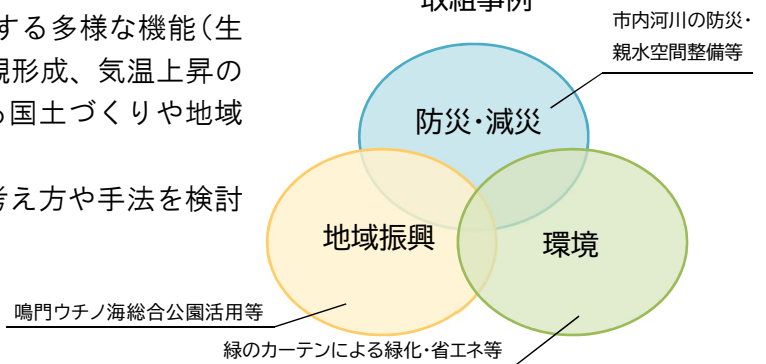
- SDGs（Sustainable Development Goals）とは持続可能な開発目標の略で、世界のすべての人が幸せになるためにみんなで取り組む17の目標のことです。
- 本市では、都市計画に関連する9つの目標（右図の赤枠）の実現に向けて取り組むこととします。



■ グリーンインフラへの対応

- グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める考え方です。
- 本市においても、グリーンインフラの考え方や手法を検討する必要があります。

グリーンインフラのイメージと取組事例



■ AI・ICT・ビッグデータなどの技術革新

- AI（人工知能）、ICT（情報通信技術）、ビッグデータ（様々な種類のデータ）を活用して様々な社会課題の解決に向けた取組が全国的に普及しています。
- また、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すデジタル田園都市国家構想では、地方からデジタルの実装を進め、社会課題となっている地方の仕事・魅力的な地域・地域の特色の活用などの解決を目指しており、本市でも、情報技術を取り入れた基盤整備などまちづくりへの活用を視野に入れながら、普及に向けて取組を検討する必要があります。

2. 都市計画マスタープランの見直しにあたって

平成23年（2011年）に策定された鳴門市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本方向として「(1)安定・成熟社会を前提とした集約型の都市づくり」、「(2)自然環境と共生する安全・安心な都市づくり」、「(3)市民との協働による地域資源を活かした都市づくり」を定めていました。

これらの3つの基本方向について、平成23年（2011年）以降、市で進めてきた事業を振り返りながら、残された課題とまちづくりへの対応を明確にします。

(1) 安定・成熟社会を前提とした集約型の都市づくり

■ 「基本方向（1）安定・成熟社会を前提とした集約型の都市づくり」の記載内容について

基本方向の(1)では、中心市街地は市民全体が共有するまちの顔であり、徒歩や自転車等で移動できる範囲に商業・医療・福祉・文化・行政など生活に必要な都市機能が集積したコンパクトな都市づくりが明記されており、居住環境を改善し、住む場所としての魅力を高める「街なか居住」の促進とともに、既存の公共交通の利用促進により住み慣れた地域で暮らせる都市づくりを推進することとしていました。

■ 残された課題や市で進めてきた取組

平成23年（2011年）以降は、人口減少・高齢化が加速し、市の人口が6万人を下回るなか、免許の自主返納により、自家用車を利用できない高齢者への対応など、公共交通の在り方について、改めて問われている状況にあります。

公共施設については、消防本部庁舎の整備や学校等の耐震化等を進める中、公共施設等総合管理計画に基づく更新・統廃合・長寿命化の事業として、市本庁舎の整備や市文化会館の耐震改修の検討など、大型事業の実施や老朽化した施設の解体事業等、今後も適切な行政サービスの機能維持に努めていく必要があります。

■ 今回の見直しについて

今回の見直しでは、別途策定予定の立地適正化計画や地域公共交通計画との整合性の確保に留意しつつ、居住・都市機能の適切な誘導によるコンパクトなまちづくりや公共交通の充実したまちづくりに向けた取り組みを進めていくことが必要です。

(2) 自然環境と共生する安全・安心な都市づくり

■ 「基本方向（2）自然環境と共生する安全・安心な都市づくり」の記載内容について

基本方向の(2)では、緑の保全と自然環境との共生を進め、環境負荷が少なく緑豊かで快適に暮らせる都市づくりが明記されてきました。また、既成市街地の整備や防災性の向上を図り、地震などの災害に強く、すべての人が安心・安全に暮らし続けることができる都市づくりを推進することとしていました。

■ 残された課題や市で進めてきた取組

地震災害では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降、平成 28 年熊本地震、平成 30 年北海道胆振東部地震が発生する等、各地で甚大な被害を引き起こし、徳島県においても南海トラフ巨大地震による地震・津波災害が想定されております。

これまで本市では、河川改良、公共下水道（汚水・雨水）等のインフラ整備・普及、防災・交流拠点として「里浦南防災センター」や「トリーデなると」の整備、防災ハザードマップの作成等、防災・減災に向けたハード・ソフト対策を進めてきたところです。

また、近年では台風災害のみならず、全国において時間雨量 100 ミリを超える激しい豪雨や同じ場所に雨を降らせる線状降水帯による被害、また、宅地造成地における土砂災害も懸念されている状況です。このため、市ではあらゆる災害リスクに備える必要があり、防災・減災対策の充実に喫緊の課題となっています。

■ 今回の見直しについて

今回の見直しでは、市で推進するフェーズフリー（身の回りにあるモノやサービスを、日常的はもちろん、非常時（災害時）にも役立つ考え方）に関する取組を踏まえ、立地適正化計画の防災指針と整合を図りながら、都市計画マスタープランでは都市防災の方針にて防災・減災に向けた取組を明記し、対策の充実を図ります。

(3) 市民との協働による地域資源を活かした都市づくり

■ 「基本方向（3）市民との協働による地域資源を活かした都市づくり」の記載内容について

基本方向の（3）では、美しい景観とその基盤となる豊かな自然環境、歴史・文化的な地域資源を将来に継承していくため、美しい景観とその基盤となる豊かな自然環境、歴史的文化的資源を保全し、これらと調和した美しく魅力ある都市景観づくりが明記されておりました。また、特色ある景観や地域資源を貴重な共有財産として認識し、市民との協働によりそれぞれの地域の実情に応じた保全・活用に努めることによって、観光地としてのブランド力や地域の魅力向上に資することのできる環境整備を推進することとしておりました。

■ 残された課題や市で進めてきた取組

平成 23 年（2011 年）以降は、平成 28 年（2016 年）に「鳴門板野古墳群」、平成 30 年（2018 年）「板東俘虜収容所跡」が国指定史跡に指定されるなど、文化財（史跡等）の保全・活用に取り組むとともに、令和 4 年（2022 年）に道の駅「くるくる なると」を整備するなど、観光・交流都市としてブランド化等を進めてきました。

令和 2 年（2020 年）には新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が発令され、外出自粛やマスク着用の要請など、市民の生活様式の変化が生じ、令和 4 年（2022 年）時点においても地域の交流等に大きな影響を及ぼす状況となっております。地域資源を市民と共に積極的に活用し、観光・交流拠点都市として更なる発展を目指すためには、未来を見据えた長期的な対策が求められております。

■ 今回の見直しについて

今回の見直しでは、市役所周辺、鳴門駅西及び商店街周辺、ポートルース周辺、大麻町、北灘町など、各地域の特色や資源等を活かしたまちづくり施策を展開することで「持続発展可能なまちづくり」の実現に向けて取組を推進します。

3. 本計画の位置付け

本計画は、都市計画法の改正をはじめ、徳島県の上位計画である徳島東部都市計画区域マスタープランや鳴門市の上位計画である総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）、鳴門市の各分野の関連計画と整合を図った計画とします。



4. 上位・関連計画の整理

上位・関連計画の整理にあたり、8つの分野（①理念・将来像、②目標人口、③将来都市構造、④土地利用、⑤産業、⑥都市基盤・都市環境・景観、⑦公共交通、⑧防災）に分けて整理します。

①理念・将来像

- 「第六次鳴門市総合計画」では、まちの将来像を『結び合う絆が創る笑顔と魅力うずまく鳴門』と定めています。
- 「なると未来づくり総合戦略 2020」では、3つの基本方針を掲げ、『方針1 未来の鳴門市を担う人材育成』では未来の鳴門市を担う人材育成に重点を置いた施策の実施、『方針2 若い世代の定住促進』では20～30代の若い世代に対応する施策に重点を置いた施策の実施、『方針3 鳴門市の強み（良いところ）を活かす』では「鳴門の良いもの（観光資源や地域産品）」を活かした施策を実施する方向性が示されています。
- 「徳島東部都市計画区域マスタープラン」では、都市づくりの理念として「すべての人が暮らしやすい、「地方創生拠点連携型」の都市づくりを行う。」、「すべての人命を守る」安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。」、「豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくりを行う。」、「地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくりを行う。」、「住民目線に立った創造性豊かな都市づくりを行う。」の5つが示されています。

◇本計画の対応

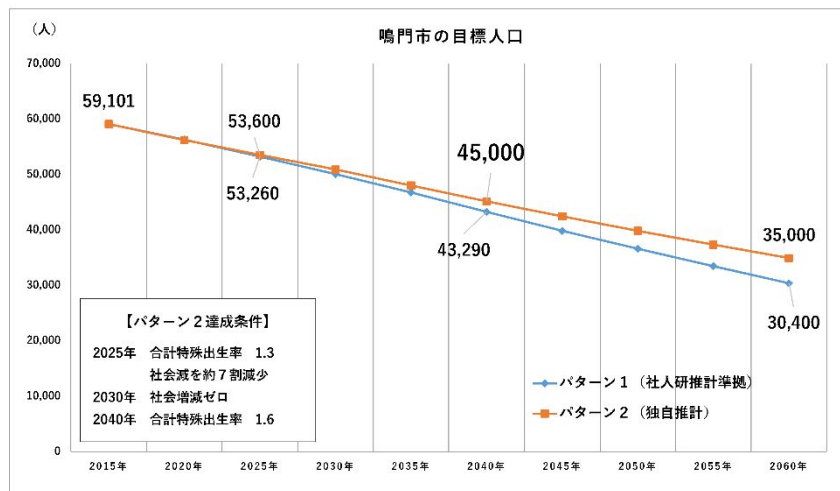
総合計画の基本理念、総合戦略の基本方針、都市計画区域マスタープランの将来の都市づくりなどの方向性と整合を図り、本計画の基本理念・方針・施策等を検討する必要があります。

②目標人口

- 「鳴門市人口ビジョン 2020」では、本市の人口は、総合戦略に位置付けた施策を講じない場合は令和22年（2040年）に4.3万人となりますが、施策を講じることにより約4.5万人となり、約1,800人ほど人口減少を改善することとしています。

◇本計画の対応

人口ビジョンで示されている目標人口を踏まえつつ、目標の達成に向けた都市計画行政を検討する必要があります。



資料：鳴門市人口ビジョン 2020

③将来都市構造

○「徳島東部都市計画区域マスタープラン」では、徳島市の中心部を広域拠点、鳴門市・小松島市・阿南市・吉野川市の中心部を広域拠点に次いで都市機能が集積する副次拠点に位置付けており、商業・医療・福祉等の都市機能及び防災機能の強化を図ることが示されています。

○また、拠点間の交通ネットワークの整備及び利活用を図るとともに、情報ネットワークで広域的に結び連携を強化することにより、都市機能の高度化、地方創生拠点連携型の都市構造の形成を目指しています。



◇本計画の対応

都市計画区域マスタープランにて示されている地域毎の市街地像を踏まえた上で、本計画における将来都市構造を検討する必要があります。

■地域毎の市街地像



資料：徳島東部都市計画区域マスタープラン

④土地利用

○「徳島東部都市計画区域マスタープラン」の「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」では、地方創生拠点連携型の都市構造の形成に努めるため、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、効率的な都市活動や安全性・利便性の高い生活環境の確保を図るとともに、スプロールの抑制や自然環境の保全・調和を推進していくこととしています。

○また、東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、切迫する南海トラフ地震などのあらゆる大規模自然災害から「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という視点から、地域の地形・地質などの自然条件、人口分布や土地利用の現状、さらには地域住民の意向も十分に踏まえた、用途配置の見直しを検討しています。

○「鳴門市空家等対策計画」では、住宅が密集し、地震時等に著しく危険である「重点密集市街地」に指定されている地域については、優先的に補助することにより除却を促進しています。



◇本計画の対応

都市計画区域マスタープランに示された土地利用の方針等との整合を図りながら、本計画の方針等を検討する必要があります。

⑤産業

- 「第六次鳴門市総合計画」では、ボートレース鳴門敷地内の一角を民間に貸与し、誘致した温浴施設等のオープンに伴い、まちの賑わいづくりを行うとともに、雇用の創出を図ることとしています。そのほか、道の駅「くるくる なると」の整備、サテライトオフィス等の中小規模の企業誘致や市内産業の活性化を目指した取組を推進しています。



◇本計画の対応

これらの賑わいを創出する施設を活用するとともに、市内産業の活性化に向け、本計画の将来都市構造・方針・施策等を検討する必要があります。

⑥都市基盤・都市環境・景観

- 「徳島東部都市計画区域マスタープラン」の「交通施設の都市計画の決定方針」にて、長期未着手となっている都市計画道路については、社会経済情勢の変化等の都市を取り巻く環境の変化に応じ、必要性・実現性の観点から、適時適切に見直しを行うこととしています。
- 「下水道及び河川の都市計画の決定の方針」にて、下水道普及率の向上や下水道施設の耐震化、津波対策を推進することとしています。また、地震・津波対策として河川堤防の嵩上げや液状化対策、河川は掘削等の河川整備の実施、海岸は地震・津波及び高潮等に対する防災・減災対策として、既存の海岸保全施設の改修や液状化対策などを推進することとしています。
- 「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」では、自然環境が有する多様な機能を活用し魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組に努めるものとしています。



◇本計画の対応

都市計画区域マスタープランに示された都市施設に関する方針等との整合を図りながら、本計画の方針等を検討する必要があります。

⑦公共交通

- 地域公共交通計画は見直し中のため保留。



◇本計画の対応

- ● ●

⑧防災

○「鳴門市地域防災計画」では、災害対策活動拠点として機能する施設等（避難所、備蓄倉庫、ヘリポート等）の整備、防災活動の中核機関となる市対策本部を設置する市消防庁舎の防災機能を強化、防災機能を有する道の駅の整備など拠点となる施設の整備を位置付けています。



◇本計画の対応

地域防災計画や国土強靱化地域計画にて示されている施策とも整合を図りつつ、本計画の方針や施策を検討する必要があります。

第 2 章

鳴門市の現状と課題

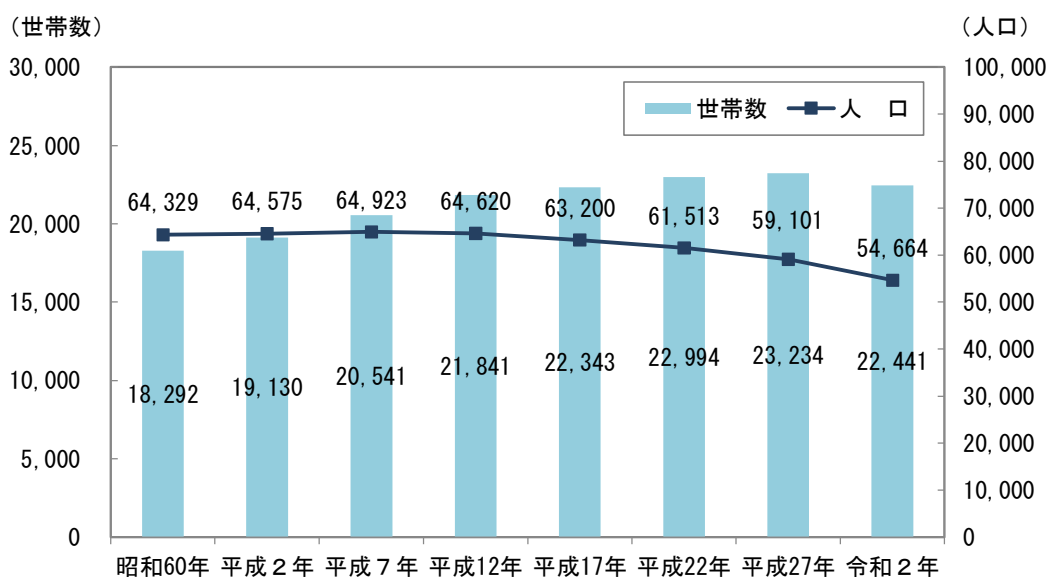
1. 都市の現状

都市の現状整理にあたっては、8つの分野（①人口、②土地利用、③市街地整備、④道路、⑤公共交通、⑥公園、⑦下水道、⑧都市防災、⑨まちづくり）に分け、課題に繋がる内容を整理します。

①人口

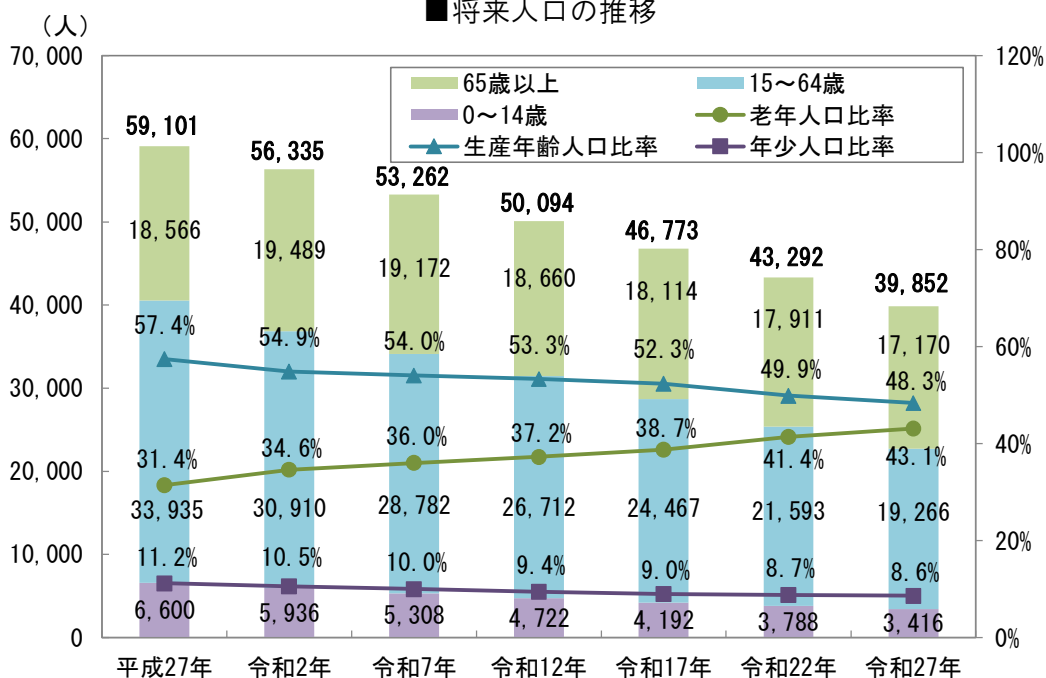
- 本市の総人口は、平成7年（1995年）の約6.5万人をピークに、令和2年（2020年）の約5.5万人まで減少しています。
- 将来人口の推移では、令和27年（2045年）の人口は約4.0万人まで減少し、年少人口比率は8.6%まで減少、老年人口比率は43.1%まで増加すると予測されます。
- 転入・転出者の推移は、転入者より転出者の方が多く、社会減の状況により、その差は拡大傾向となっています。

■総人口の推移



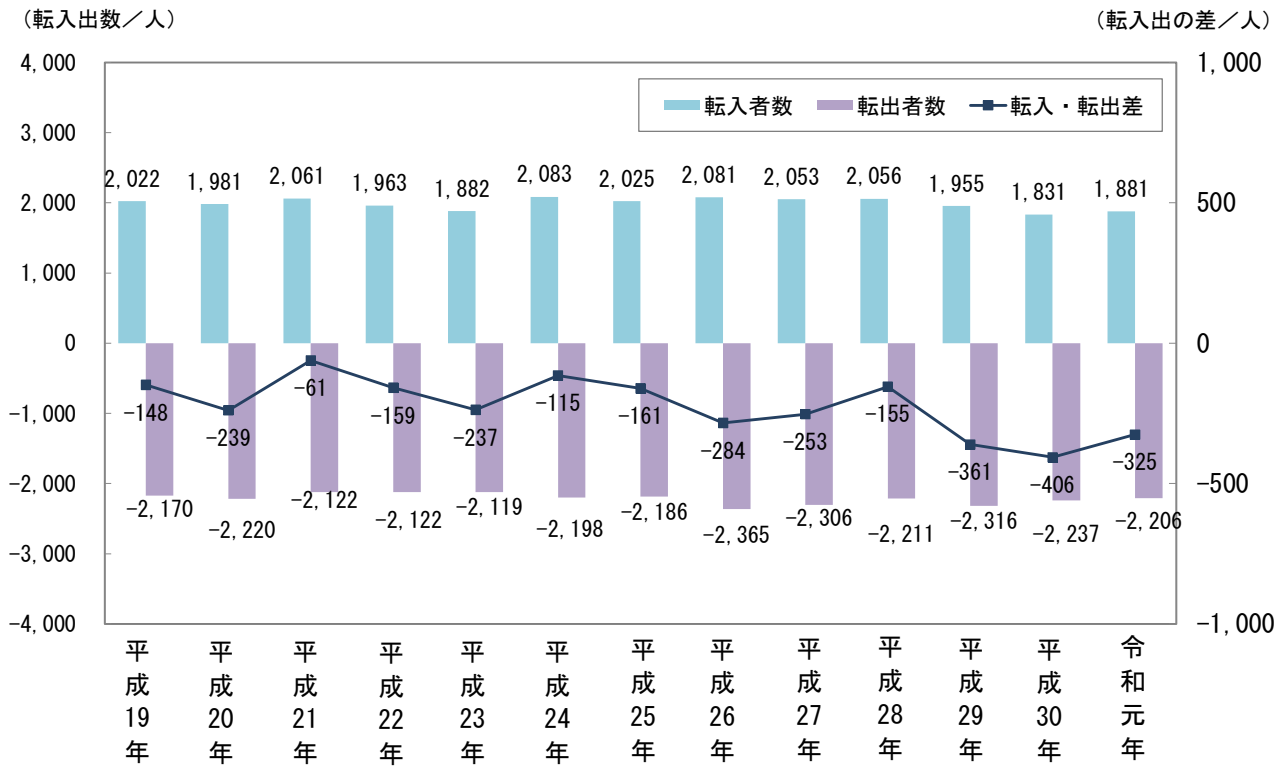
資料：総務省 国勢調査

■将来人口の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所

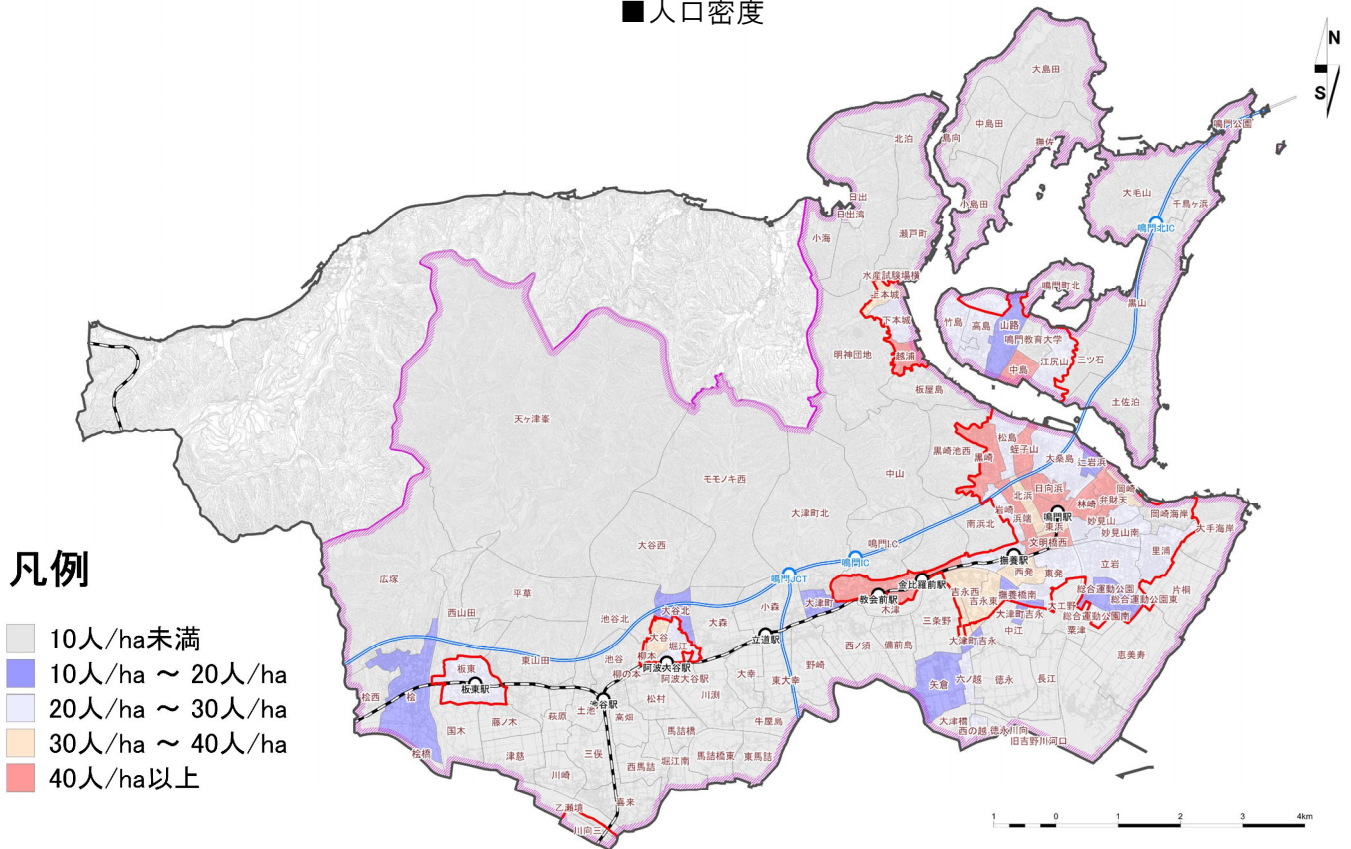
■ 転入者・転出者の推移



資料：鳴門市統計年報

○人口密度が40人/ha以上の地域は、鳴門駅周辺、黒崎バイパス沿道、金比羅前駅周辺、教会前駅周辺、妙見山周辺、鳴門町の中島、瀬戸町の越浦です。

■ 人口密度

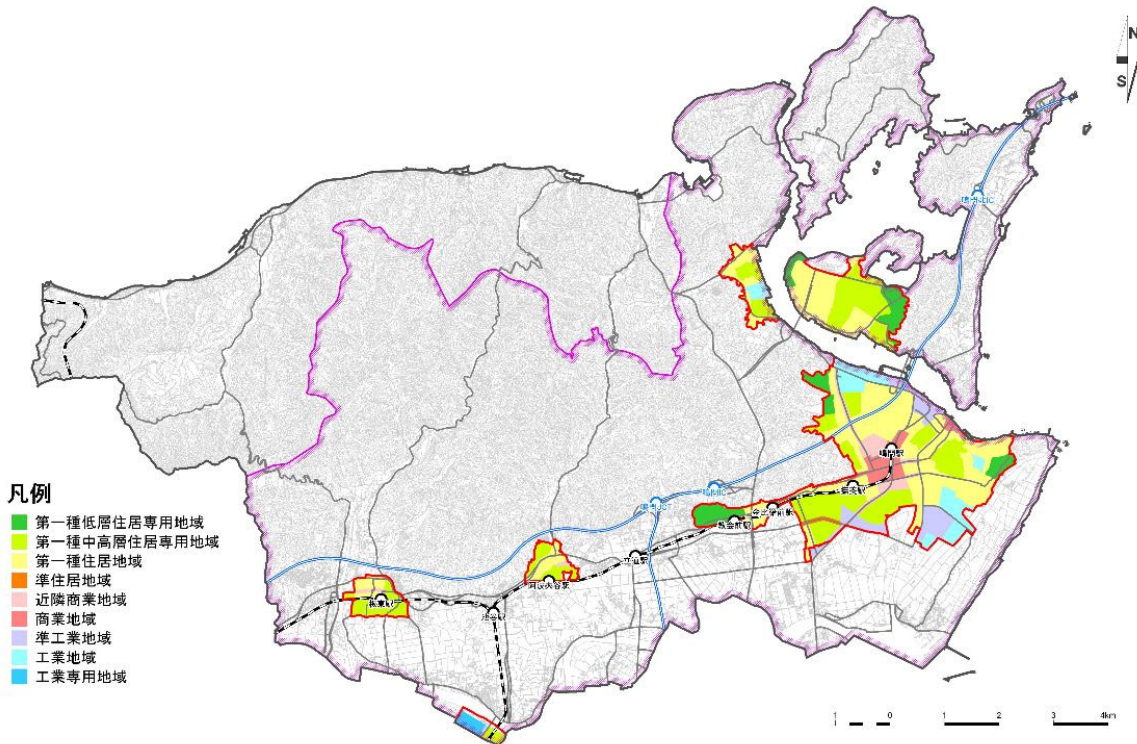


資料：平成30年都市計画基礎調査

②土地利用

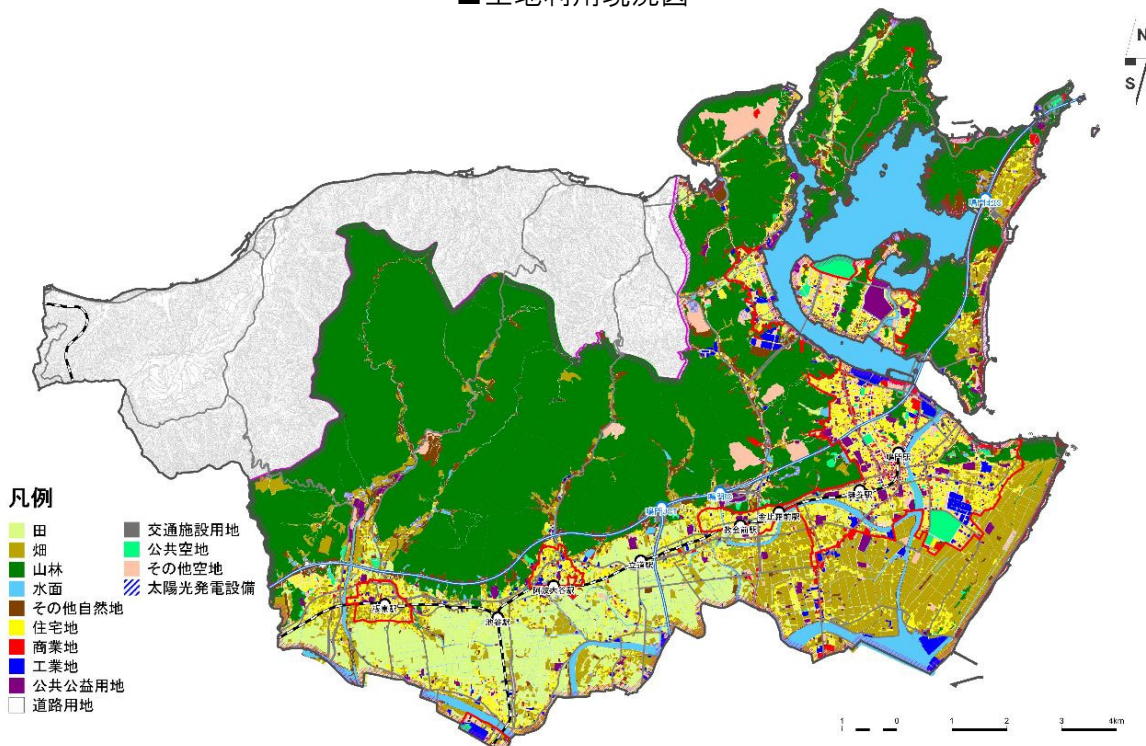
- 本市の市域面積 13,566ha のうち、北灘町を除く 10,515ha（市域の 77.5%）が都市計画区域に指定されており、その内の 1,340ha（市域全体の 9.9%、都市計画区域の 12.7%）が市街化区域となっています。
- 中心部を含む市街化区域では住宅地をベースに大規模土地利用としては臨海部の工業地、球技場などを含む公共空地が見られ市街化区域を畑が取り囲んでいます。大谷川を境に西側の市街化調整区域では田に変わることが特徴的です。

■用途地域図



資料：平成 30 年都市計画基礎調査

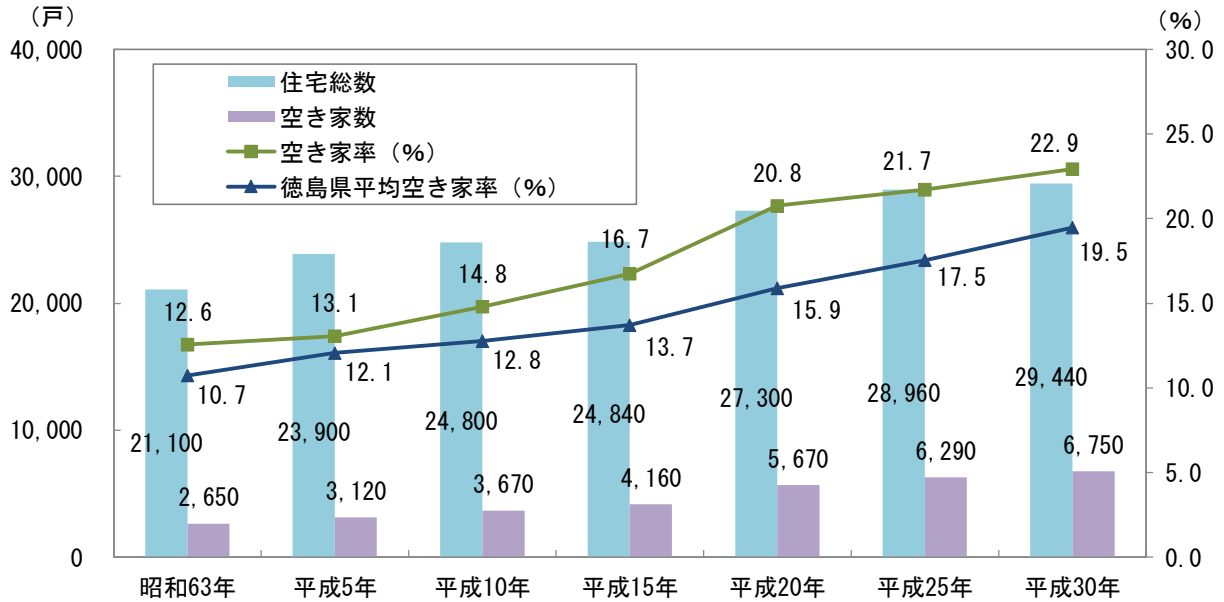
■土地利用現況図



資料：平成 30 年都市計画基礎調査

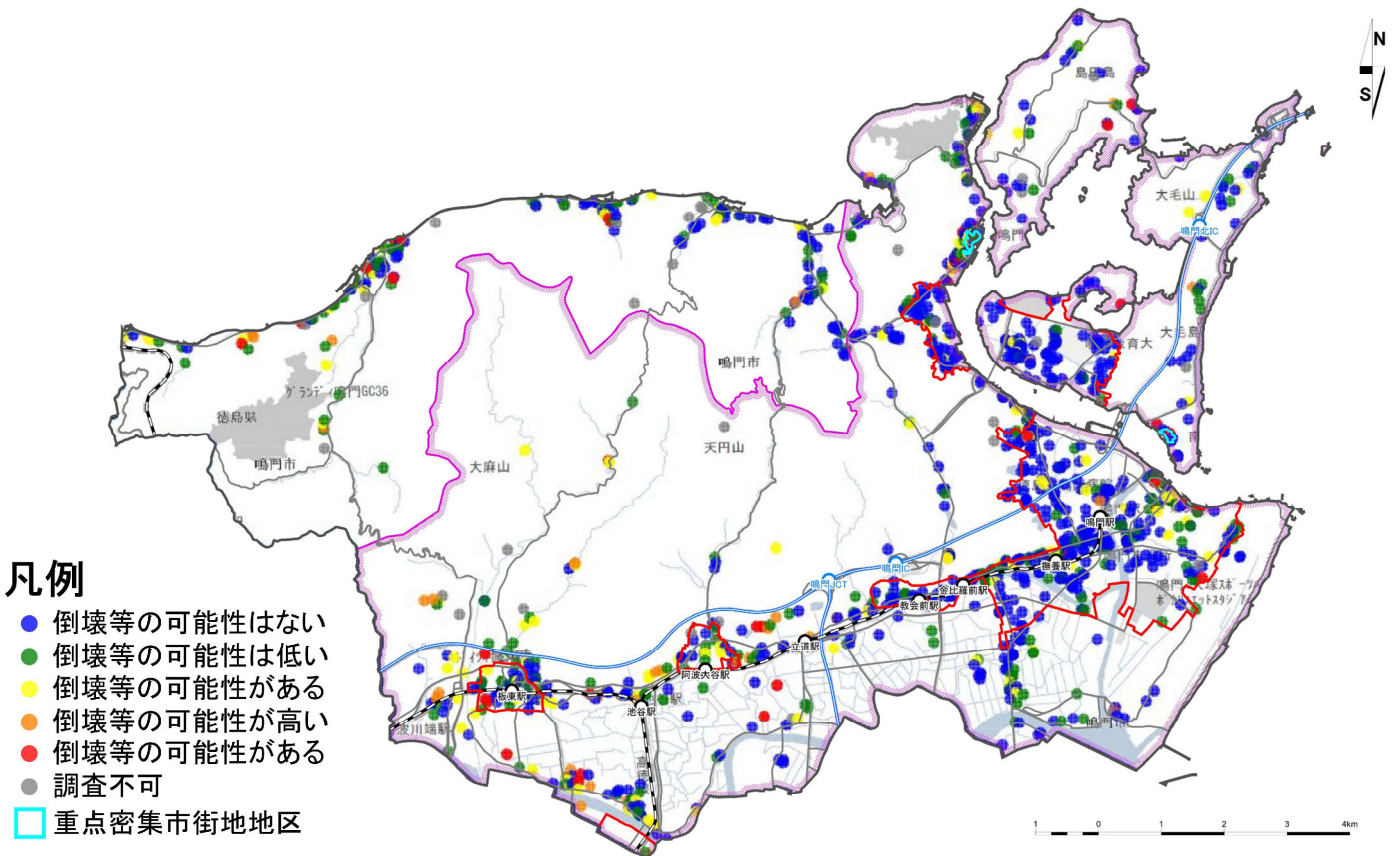
○空き家数は、昭和 63 年（1988 年）から平成 30 年（2018 年）にかけて増加傾向であり、空き家率は 22.9%と徳島県平均 19.5%より高くなっています。
 ○空き家は、市内全域で分散しており、土佐泊・堂浦地区が「地震時等に著しく危険な密集市街地」に相当する「重点密集市街地」に指定されています。

■空き家数の推移



資料：総務省 住宅・土地統計調査

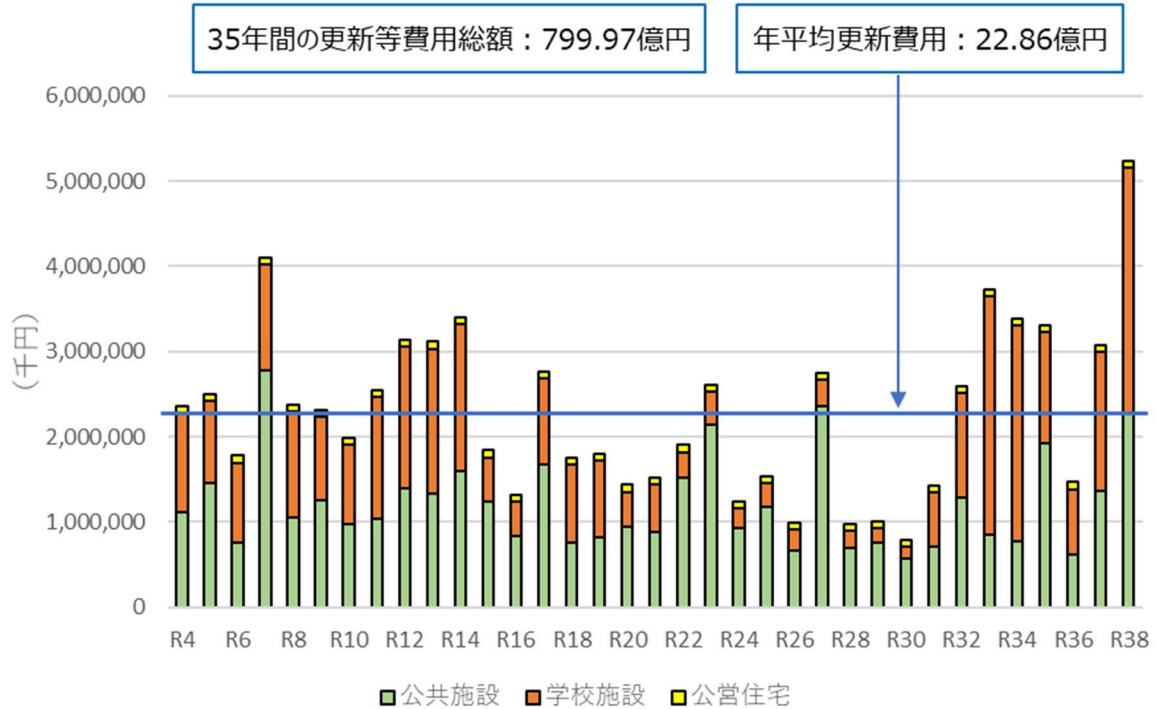
■空き家の分布と重点密集市街地の区域



資料：鳴門市空家等対策計画 (H30)

○公共施設の将来更新等費用の推計では、令和11年～令和14年や令和32年～令和38年などにおいて、更新等に係る費用が多くなる見込みです。

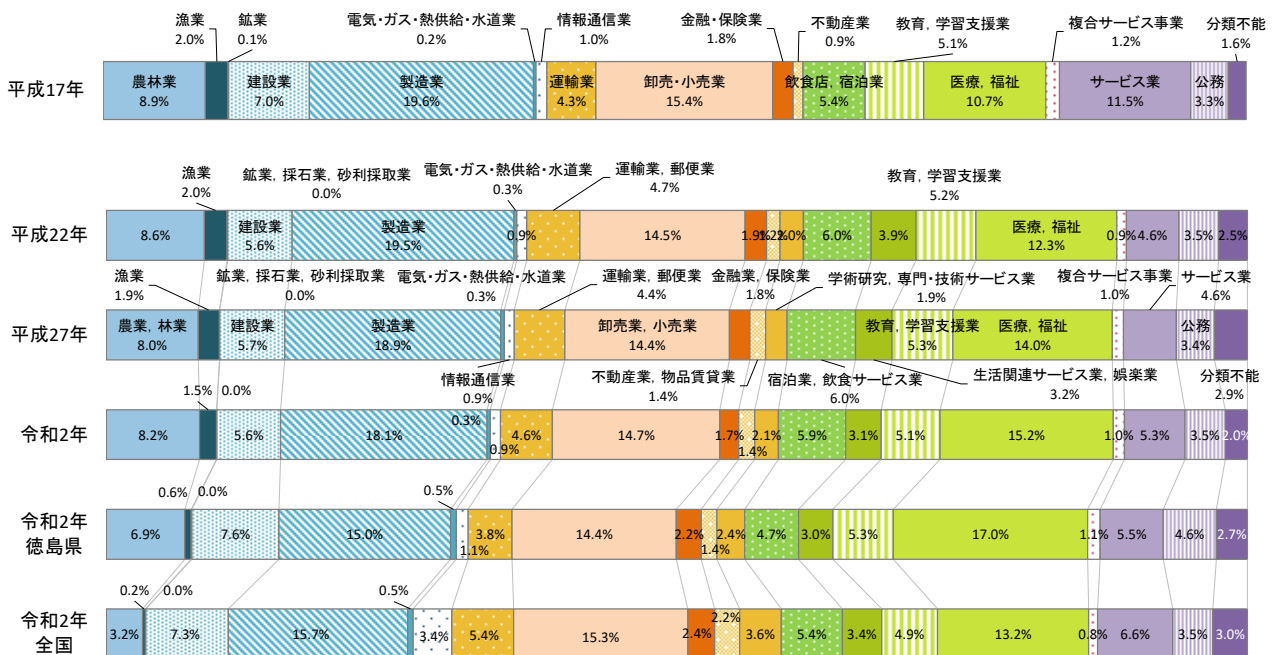
■公共施設の将来更新等費用の推計



資料：鳴門市公共施設等総合管理計画

○産業大分類の人口構成比は、農林業、漁業、製造業など第1次産業の就業者数が減少傾向にあり、医療・福祉業については増加傾向となっています。

■産業大分類別就業人口構成比



資料：国勢調査

③市街地整備

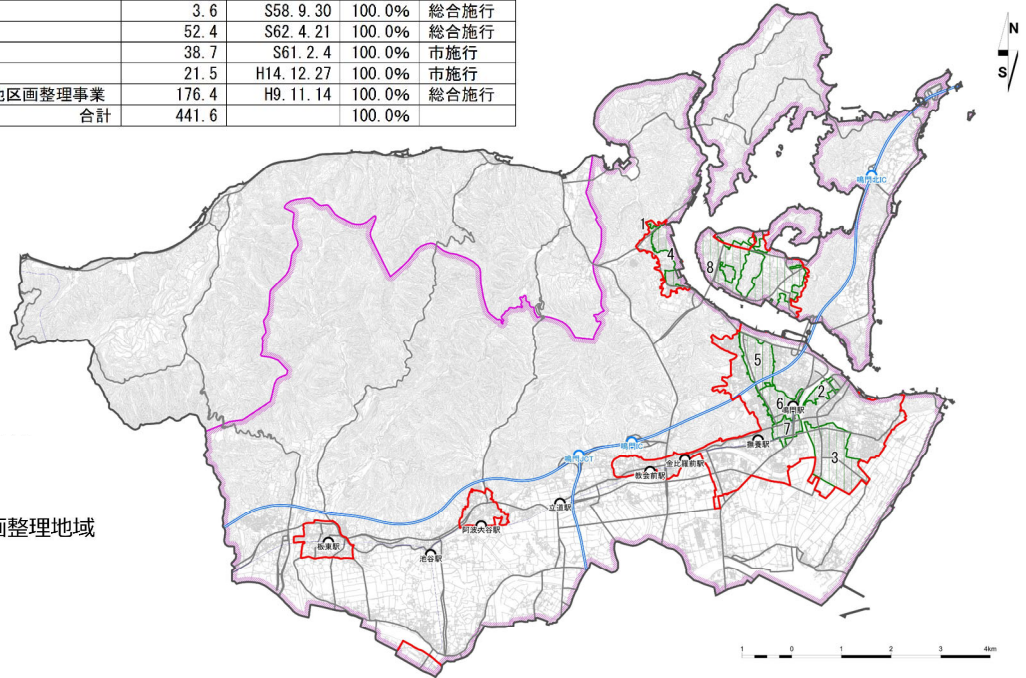
○土地区画整理事業は8箇所あり、全て整備済みです。

■土地区画整理事業の整備状況

ID	名称	面積 (ha)	換地処分 公告年月日	整備率	施行主体
1	小鳴門台土地区画整理事業	1.7	S56.3.27	100.0%	個人施行
2	弁財天・北浜土地区画整理事業	13.5	H6.10.4	100.0%	市施行
3	立岩土地区画整理事業	100.8	H2.6.22	100.0%	市施行
4	明神土地区画整理事業	3.6	S58.9.30	100.0%	総合施行
5	中水尾川土地区画整理事業	52.4	S62.4.21	100.0%	総合施行
6	撫養土地区画整理事業	38.7	S61.2.4	100.0%	市施行
7	東浜土地区画整理事業	21.5	H14.12.27	100.0%	市施行
8	高島・三ツ石（鳴門町）土地区画整理事業	176.4	H9.11.14	100.0%	総合施行
合計		441.6		100.0%	

凡例

□ 土地区画整理地域



資料：平成30年都市計画基礎調査

④道路

○高速道路は、神戸淡路鳴門自動車道と高松自動車道が市域を東西に貫き、鳴門北ICと鳴門IC・JCTにより、市内道路網と接続しています。また、徳島自動車道は鳴門JCTで分岐し、本市と徳島市とを結ぶ軸としての役割を担っています。

○道路ネットワークは、国道11号及び国道28号により南北の主軸が構成され、このうち国道11号により、鳴門市中心部と市域北側の沿岸地域が結ばれています。

■交通網

凡例

- 高速道路
- 国道
- 主要地方道
- 県道



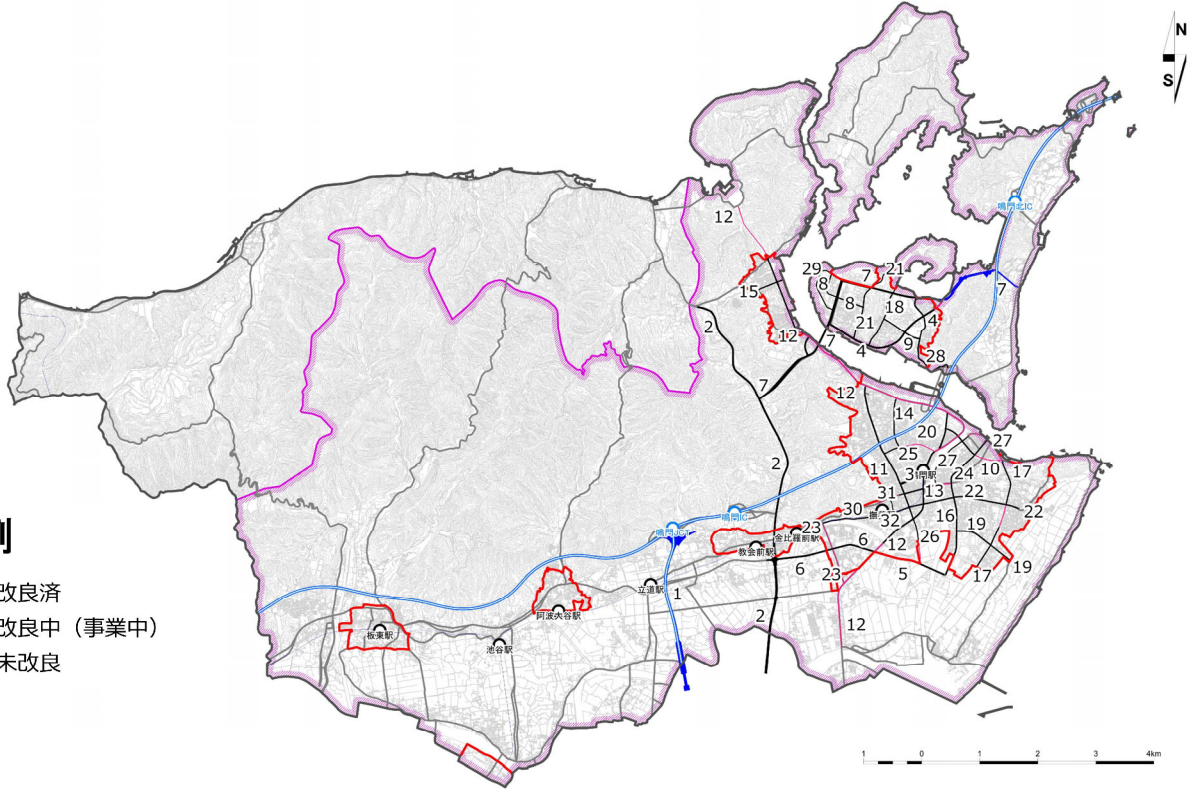
資料：平成30年都市計画基礎調査

- 都市計画道路は、32 路線が都市計画決定されており、そのうち 19 路線が整備済、残りの 13 路線は未整備区間が残されています。
- また、都市計画道路の整備率は 75. 0%となっており、徳島東部都市計画区域の平均 55. 4%より上回っています (H30 時点)。

■都市計画道路の整備状況

凡例

- 改良済
- 改良中 (事業中)
- 未改良



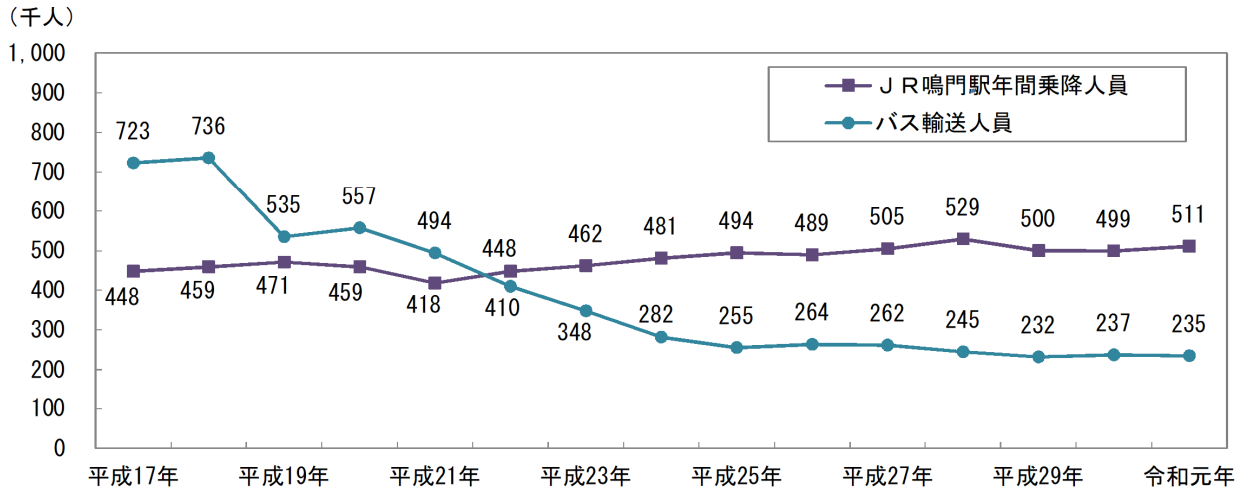
ID	路線番号	路線名	延長 (m)	改良延長 (m)	整備率
1	1・3・(2)	阿南鳴門線	2,330	0	0.0%
2	3・2・(4)	かちどき橋鳴門線	6,430	6,430	100.0%
3	3・2・55	鳴門駅斉田線	340	340	100.0%
4	3・3・57	横山高島線	2,340	2,120	90.6%
5	3・3・58	吉永里浦線	1,330	1,330	100.0%
6	3・3・59	吉永西小沖線	1,780	1,780	100.0%
7	3・3・61	黒山中山線	6,030	5,420	89.9%
8	3・4・54	山路竹島線	940	940	100.0%
9	3・4・56	三ツ石中島線	670	670	100.0%
10	3・4・60	辻岩岡崎線	1,480	1,000	67.6%
11	3・4・62	南浜黒崎線	2,490	2,490	100.0%
12	3・4・63	大津橋日出線	10,660	3,290	30.9%
13	3・4・64	南浜林崎線	480	140	29.2%
14	3・4・65	小桑島大桑島線	810	810	100.0%
15	3・4・66	下本城海岸線	460	410	89.1%
16	3・4・67	立岩西開線	1,380	1,380	100.0%
17	3・4・68	岡崎立岩線	1,990	1,540	77.4%
18	3・4・69	中島高島線	1,130	1,130	100.0%
19	3・4・70	立岩小高塚線	1,060	1,060	100.0%
20	3・4・138	桑島辻岩線	430	430	100.0%
21	3・4・148	山路高島線	1,340	1,340	100.0%
22	3・5・71	立岩里浦線	1,160	1,160	100.0%
23	3・5・72	吉永木津神線	1,130	200	17.7%
24	3・5・74	南浜岡崎線	2,050	2,050	100.0%
25	3・5・75	斉田撫養港線	960	300	31.3%
26	3・5・76	南浜大工野線	790	400	50.6%
27	3・5・77	林崎岡崎線	1,810	1,150	63.5%
28	3・5・78	小鳴門三ツ石線	1,960	1,960	100.0%
29	3・5・80	浜中南線	1,150	1,150	100.0%
30	3・6・73	南浜大代線	1,520	1,520	100.0%
31	3・6・81	南浜撫養駅線	900	400	44.4%
32	3・6・82	北国小路線	560	560	100.0%
		合計	59,860	44,900	75.0%

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

⑤公共交通

○JR 鳴門駅の年間乗降人員は、約 50 万人程度で推移しており、近年は増加傾向となっています。
 ○市内バス輸送人員は、平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）において急激な減少傾向をみせ、平成 25 年以降は概ね横ばいの推移を示しています。

■JR 鳴門駅乗降人員、バス輸送人員の推移



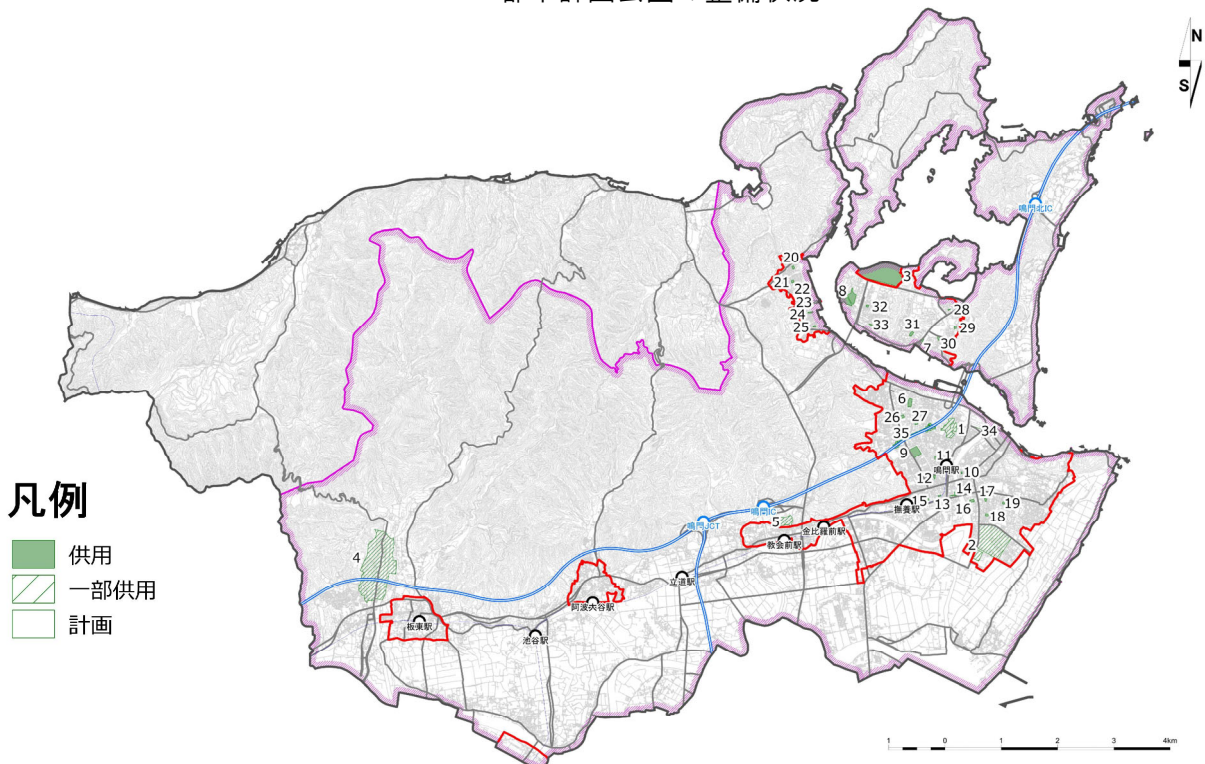
(注) バス輸送人員は、平成24年度までは鳴門市営バス、平成25年度以降は徳島バス（株）との協定路線及び鳴門市地域バスの実績を示している。

資料：鳴門市統計年報

⑥公園

○都市計画公園は 35 箇所が都市計画決定されており、そのうち 30 箇所が整備済、残りの 5 箇所は未整備箇所が残されています。
 ○また、整備率は 61.7%となっており、徳島東部都市計画区域の平均 51.3%より上回っています（H30 時点）。

■都市計画公園の整備状況



資料：平成 30 年都市計画基礎調査

ID	種別	番号	名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	整備率
1	特殊公園 (風致)	7.4.4	桑島公園	5.2	3.4	65.4%
2	運動公園	6.5.2	鳴門総合運動公園	25.8	25.6	99.2%
3	総合公園	5.5.9	鳴門ウチノ海総合公園	22.1	22.1	100.0%
4	総合公園	5.6.5	ドイツ村公園	54.3	10.6	19.5%
5	地区公園	4.3.4	木津城山公園	3.6	1.3	36.1%
6	近隣公園	3.2.6	中水尾川1号公園	0.9	0.9	100.0%
7	近隣公園	3.2.7	鳴門町7号公園	0.8	0.8	100.0%
8	近隣公園	3.3.3	鳴門塩田公園	3.6	3.6	100.0%
9	近隣公園	3.3.10	撫養第1公園	2.3	2.3	100.0%
10	街区公園	2.2.15	林崎公園	0.07	0.07	100.0%
11	街区公園	2.2.16	撫養第2公園	0.23	0.23	100.0%
12	街区公園	2.2.17	撫養第3公園	0.13	0.13	100.0%
13	街区公園	2.2.18	東浜第1公園	0.1	0.1	100.0%
14	街区公園	2.2.19	東浜第2公園	0.25	0.25	100.0%
15	街区公園	2.2.20	東浜第3公園	0.19	0.19	100.0%
16	街区公園	2.2.21	立岩第1公園	0.33	0.33	100.0%
17	街区公園	2.2.22	立岩第2公園	0.16	0.16	100.0%
18	街区公園	2.2.23	立岩第3公園	0.2	0.2	100.0%
19	街区公園	2.2.24	立岩第4公園	0.14	0.14	100.0%
20	街区公園	2.2.42	明神1号公園	0.18	0.18	100.0%
21	街区公園	2.2.43	明神2号公園	0.18	0.18	100.0%
22	街区公園	2.2.44	明神3号公園	0.12	0.12	100.0%
23	街区公園	2.2.45	明神4号公園	0.31	0.31	100.0%
24	街区公園	2.2.46	明神5号公園	0.18	0.18	100.0%
25	街区公園	2.2.47	明神6号公園	0.1	0.1	100.0%
26	街区公園	2.2.48	中水尾川2号公園	0.34	0.34	100.0%
27	街区公園	2.2.49	中水尾川3号公園	0.33	0.33	100.0%
28	街区公園	2.2.51	鳴門町1号公園	0.05	0.05	100.0%
29	街区公園	2.2.52	鳴門町2号公園	0.17	0.17	100.0%
30	街区公園	2.2.53	鳴門町3号公園	0.2	0.2	100.0%
31	街区公園	2.2.54	鳴門町6号公園	0.35	0.35	100.0%
32	街区公園	2.2.55	鳴門町8号公園	0.18	0.18	100.0%
33	街区公園	2.2.56	鳴門町9号公園	0.15	0.15	100.0%
34	街区公園	2.2.57	立岩第一公園	0.29	0	0.0%
35	緑地	11	撫養緑地	2.4	2.4	100.0%
合計				125.93	77.64	61.7%

⑦下水道

資料：平成30年都市計画基礎調査

○公共下水道の整備率は、市街化区域内で28.3%となっており、徳島東部都市計画区域の平均34.0%より下回っています（H30時点）。

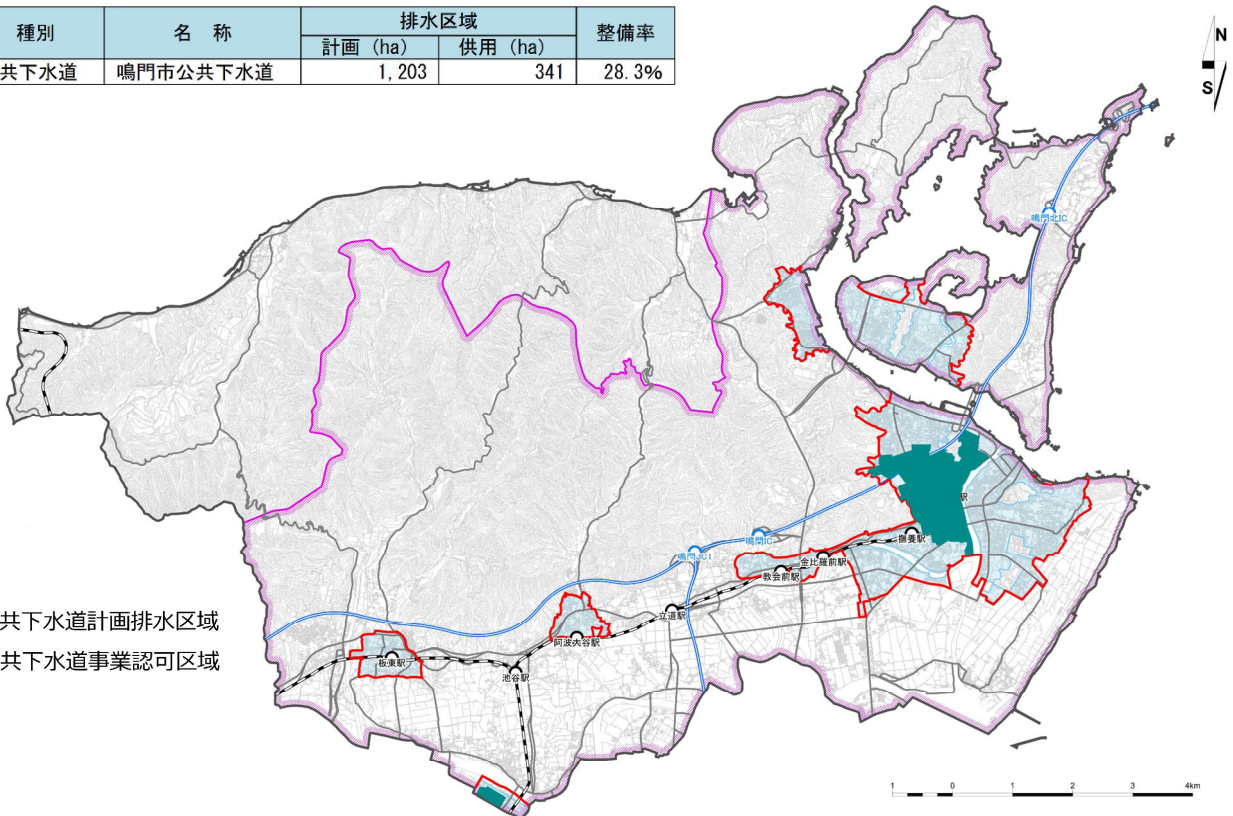
○また、公共下水道汚水普及率は、9.7%となっており、徳島東部都市計画区域の平均31.1%より下回っています（H30時点）。

■公共下水道の整備状況

種別	名称	排水区域		整備率
		計画 (ha)	供用 (ha)	
公共下水道	鳴門市公共下水道	1,203	341	28.3%

凡例

- 公共下水道計画排水区域
- 公共下水道事業認可区域

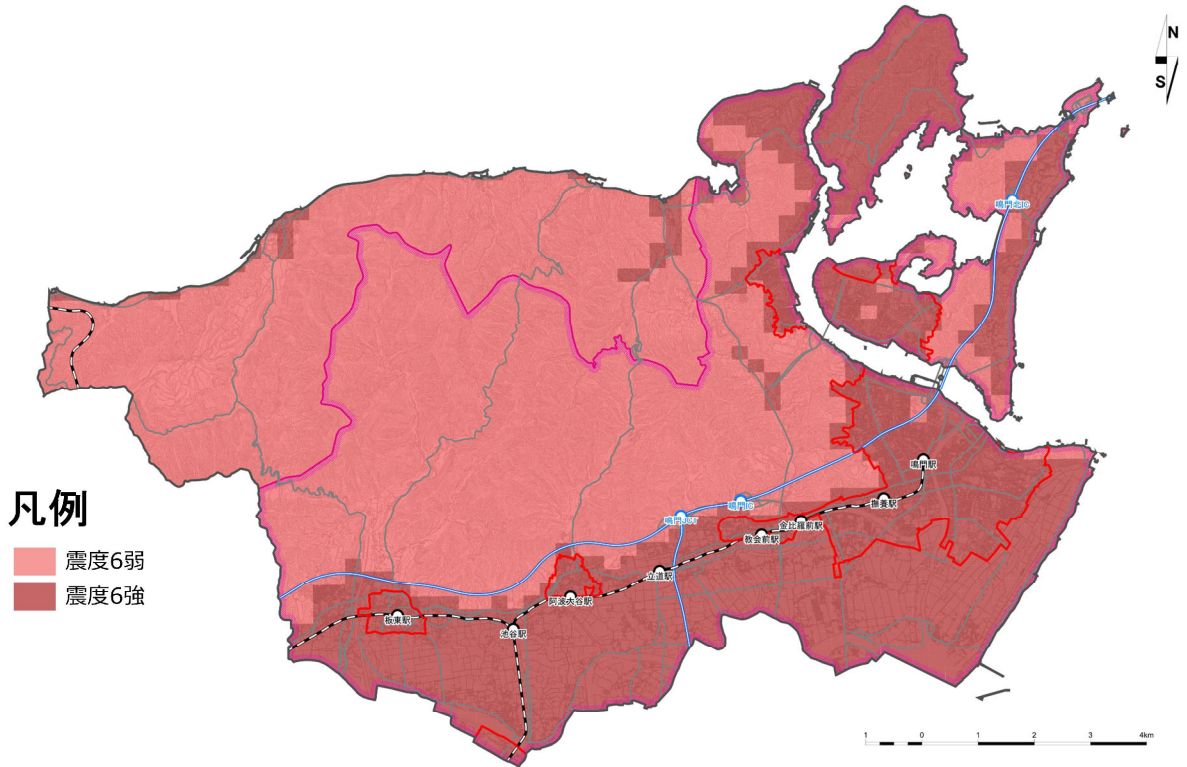


資料：平成30年都市計画基礎調査

⑧都市防災

○南海トラフ巨大地震による最大震度は、市街地で最大震度6強が想定されています。

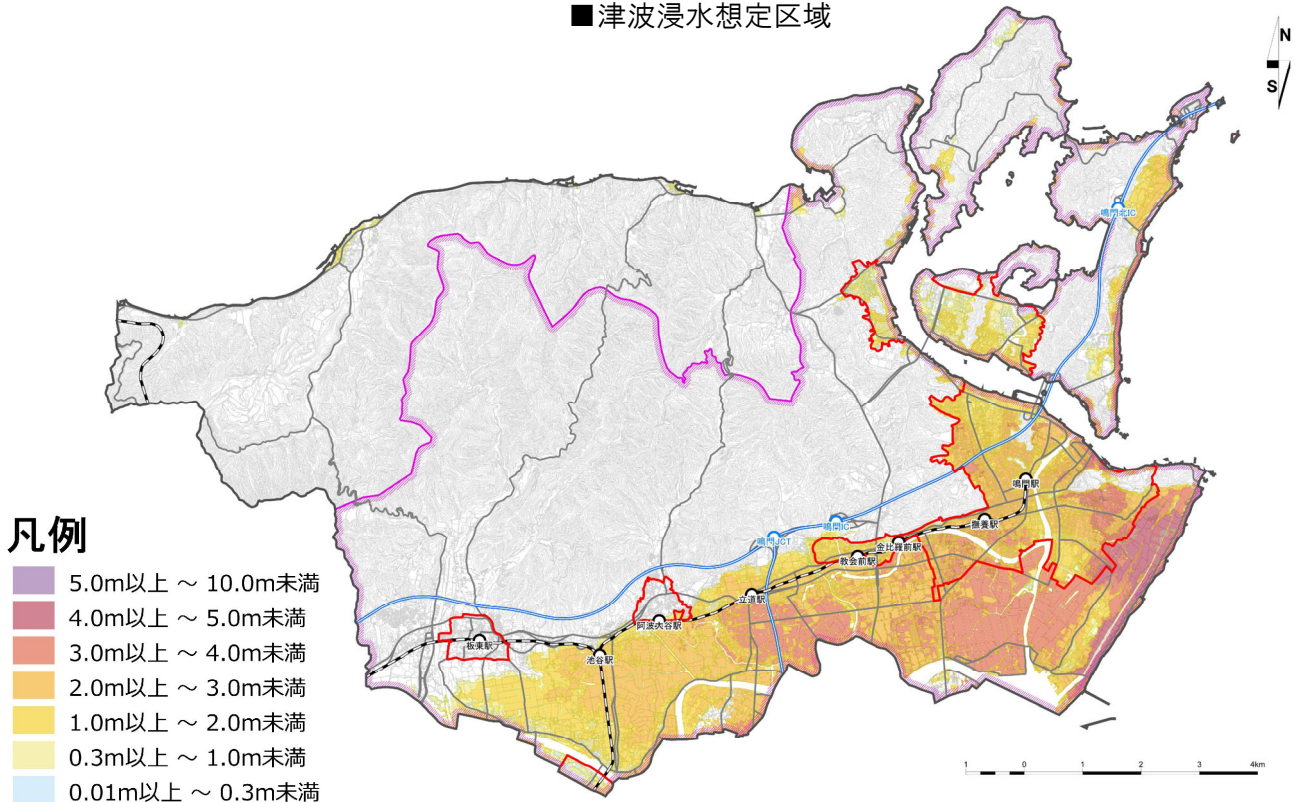
■震度分布（南海トラフ地震想定）



資料：徳島県オープンデータ

○南海トラフ巨大地震を想定した津波浸水想定区域は、鳴門駅周辺の大部分において浸水が想定されています。特に、市域東側は浸水深 4.0m～5.0m の区域が広がっており、鳴門駅周辺や市域南側にも浸水深 2.0m～4.0m の区域が広がっています。

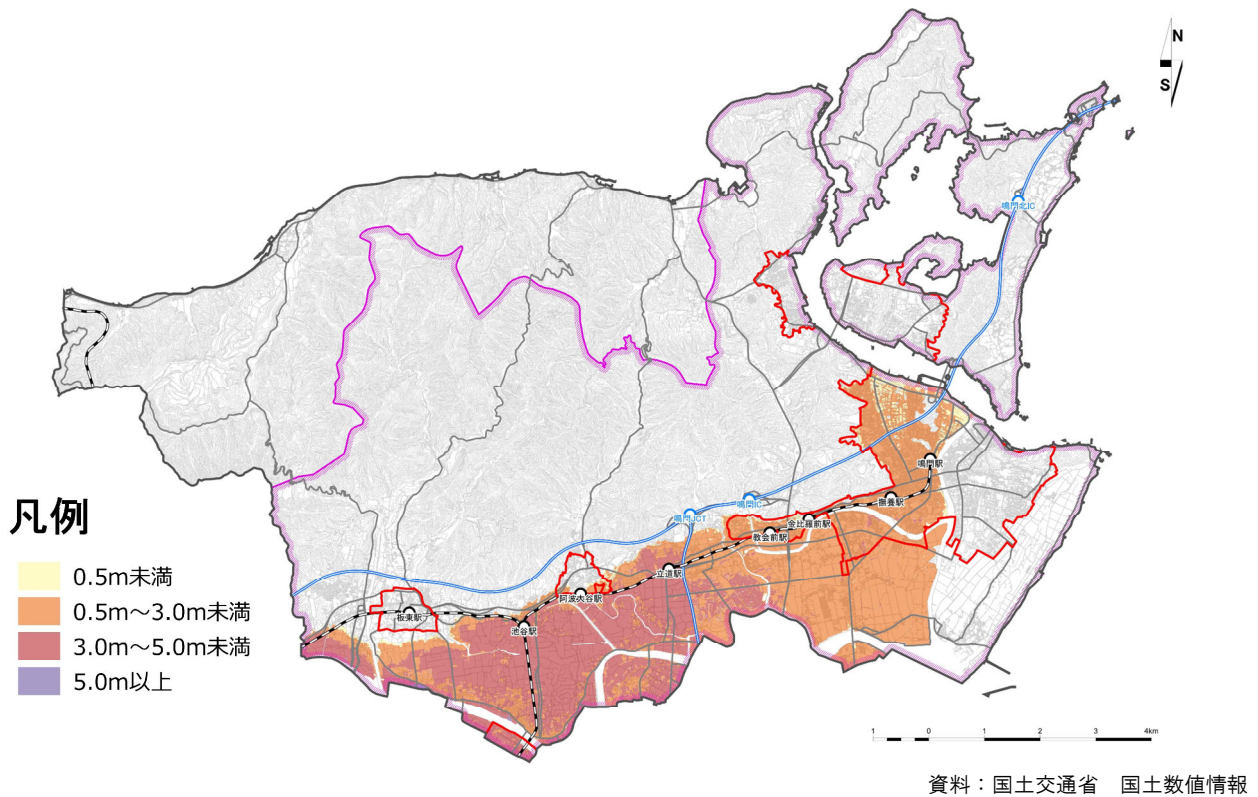
■津波浸水想定区域



資料：国土交通省 国土数値情報

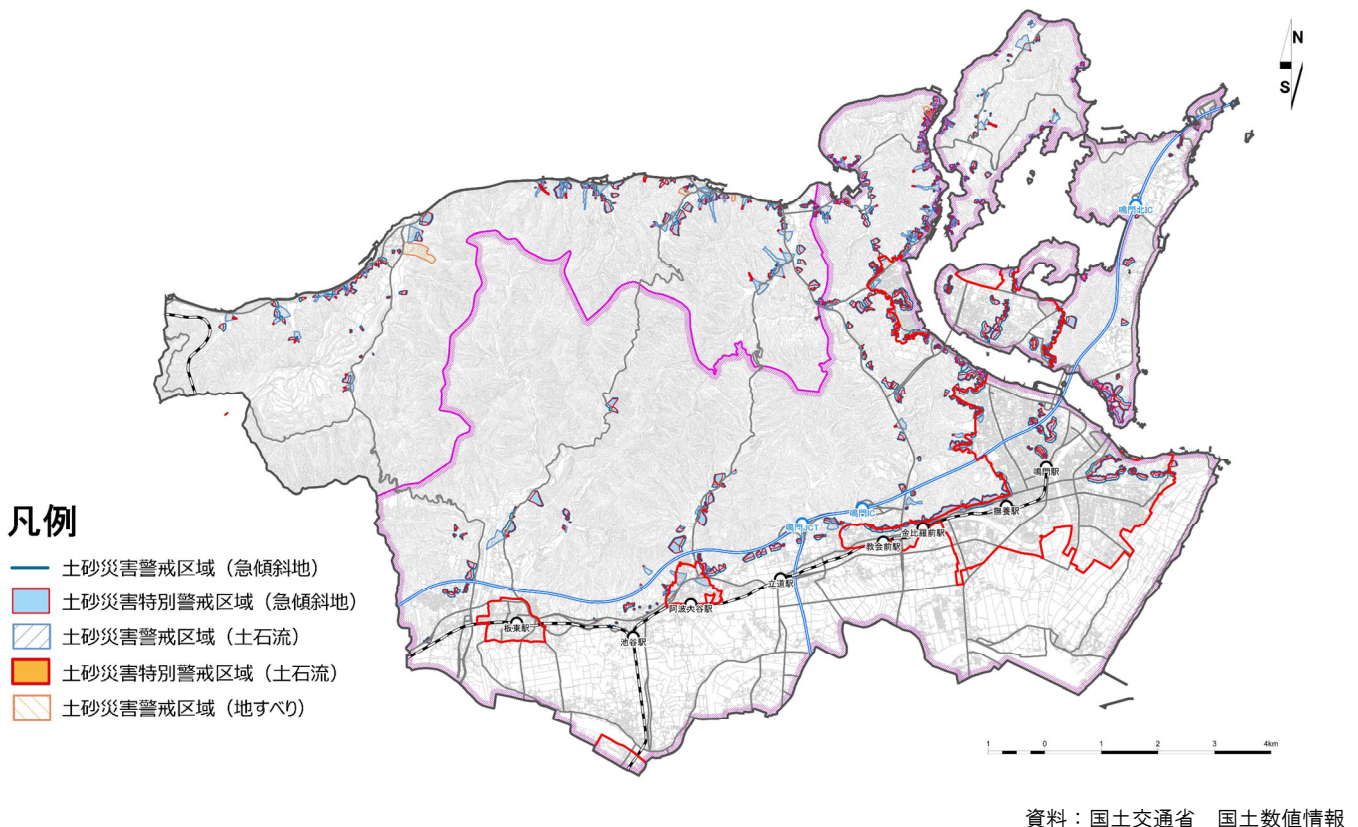
○吉野川や旧吉野川の氾濫を起因とする洪水浸水想定区域は、市域の南側から市街化区域において浸水すると想定されます。

■河川浸水想定区域（吉野川 想定最大規模）



○土砂災害（特別）警戒区域等は、山の斜面や幹線道路沿い、市街化区域縁辺部などで、市域に広く分布しています。

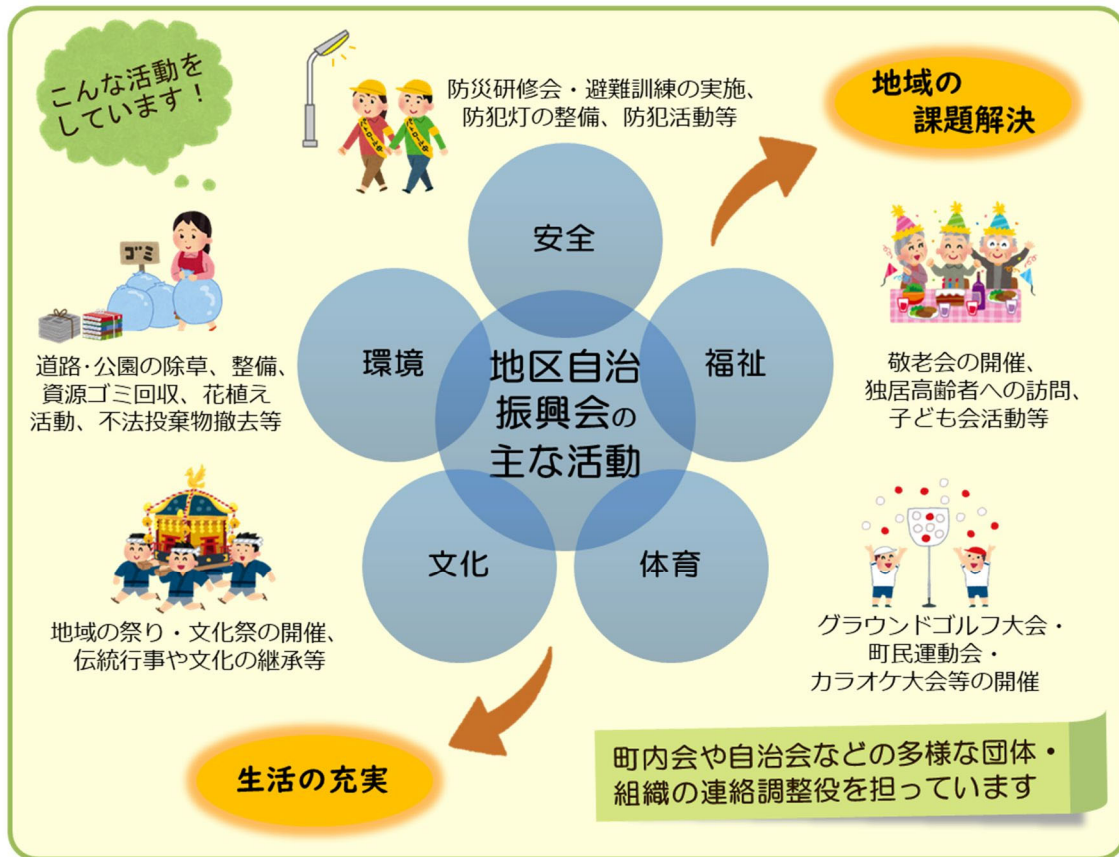
■土砂災害（特別）警戒区域



⑨まちづくり

- まちづくりのルールとなる「鳴門市自治基本条例」を2011年3月に制定し、「市民が主役のまちづくり」を推進しています。
- 安全・福祉・体育・文化・環境に関する活動を行う地区自治振興会や、NPO法人、NPO法人以外のボランティア団体が活動しています。

■地区自治振興会のイメージ



2. アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、市民の意向を把握し、計画へと反映するため、市民アンケート・高校生アンケート・事業所アンケートを実施しました。

市民アンケートは、幅広い年齢層の方から土地利用・都市施設・公共交通・防災等における意向を把握し、高校生アンケートは、若い世代の意向を把握しました。また、事業所アンケートは、事業活動の状況や施設（商業施設や工場）のあり方などについて意向を把握しました。

3つのアンケートの調査概要を以下に示します。また、アンケート調査結果の整理にあたっては、9つの分野（①都市構造、②土地利用、③市街地整備、④道路、⑤公共交通、⑥公園・景観、⑦下水道、⑧都市防災、⑨まちづくり）に分け、課題に繋がる内容を整理します。

■市民アンケート

調査地域	鳴門市全域
対象者	鳴門市に在住する18歳以上の市民
調査方法	郵送による調査
配布数	3,000通
抽出方法	市民3,000人を無作為抽出
調査期間	令和3年8月20日(金)～令和3年9月2日(木)
回収数/回収率	987票 / 32.9%

■高校生アンケート

対象者	鳴門高校、鳴門渦潮高校の高校2年生
調査方法	教員による配布・回収
配布数	鳴門高校 275通、鳴門渦潮高校 199通
調査期間	鳴門高校 令和3年10月27日(水)～令和3年11月8日(月) 鳴門渦潮高校 令和3年10月19日(火)～令和3年11月5日(火)
回収数/回収率	411票 / 86.7%

■事業所アンケート

調査地域	鳴門市全域
対象者	鳴門市内の300事業所
調査方法	郵送による調査
調査期間	令和3年11月10日(水)～令和3年11月24日(水)
回収数/回収率	148票 / 49.3%

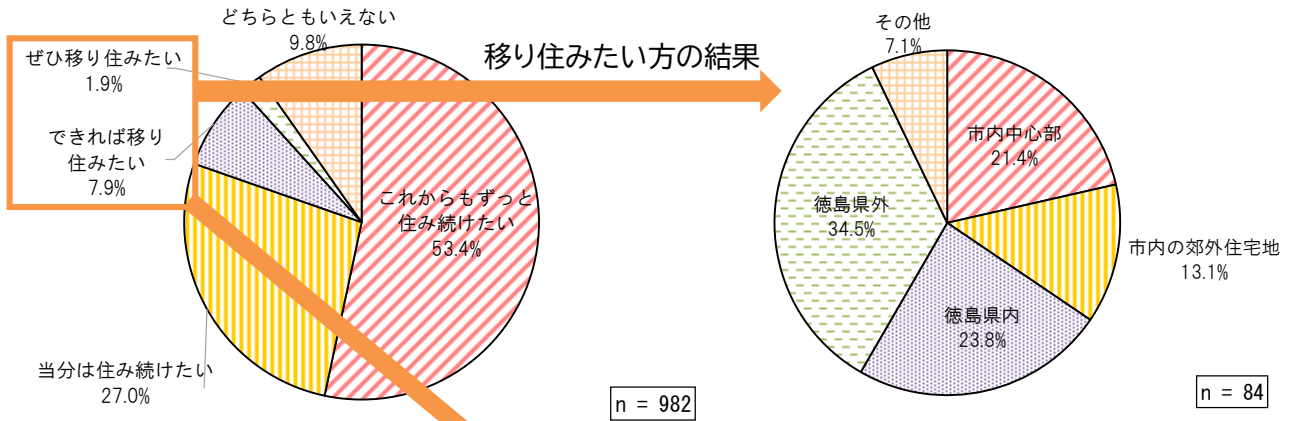
①都市構造

○本市の定住意向は高いものの、移り住みたい方は市外への転居が多く、中でも日常の買い物の不便さが移り住みたい理由となっています。
 ○鳴門市の将来像は、健康・福祉のまち、快適住環境のまちなどが望まれています。

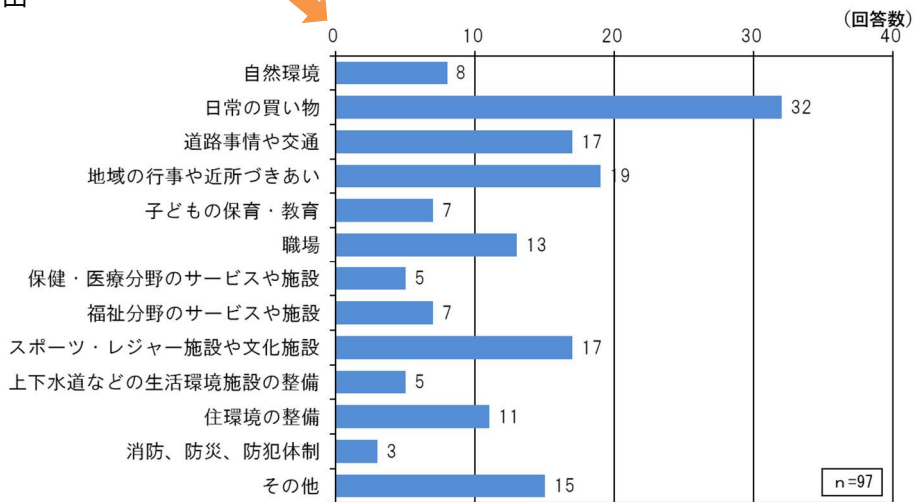
■定住意向について（市民アンケート結果）

○定住意向

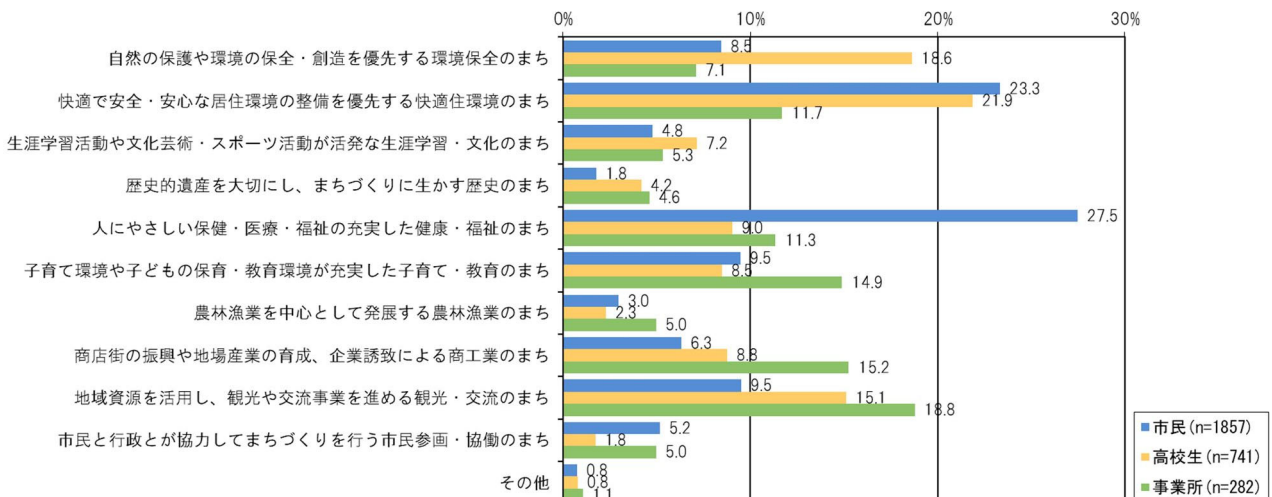
○移り住みたい場所



○移り住みたい理由

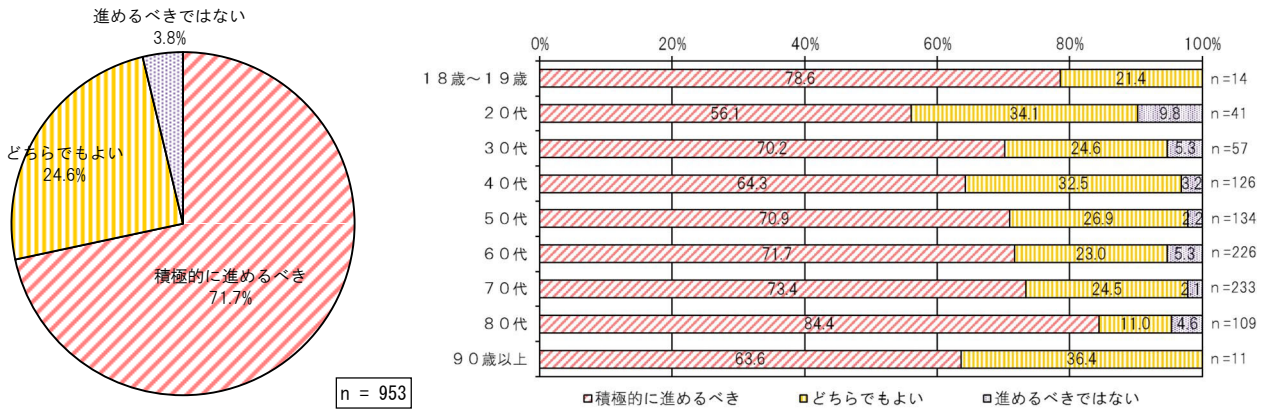


■鳴門市の将来像について（市民・高校生・事業所アンケート結果）

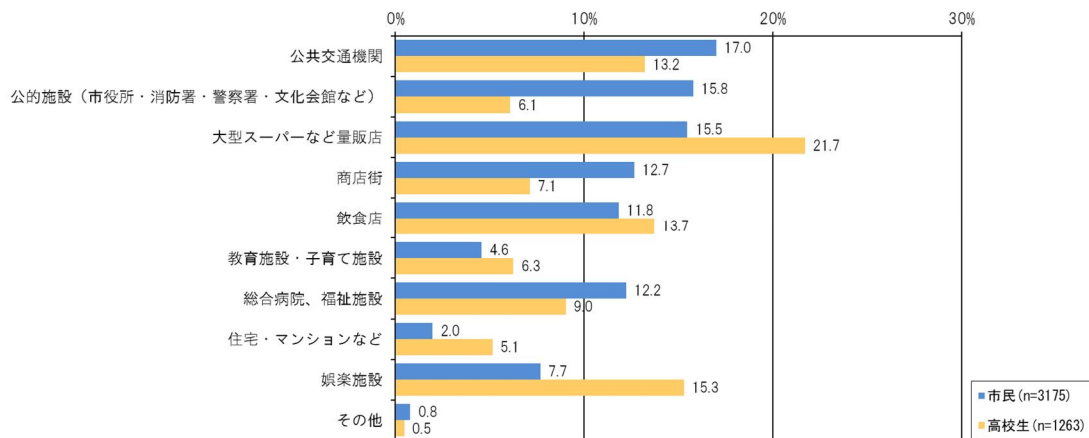


- コンパクトシティの推進については、積極的に進めるべきと回答した方が多く、年齢層が高くなるにつれて多くなっています。
- 中心部に必要な施設として特に高校生においては、大型スーパーなど量販店が望まれています。

■コンパクトシティの推進について（市民アンケート結果）



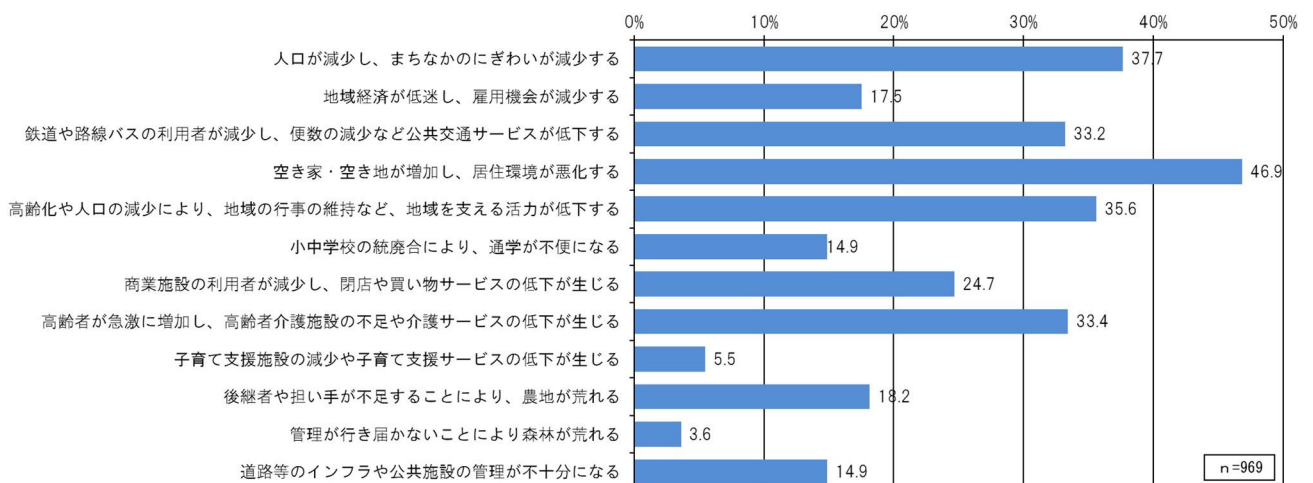
■中心部に必要な施設について（市民・高校生アンケート結果）



②土地利用

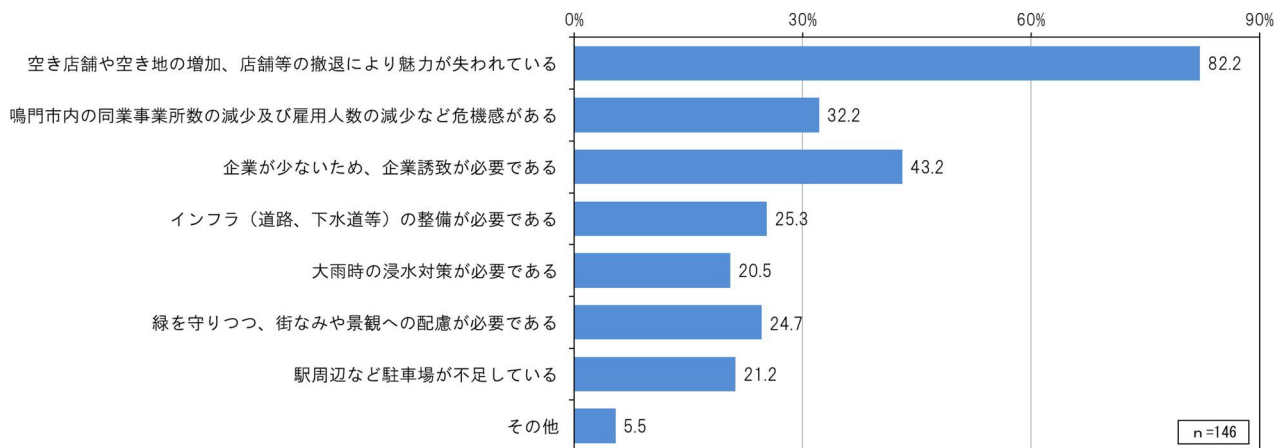
- 人口減少・少子高齢化の進行により、「空き家・空き地の増加による居住環境の悪化」、「まちなかの賑わい低下」、「地域を支える活力の低下」、「介護施設の不足とサービスの低下」、「公共交通サービスの低下」など多岐にわたって問題視されています。

■人口減少・少子高齢化の進行による将来的なお住まいの地域の問題について（市民アンケート結果）

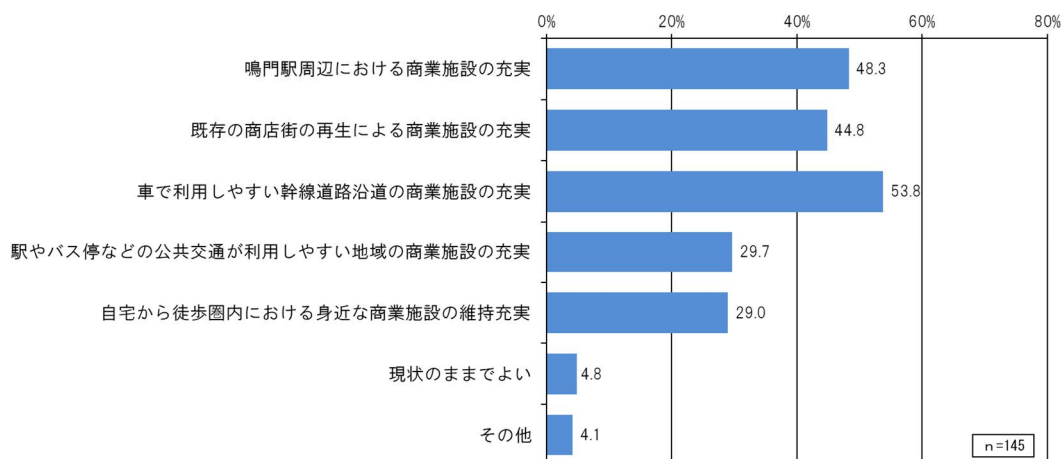


- 鳴門市のまちづくりでは、「空き店舗や空き地の増加、店舗等の撤退により魅力が失われている」ことが問題視されています。
- 商業施設の今後の方向性として、「幹線道路沿道の商業施設の充実」、「鳴門駅周辺の商業施設の充実」、「既存商店街の再生・充実」が望まれています。

■鳴門市のまちづくりに関する問題について（事業所アンケート結果）



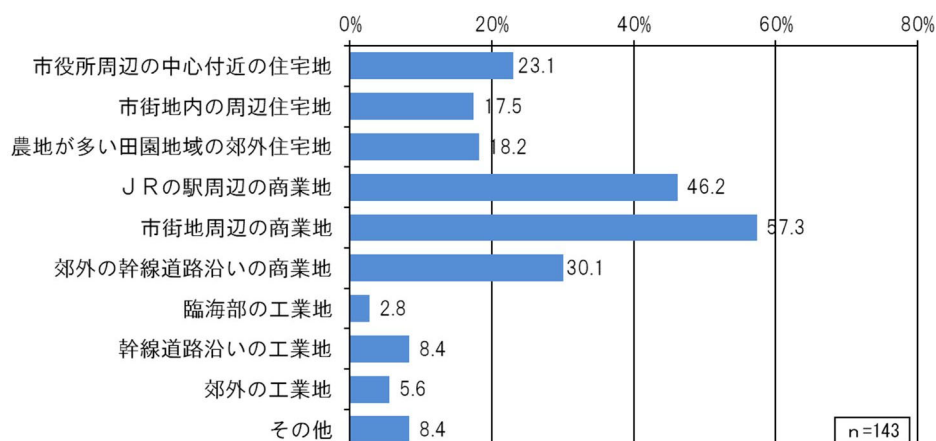
■商業施設の今後の方向性について（事業所アンケート結果）



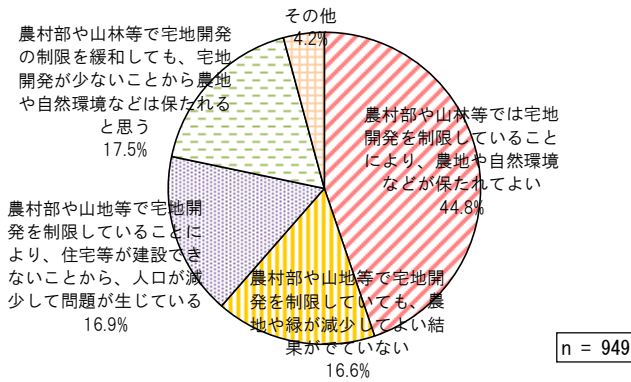
③市街地整備

- 重点的に整備を進めることが望ましい場所は、「市街地周辺の商業地」や「JRの駅周辺の商業地」が挙げられています。
- 宅地開発については、基本的には、新たな開発を求める意向は少なく、自然環境や農地の保全を推進し、開発は産業振興や防災等の観点から計画的に検討することが望まれています。

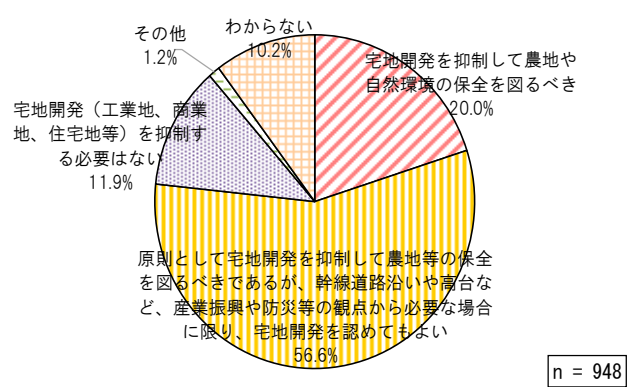
■重点的に整備を進めることが望ましい場所について（事業所アンケート結果）



■ 宅地開発の制限に関する考え方について
(市民アンケート結果)



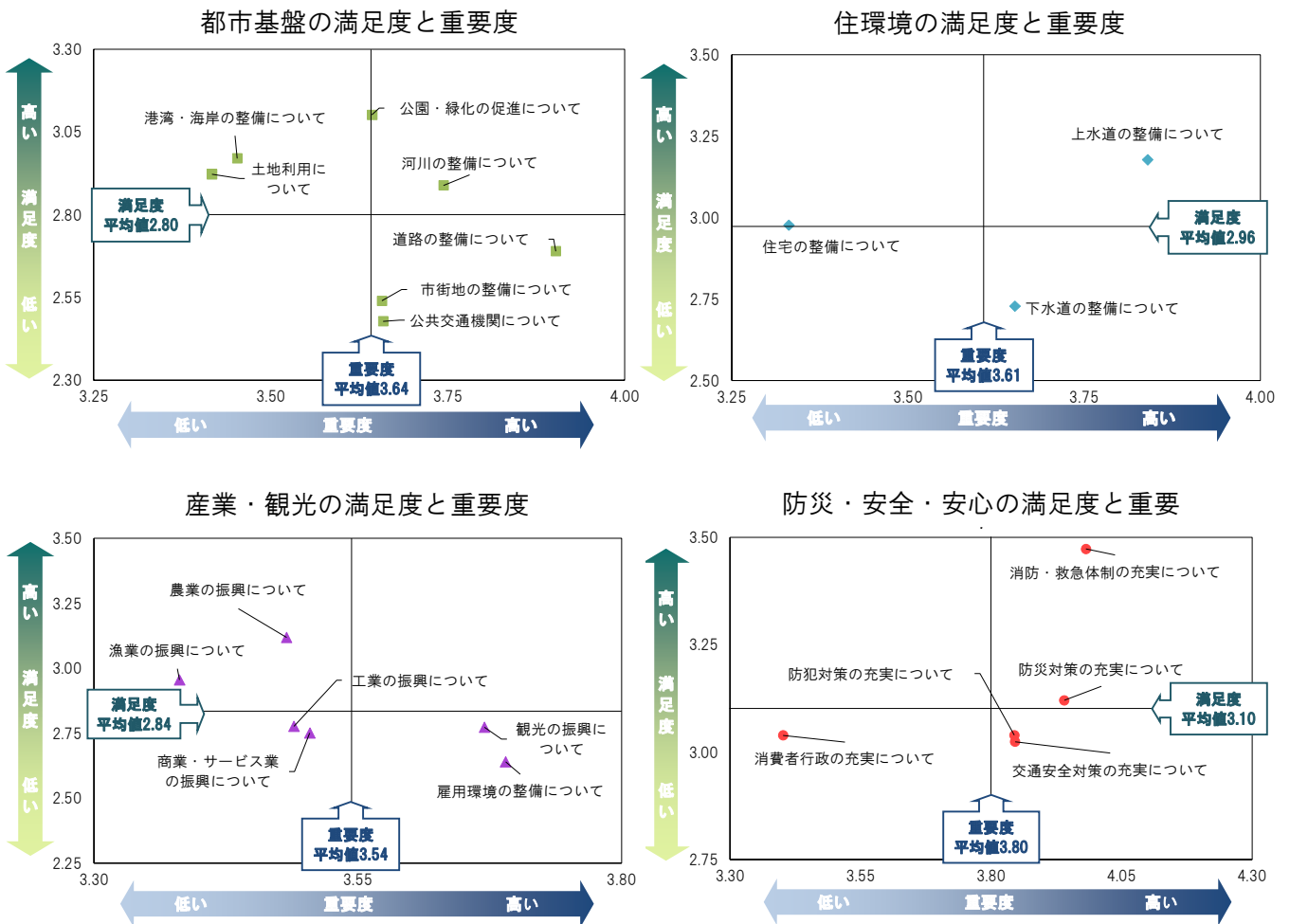
■ 宅地開発と農地や自然環境の保全のあり方
(市民アンケート結果)



④道路、⑤公共交通、⑥公園・景観、⑦下水道

○ 鳴門市のまちの現状として、都市基盤では「公共交通機関について」、「市街地の整備について」、「道路の整備について」、住環境では「下水道の整備について」の項目で重要度は高いものの、満足度は低くなっています。
○ その他、産業・観光では「雇用環境の整備について」や「観光の振興について」、防災・安全・安心では、「交通安全対策の充実について」や「防犯対策の充実について」の項目で重要度は高いものの、満足度は低くなっています。

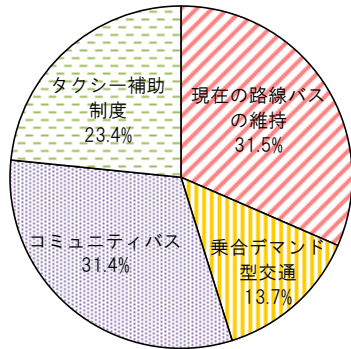
■ 鳴門市のまちの現状の満足度・重要度について (市民アンケート結果)



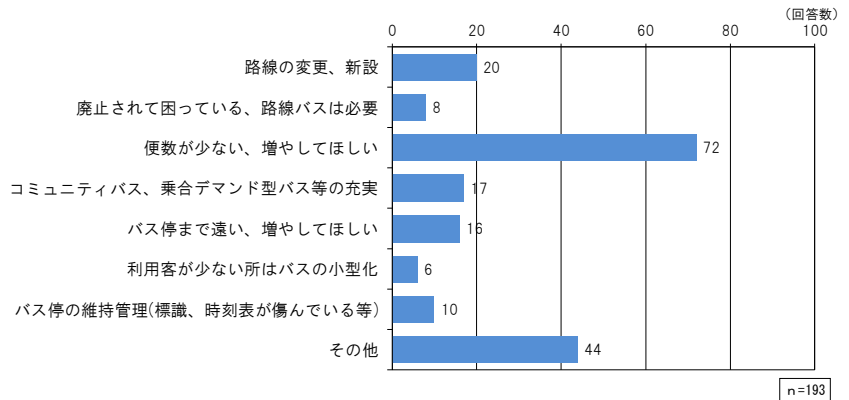
⑤公共交通

○公共交通に必要なものとして、路線バスの維持とコミュニティバスが挙げられています。
○路線バスの利用で困っていることとして、便数の増加が望まれています。

■公共交通に一番必要と思うものについて
(市民アンケート結果)



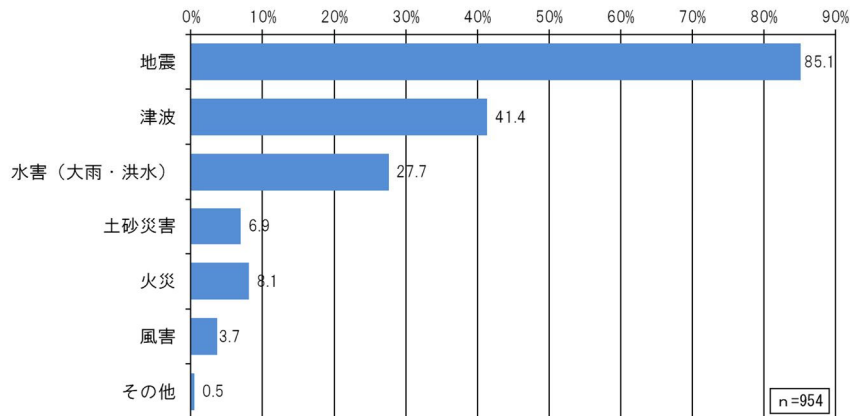
■路線バスの利用で困っていることについて
(市民アンケート結果)



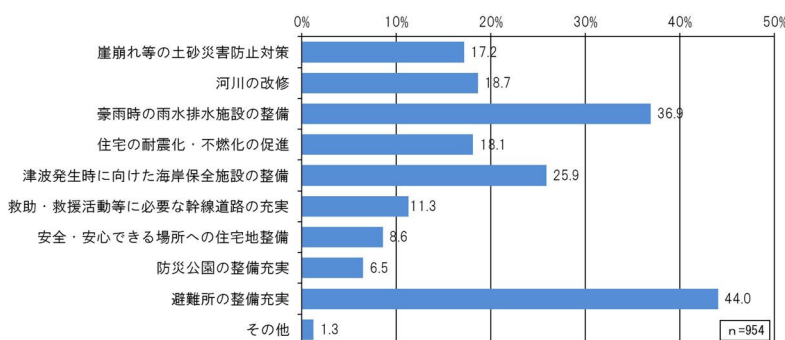
⑧都市防災

○最も心配される災害は、地震・津波であり、災害に強いまちづくりに向けた対策として、「避難所の整備充実」や「豪雨時の雨水排水施設の整備」が望まれています。
○防災マップなどでの居住地周辺の災害リスクや避難所について、把握している方は半数程度となっています。

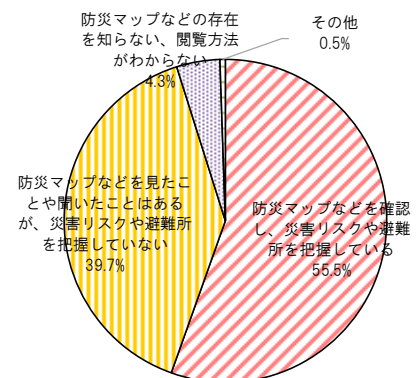
■最も心配される災害について (市民アンケート結果)



■災害に強いまちづくりに向けた対策について
(市民アンケート結果)



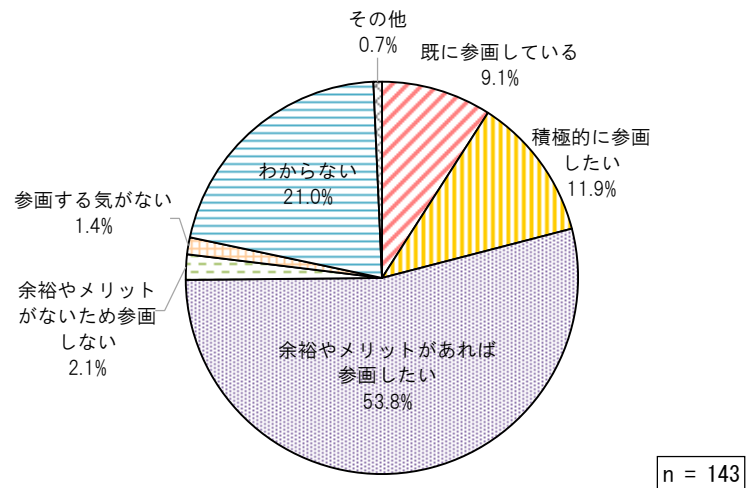
■防災マップなどで居住地周辺の災害リスクや避難所の把握について (市民アンケート結果)



⑨まちづくり

○地域との協働によるまちづくりへの取組や参画について、参画意欲のある方が大半を占めています。

■地域との協働によるまちづくりへの取組やまちづくりへの参画について
(事業者アンケート結果)



3. 課題の整理

「上位・関連計画」、「都市の現状」、「アンケート調査」を踏まえ、本計画の課題を整理します。

1 都市構造

①鳴門の顔となる各地域の特性を活かしたエリア価値の向上が必要

- 本市の中心部では文化会館・市庁舎・商店街、その周辺部ではボートレース鳴門・道の駅「くるくる なると」・鳴門教育大学、自然が豊かな地域では、鳴門公園周辺・大谷焼の里・霊山寺・極楽寺・きたなだ海の駅など各エリアにおいて特徴的な魅力を有しています。
- そのため、各地域の施設や資源等の特性を活かした賑わいや魅力の創出に向け、エリア価値の向上を図ることが必要です。

②中心部への都市機能の集積とエリア間ネットワークの形成が必要

- 市民アンケートでは、「コンパクトシティを積極的に推進すべき」と考える方が多いほか、中心部には「公共交通機関」、「公的施設」、「大型スーパーなどの量販店」が必要とされています。
- そのため、中心部には、商業・医療・福祉などの都市機能を集積させるとともに、中心部から各エリアを公共交通で結んだ利便性の高い都市構造の形成が必要です。

2 土地利用

①都市機能や居住の誘導と市街地拡大の抑制が必要

- 中心部における人口密度は、鳴門駅周辺や鳴門インターチェンジ周辺などでは一定規模の人口が集積しているものの、その他の地域においては低密度となっています。
- そのため、都市機能や居住の維持・誘導と市街地拡大の抑制による、持続可能な都市経営に向けた取組を推進することが必要です。

②都市のスポンジ化対策が必要

- 市全域で空き家が分布しており、特に中心部では空き家が集積し、都市の空洞化が進行しています。そのため、地域の魅力や活力の衰退、低密度な市街地とならないようスポンジ化対策が必要です。

③賑わいを創出する施設の活用と連携が必要

- 賑わいを創出する施設として、ボートレース鳴門周辺や道の駅「くるくる なると」の整備等を推進しており、各拠点施設づくりによる賑わい創出を図るとともに、公共交通ネットワークの形成による連携強化が必要です。

④産業の担い手の確保や活性化が必要

- 事業所数や従業者数の減少が進む中、事業活動が維持できるよう担い手確保や企業誘致等による受け皿の確保が必要です。
- 農業などの人手不足により、維持管理できていない農地・山地等の自然環境の維持・有効活用が必要です。

⑤防災・減災の視点を踏まえた土地利用の推進が必要

○津波や洪水により中心部の広範囲で浸水するおそれがあることから、居住や都市機能の安全な地域への緩やかな誘導、災害リスクの高いエリアでの開発抑制、避難体制の強化などの検討が必要です。

⑥公共施設の老朽化対策が必要

○老朽化した公共施設の更新等が必要であり、限られた予算の中で各施設の長寿命化を図るとともに、公共施設等総合管理計画に基づく集約化や廃止等の方向性を踏まえつつ、計画的な整備・更新等を推進することが必要です。

3 市街地整備

①鳴門駅周辺部における拠点性の向上が必要

○鳴門駅周辺部においては、商業・医療・文化等の都市機能の集積と更なる利便性向上により、拠点性を高め、鳴門市の中心部へと観光客や市民が訪れるような魅力ある市街地の形成と活性化が必要です。

②定住基盤の再整備が必要

○高度経済成長期以降に整備された区画整理済市街地及び密集市街地については、街路の劣化や未利用地の点在などを踏まえた、計画的な基盤整備・更新が必要です。

4 道路

①都市計画道路の見直しを踏まえた整備が必要

○長期未着手路線や未整備路線の都市計画道路は、必要性や実現性を踏まえた見直しを行っていくことが必要です。

②身近な生活道路の整備が必要

○身近な生活道路については、交通処理の円滑化や走行環境の向上、安全性や回遊性を意識した歩道等の整備が必要です。

5 公共交通

①高齢化、免許返納者の増加や交通が不便な地域に対応した公共交通の検討が必要

○市民アンケートでは路線バスの増便などが望まれる中で、公共交通が不便な地域の解消などを図るとともに、高齢者や学生など自動車を利用できない方のニーズに対応した、公共交通の利便性の維持・確保を目指すことが必要です。

②次世代のモビリティやサービスの展開も視野に入れた公共交通の検討が必要

○次世代モビリティとして自動運転、MaaS、AI バス・タクシーなど、今後 20 年間の公共交通の発展を視野に入れつつ、持続可能な公共交通の検討が必要です。

6 公園

①公園の質の向上や活用が必要

○大規模公園を中心に整備が進んでおり、市民一人当たりの公園面積は高く、身近な公園は確保されていることから、各公園の特性を活かした質の向上や更なる活用や適切な維持管理が必要です。

7 自然環境

①山地や農地等の自然環境の保全や活用が必要

○市民アンケートでは、基本的には、新たな開発を求める意向は少なく、自然環境や農地の保全を推進し、開発においては、産業振興や防災等の観点から計画的に検討することが望まれています。そのため、山地や農地等の保全・活用、また、市民ニーズを踏まえた計画的な開発が必要です。

②グリーンインフラの考え方や手法に関する検討が必要

○社会情勢の変化で示したとおり、グリーンインフラの考え方や手法を検討し、自然が有する防災・減災、地域振興、環境保全など多様な機能を活用していくことが必要です。

8 景観

①本市特有の景観の保全や活用が必要

○本市特有の魅力ある景観の保全・活用により、市民の憩い空間の形成や地域の愛着・誇りを高めるとともに、観光客等の増加に繋げていくことが必要です。

9 下水道

①下水道の計画的な整備が必要

○下水道の整備率や普及率の向上に向け、居住施策の方向性や財政状況を踏まえつつ、計画的な整備や啓発を図ることが必要です。

10 都市防災

①津波等の災害リスクへの対応が必要

○津波や洪水による浸水想定区域は、中心部の広範囲において想定されており、基盤整備を進めてきた市街地を維持し、住み続けられるよう、ハード・ソフトによる防災・減災対策が必要です。

②南海トラフ地震も見据えた事前復興の取組が必要

○大規模災害への備えとして、平時から復興に備えた事前の準備や実践に向けた取組が必要です。

11 まちづくり

①まちづくりを担う主体の育成と官民連携によるまちづくりが必要

○市民、ボランティア、NPO 法人等のまちづくりへの参画、育成、連携を促し、多様な主体がまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

第 3 章

全体構想

1 都市づくりの基本的な考え方

1-1. 都市づくりの基本理念

本計画の基本理念は、最上位計画である「第七次鳴門市総合計画」における基本理念との整合性を図り、定めることとしています。

また、本市では、平成28年（2016年）に「鳴門市四国のゲートウェイ推進プロジェクト 事業計画」を策定しています。内容としては、交流人口の拡大をテーマとして「地域の長所を生かす」、「新たなブランドづくり」などが進められる中で、「四国の玄関（門・ゲート）」と「門の価値を創出」することとして、東西南北の4つのゲートを位置付けています。そこで本計画では、「鳴門市四国のゲートウェイ推進プロジェクト 事業計画」の取組を踏まえ、「オープンゲート構想」に基づいた持続発展可能な都市づくりを進めていくこととして、市民・来訪者に向けてひらいた出入口の門を大きな方向性として位置づけます。

これらの上位・関連計画における大きな方向性を踏まえ、本計画では、四国の玄関口（門・ゲート）として人やモノが行き交い、新たなまちづくりによる活気がうずまき、各地域に住む人々が誇りに思うことで、「住んでよかった」、また「住んでみたい」と感じ、未来をひらく「オープンゲート構想」に基づいた持続発展可能な都市づくりを進めていきます。

基本理念

人と地域の未来をひらく 活気うずまくまち 鳴門

※高校生アンケートの実施や市職員による投票結果を踏まえて決定した基本理念です。

「オープンゲート構想」に基づいた 持続発展可能な都市づくり

都市
づくり
の
考
え
方

- 1 持続可能であり続けるための
コンパクトなまちと交通ネットワークの形成
- 2 魅力と賑わいにあふれた
新たなまちづくりエリアの形成
- 3 日常生活における施設の利便性を高める
フェーズフリーなまちの形成

1-2. 都市づくりの考え方

本市では、基本理念に沿って、「1 コンパクトなまちと交通ネットワークの形成」、「2 新たなまちづくりエリアの形成」、「3 フェーズフリーなまちの形成」の3つの考え方をもとに、持続可能で開かれたまちづくりを目指す「オープンゲート構想」を推進します。

1 持続可能であり続けるためのコンパクトなまちと交通ネットワークの形成

- 居住地や都市機能を利便性の高い場所へ誘導しながら、災害の危険性を考慮したコンパクトなまちを形成するとともに、効率的・効果的な都市施設の整備を進め、持続可能な都市経営に努めます。
- 20年後の人口規模やコンパクトな市街地形成を見据えつつ、既存の公共交通の見直し、都市機能や観光地などの目的地へのアクセス性向上、公共交通空白地の解消などを進め、段階に応じた交通ネットワークを形成します。
- 「オープンゲート構想」に向けた都市づくりを推進するため、本州から四国の玄関口である鳴門市へ通じるメインルートと、香川県から鳴門市を経て徳島県南部へ通じるサブルートを軸とし、東西中南北に配置された門 ナルト・ゲートを形成します。

2 魅力と賑わいにあふれた新たなまちづくりエリアの形成

- 各地域には個性と魅力あふれる観光地、歴史・文化が渦巻いており、これらの更なる発展と魅力を創出するため、新たなまちづくりエリアを設定し、特色ある鳴門の顔づくりに向けた取組を推進します。

3 日常生活における施設の利便性を高めるフェーズフリーなまちの形成

- 「日常時」に役立つものがそのまま「非常時」に活用できるという、「フェーズフリー」の考え方を公共施設・民間施設・道路・公園などの整備・維持管理等に導入することで、施設の利便性を高めるとともに、市民に対してフェーズフリーの概念の周知に向けた取組を推進します。また、「フェーズフリー」の考え方を都市全体にあてはめ、人口減少・少子高齢化が進行する中、都市機能や居住を集約・誘導しながら各地域を交通で結び、持続可能で住みやすく活気があると同時に災害にも強い都市形成を目指します。
- オープンゲート構想の2つのルートにおいては、平常時は市民にとって重要な生活基盤であるとともに、ルートに沿って訪れる来訪者が各まちづくりエリアに立ち寄ることができ、災害時は、平常時と同じルートで物資が輸送できるよう維持・活用に向けた取組を推進します。

道路・公園・建物における日常時・非常時の役割・活用イメージ

日常時		非常時
観光、買い物、通勤・通学、産業活動	道路	救急運搬、救助活動
遊び・憩いの場	公園	避難場所、物資保管場所
地域コミュニティ、行事	建物(公共)	避難場所、避難所、災害対応拠点
飲食、買い物、娯楽、勤務	建物(民間)	避難場所

1-3. 将来都市構造

本市では、各地域の特色ある地域特性を踏まえた持続発展可能な将来都市構造を目指すため、大きな骨格を成す「① ゲート（門）」、「② 重点まちづくり区域・新たなまちづくりエリア」、「③ オープンゲート構想に基づくルート」の3つを位置付けます。

① 5つのゲート（門）を整備し、市内の交流を促進します。



市民や来訪者が日常的に利用する鳴門市の出入口（門）として、5つのゲートを位置付けます。これらのゲートは、新たなまちづくりエリアの周遊性や回遊性を高める交流拠点であるとともに、観光等の情報発信の拠点として整備を進め、賑わいや憩いの空間を形成します。また、それぞれのゲート間の連携強化に向けて取り組みます。

② 重点まちづくり区域及び新たなまちづくりエリアを整備し、地域活性化を促進します。

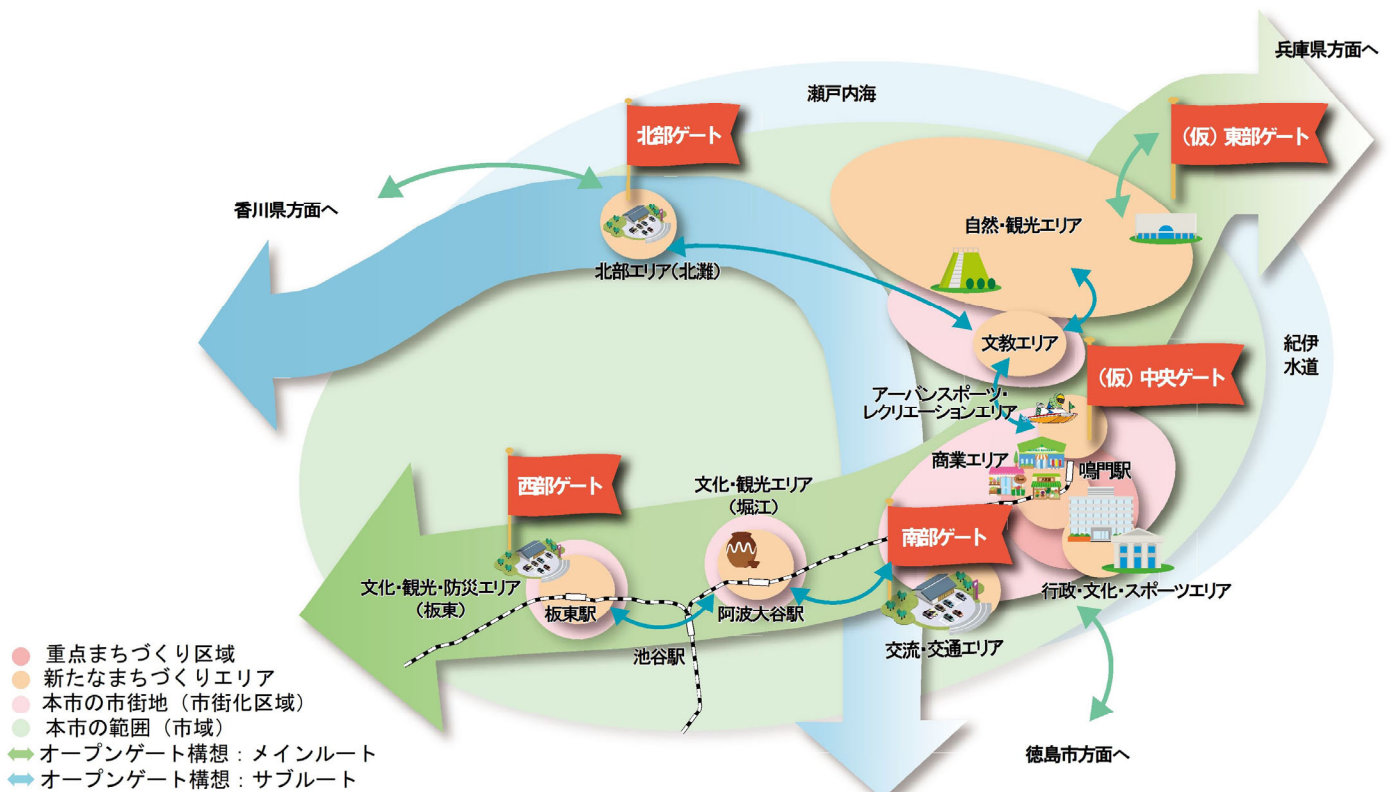


重点まちづくり区域と新たなまちづくりエリアを位置付け、それぞれの地域特性を活かした商業・観光・文化等の新たな魅力の創出とエリア価値の向上に向けた取組を推進します。

③ ゲート・区域・エリアを結ぶ2つのルートを整備し、市内の交流を促進します。



ゲート・区域・エリアに訪れるためのルートとして、2つのルート（メインルート・サブルート）を交流の促進を図る軸として位置付けます。これらのルートにより、ゲート・区域・エリアとの連携強化を図るとともに、様々な出会いを促し、安全・安心かつ利便性の高い整備を推進します。



大きな骨格であるゲートや新たなまちづくりエリア等を具体的に示します。

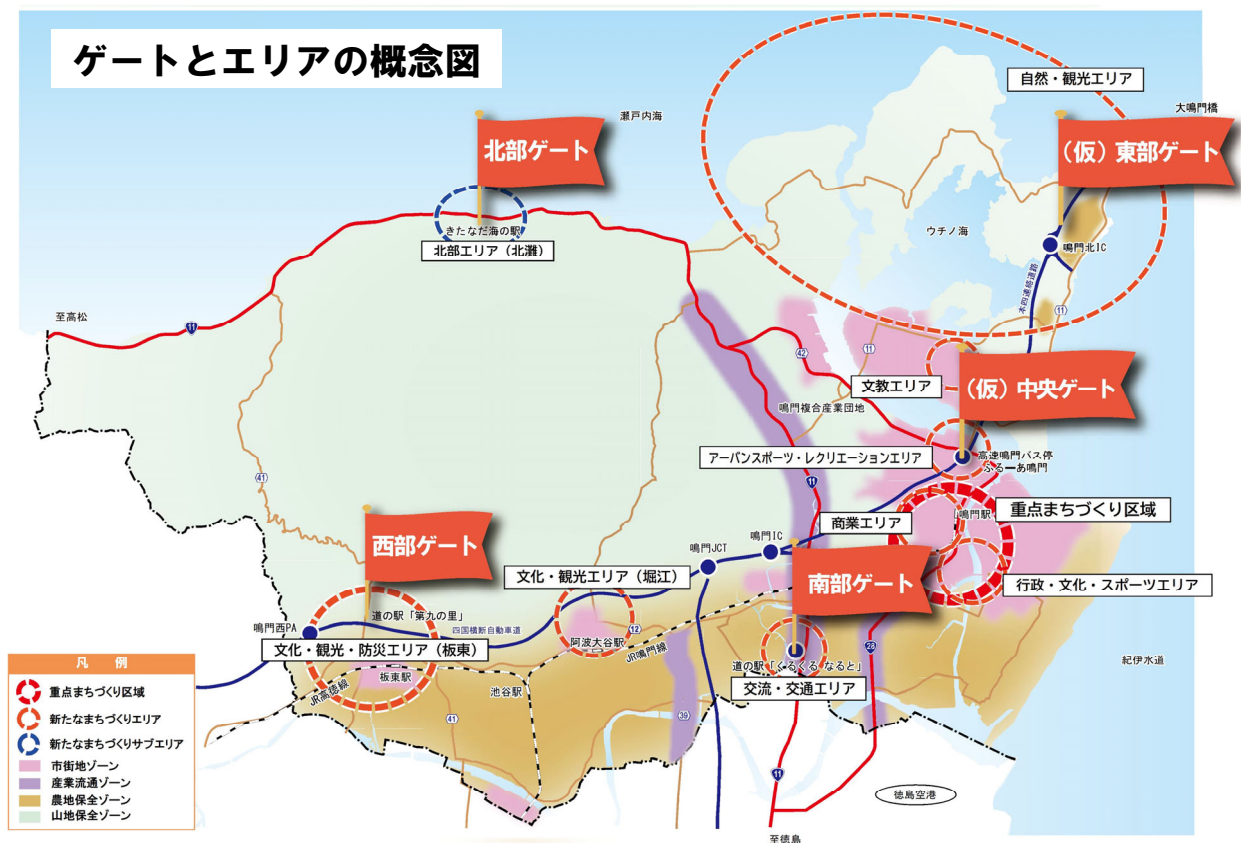
5つのゲート（門）について

■ゲートの定義

○本計画におけるゲートの定義は、人・モノ・情報が行き交う門（出入り口）の性質を持ちながら、拠点（エリア内の拠点施設）の機能を併せ持つものとしています。

■ゲートの役割と方向性

○5つのゲートを含む新たなまちづくりエリア間における回遊性を高めることで、市民や来訪者にとって便利で快適な都市空間を確保し、「交流人口の拡大」、「定住人口の維持」、「地域経済の活性化」等に寄与するまちづくり施策を展開していきます。



■ゲートの機能や考え方

	ゲートが持つ機能や考え方	ゲートの整備・活用による地域への効果
北部ゲート	<p>■機能</p> <p>○北部ゲートは、「きたなだ海の駅とその周辺部」を位置づけ、「産直市」、「交通」、「観光」、「情報発信・案内」の機能を高めつつ、海を活かした活気ある門をひらき、更なる魅力の増進を図ります。</p> <p>■新たなまちづくりエリアとの連携</p> <p>○市民や兵庫県・近隣市町・香川県方面などから訪れる来訪者の誘導・交流拡大に向けて、重点まちづくり区域、自然・観光エリア、交流・交通エリア等のエリア、ゲートとの連携を高めます。</p>	<p>人口規模が他の地域に比べて少なく、鳴門中心部から離れた場所に位置する北灘町にゲートを整備することにより、地域コミュニティの維持、公共交通の維持、海産物などを活かした地域のブランド化等の効果が期待されます。</p>

	ゲートが持つ機能や考え方	ゲートの整備・活用による地域への効果
西部ゲート	<p>■機能 ○西部ゲートは、「道の駅「第九の里」」を位置づけ、「産直市」、「交通」、「観光」、「情報発信・案内」、「防災」の機能を高めつつ、市民や県外から訪れる来訪者が集い、ゲート周辺の行政・観光施設（大麻町総合防災センター（仮称）、鳴門市ドイツ館、四国八十八箇所霊場 霊山寺、極楽寺等）と連携した活気ある門をひらき、更なる魅力の増進を図ります。</p> <p>■新たなまちづくりエリアとの連携 ○市民や兵庫県・近隣市町・香川県方面からの来訪者の誘導・交流拡大に向けて、重点まちづくり区域や自然・観光エリア等のエリア、ゲートとの連携を高めます。</p>	本市の西部に位置する大麻町の要衝にゲートを整備することにより、地域コミュニティの維持及び公共交通の維持等の効果が期待されます。
(仮)中央ゲート	<p>■機能 ○(仮)中央ゲートは、「高速鳴門バス停 ふるーあ鳴門とその周辺部」を位置づけ、「交通」、「情報発信・案内」等の機能を活かしつつ、県外から訪れる来訪者や県外へ移動する市民など誰もが利用しやすい交通結節点の要としての門をひらき、公共交通に関する機能強化や回遊性の向上を図ります。</p> <p>■新たなまちづくりエリアとの連携 ○市民や兵庫県・香川県方面からの来訪者が発着点として快適に利用できるよう、重点まちづくり区域や自然・観光エリア等のエリア、ゲートとの連携を高めます。</p>	鳴門中心部(重点まちづくり区域)に近接する撫養町川西地区にゲートを整備することにより、高速バスを利用する県外客等の案内や市民が県外に訪れやすい環境づくりを行うことで回遊性の向上等の効果が期待されます。
南部ゲート	<p>■機能 ○南部ゲートは、「道の駅「くるくる なると」」を位置づけ、「産直市」、「交通」、「観光」、「情報発信・案内」、「防災」などの多彩な機能や徳島市との近接性を活かしつつ、市民・来訪者が共に楽しむことができる賑わいの門をひらき、更なる魅力の増進を図ります。</p> <p>■新たなまちづくりエリアとの連携 ○市民や兵庫県・近隣市町などから訪れる来訪者の誘導・交流拡大に向けて、東西南北をつなぐ道路交通の要衝地としてエリア、ゲートとの連携を高めます。</p>	近隣市町や県外からのアクセスが高い大津町にゲートを整備することにより、鳴門市全体の名産品や特産品を活かしたブランド化、地域活性化等の効果が期待されます。
(仮)東部ゲート	<p>■機能 ○(仮)東部ゲートの創出に向け、県内外などから訪れる来訪者が多く、鳴門市の代表的な観光地として鳴門公園の鳴門の渦潮や大塚国際美術館などの観光事業者等と連携しながら、「産直市」、「観光」、「情報発信・案内」等の機能の導入を検討し、市民が愛着と誇りに思う門であるとともに関西と繋がる四国の玄関口としてふさわしい門を目指します。</p> <p>■新たなまちづくりエリアとの連携 ○市民や兵庫県・近隣市町などから訪れる来訪者の誘導・交流拡大に向けて、周辺部の観光施設やリゾート型宿泊施設が持つ集客力が、重点まちづくり区域等の市中心部へと波及するようエリア、ゲートとの連携を高めます。</p>	関西圏に近接する鳴門町にゲートを整備することにより、日本・世界に向けたブランド化の取組の一助として、周辺施設と一体的に市民が誇りに思える場となることが期待されます。

重点まちづくり区域及び新たなまちづくりエリア等について

特に持続発展可能な都市づくりを実現するにあたって重要となる「エリア」は、「重点まちづくり区域」、「新たなまちづくりエリア」、「新たなまちづくりサブエリア」として、各エリアの有する役割を明確にします。また、「軸」は道路・公共交通の整備方針、「ゾーン」は土地利用の方針にて、整備方針等を明確にします。

■ 重点まちづくり区域

名称	具体箇所	区域の方針
①重点まちづくり区域	鳴門駅周辺一帯	本市の重点まちづくり区域として定め、個性的で魅力ある商業・業務機能の集積を促進し、徒歩や自転車で移動できる範囲に必要な都市機能が集積するコンパクトで歩いて暮らせる市街地エリアとします。

■ 新たなまちづくりエリア

名称	具体箇所	エリアの方針
②行政・文化・スポーツエリア	市庁舎、文化会館周辺	本市を代表する行政・文化・スポーツ施設が立地しており、既存施設の機能向上と更新・活用などを進め、市民の生活を支えるエリアとします。
③商業エリア	鳴門駅西・商店街周辺一帯	地元商店街関係者や利用者のニーズを踏まえながら、空き店舗や空き地の活用などを進め、市の商業の中心として商店街等の活性化を図るエリアとします。
④アーバンスポーツ・レクリエーションエリア	ボートレース鳴門周辺	アーバンスポーツ・レクリエーション空間として、ボートレース鳴門・温浴施設・UZUPARKなどの各施設において、賑わいや活気を創出し、活性化を図るエリアとします。
⑤交流・交通エリア	道の駅「くるくるなる」と周辺	道の駅「くるくるなる」とを核として、多世代や地域間の交流機能、交通結節点としての機能、フェーズフリーの考え方を導入した防災機能など、様々な機能を活かし、地域活性化を図るエリアとします。
⑥文教エリア	鳴門教育大学周辺	鳴門教育大学をはじめ、市内の小中学校及び中学校、就学前教育・保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園)と連携を図り、学びの場としてのイメージを発信するエリアとします。
⑦文化・観光エリア(堀江)	大麻町堀江地区(大谷焼の里周辺)	国の伝統的工芸品に認定された大谷焼を生産する地域として、国登録有形文化財の登窯などが点在する大谷焼の里など、歴史や文化を活かした観光振興を図るエリアとします。

名称	具体箇所	エリアの方針
⑧文化・観光・防災エリア(板東)	大麻町板東地区(霊山寺、極楽寺周辺)	四国八十八箇所霊場である霊山寺や極楽寺、鳴門市ドイツ館など、市内外の方が訪れる地域として、歴史や文化を活かした観光振興を図るエリアであるとともに、水害の危険性が低い地域特性であることから、本市の西の防災拠点として機能強化を図るエリアとします。
⑨自然・観光エリア	鳴門公園・大塚国際美術館周辺	世界遺産化に向けた鳴門の渦潮や世界の陶板名画を展示する大塚国際美術館など、市内外の方が訪れる地域として、観光振興を図るエリアとします。また、鳴門ウチノ海総合公園は、豊かな自然環境を活用するエリアとします。

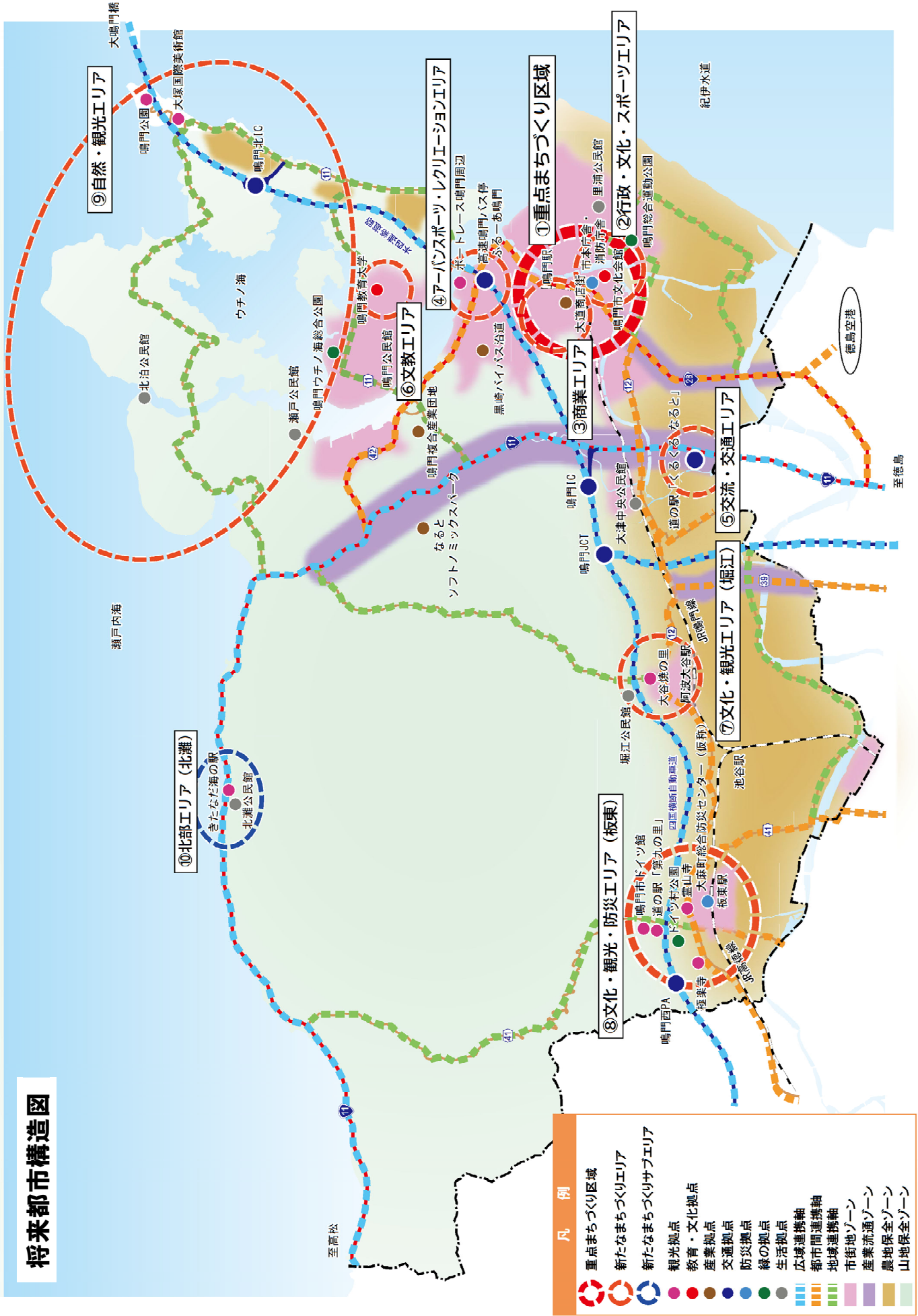
■ 新たなまちづくりサブエリア

名称	具体箇所	エリアの方針
⑩北部エリア(北灘)	きたなだ海の駅周辺	漁業が盛んで自然が豊かな地域であり、徳島県で初めて整備された海の駅を活かし、市内外の方が訪れる地域として、地域活性化を図るサブエリアとします。

■ 拠点施設・軸・ゾーン

	各名称	具体箇所
拠点施設	観光拠点	鳴門公園、大塚国際美術館、ボートレース鳴門周辺、道の駅「第九の里」、霊山寺、極楽寺、鳴門市ドイツ館、きたなだ海の駅、大谷焼の里
	教育・文化拠点	鳴門市文化会館、鳴門教育大学
	産業拠点	大道商店街、黒崎バイパス沿道、なるとソフトミックspark、鳴門複合産業団地
	交通拠点	鳴門駅、鳴門 IC、鳴門北 IC、鳴門 JCT、鳴門西 PA、高速鳴門バス停、道の駅「くるくる なると」
	防災拠点	市本庁舎・消防庁舎、大麻町総合防災センター(仮称)
	緑の拠点	鳴門ウチノ海総合公園、鳴門総合運動公園、ドイツ村公園
	生活拠点	市内6箇所の公民館周辺 ※生活拠点は、立地適正化計画の将来都市構造にて位置付けられる「中心拠点」や「地域拠点」外の6つの公民館周辺を定めます。
軸	広域連携軸	高松自動車道、徳島自動車道、国道 11 号
	都市間連携軸	国道 28 号、鳴門池田線、瀬戸撫養線、板東停車場線、徳島北灘線、北島池谷停車場線、徳島鳴門線、川内大代線、桧藍住線
	地域連携軸	徳島北灘線、大谷櫛木線、亀浦港櫛木線、鳴門公園線、粟津港線、粟津港撫養線、津慈広島線
ゾーン	市街地ゾーン	市街化区域
	産業流通ゾーン	国道 11 号、国道 28 号、主要地方道徳島鳴門線
	農地保全ゾーン	各地域(里浦町・鳴門町・大津町・大麻町等)の一部の範囲
	山地保全ゾーン	各地域の山間部

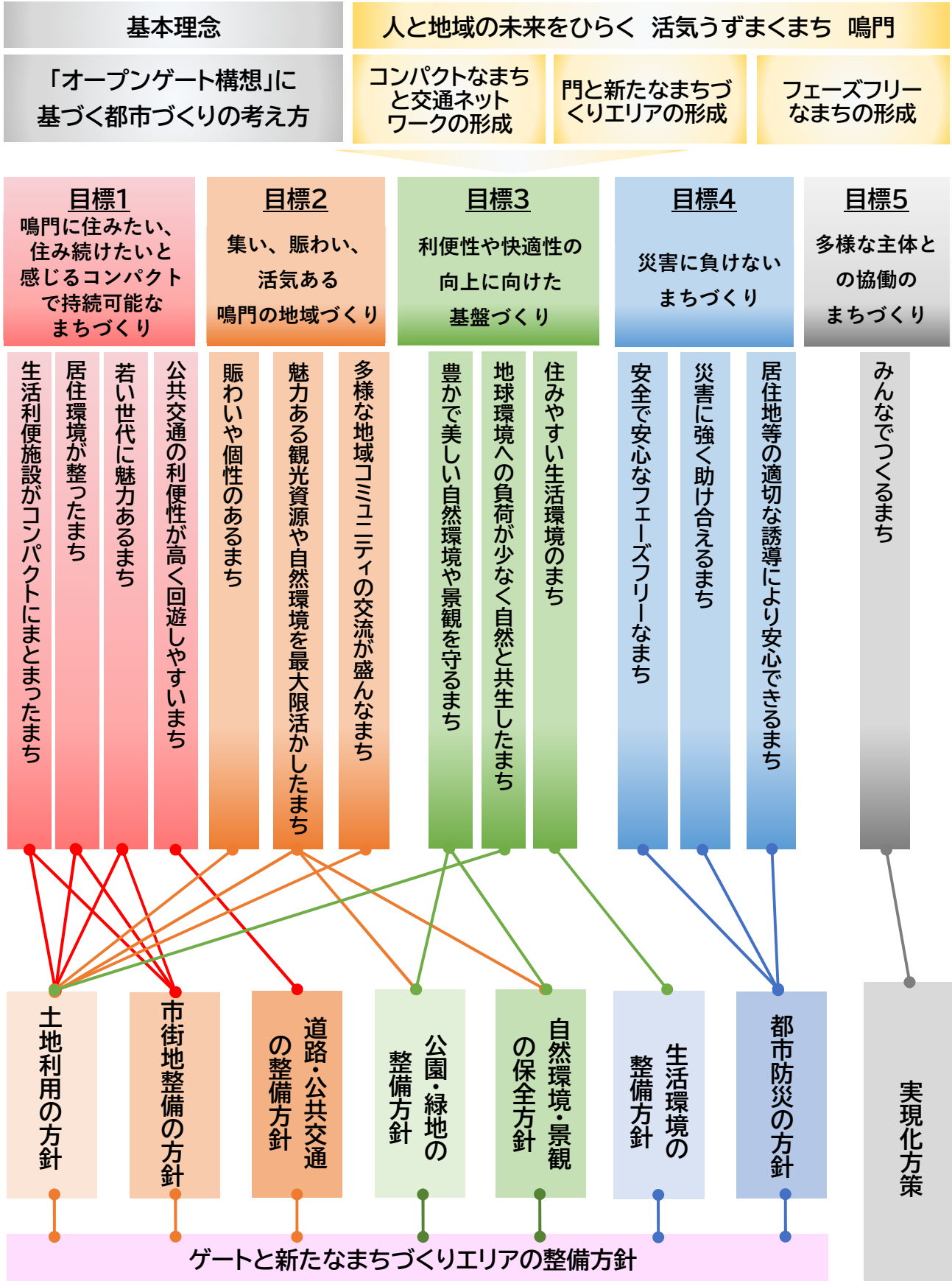
将来都市構造図



- 凡例**
- 重点まちづくり区域
 - 新たなまちづくりエリア
 - 新たなまちづくりサブエリア
 - 観光拠点
 - 教育・文化拠点
 - 産業拠点
 - 交通拠点
 - 防災拠点
 - 緑の拠点
 - 生活拠点
 - 広域連携軸
 - 都市間連携軸
 - 地域連携軸
 - 市街地ゾーン
 - 産業流通ゾーン
 - 農地保全ゾーン
 - 山地保全ゾーン

1-4. 都市づくりの基本目標

基本理念やオープンゲート構想に基づく都市づくりの考え方に基づき、5つの目標を設定するとともに、目標に応じた方向性を併せて示します。また、目標に応じた方向性に関連する分野別の方針を体系的に整理します。



目標1

鳴門に住みたい、住み続けたいと感じるコンパクトで持続可能なまちづくり

①生活利便施設がコンパクトにまとまったまち

○中心部は、本市のまちの顔として、徒歩や自転車などで移動できる範囲に多様な世代のニーズに対応した商業・医療・福祉・子育て・文化・行政などの都市機能が集積したコンパクトなまちづくりを推進します。

②居住環境が整ったまち

○中心部及びその周辺の地域においては、市街地拡大の抑制を図りつつ、空き家や空き地等の低未利用地等の解消・活用や都市基盤整備などに取り組み、良好な居住環境を創出し、魅力を高めた住みやすいまちづくりを推進します。

③若い世代に魅力あるまち

○市街地や幹線道路沿道において、交通利便性の高い地域の特性を活かした多様な産業等の集積を促すとともに、企業の地方進出等の契機を捉え、サテライトオフィスの誘致等により就業場の創出を図るなど、若い世代の定住促進に向けたまちづくりを推進します。

○鳴門教育大学が立地するなど学生が多く集まる本市の強みを活かし、若い世代の住みやすさに繋がるまちづくりを推進します。

④公共交通の利便性が高く回遊しやすいまち

○本市の各地域や各市町を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実や公共交通が空白となっている地域の解消を図るとともに、AI や ICT、自動運転などを活用した次世代モビリティの導入等も視野に入れながら、様々な世代にとって便利で快適かつ回遊しやすいまちづくりを推進します。

目標2

集い、賑わい、活気ある鳴門の地域づくり

①賑わいや個性のあるまち

○本市の鳴門公園周辺（鳴門の渦潮）、ボートレース鳴門周辺、道の駅「くるくる なんと」、商店街周辺などについては、市民と来訪者が集い、賑わいと活気ある拠点として”鳴門らしさ”があふれるまちづくりを推進します。

②魅力ある観光資源や自然環境を最大限活かしたまち

○各地域には、観光資源、産地の技術、農林水産品などの個性的で特色のある地域資源や美しい自然環境を有しており、それらの魅力を最大限に活用したまちづくりを推進します。

③多様な地域コミュニティの交流が盛んなまち

○人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域コミュニティの衰退が懸念される地域においては、居住環境の維持・改善や活性化に向けた取組により、地域や人とのつながりを支える協働のまちづくりを推進します。

目標3

利便性や快適性の向上に向けた基盤づくり

①豊かで美しい自然環境や景観を守るまち

○瀬戸内海国立公園、旧吉野川から紀伊水道に至る農地などの自然環境をはじめ、撫養街道沿いにおけるまちなみなどは、良好な景観を維持しつつ、将来的に継承していく必要があります。地域住民の協力のもと保全・活用に向けた取組を進め、鳴門らしく美しい景観づくりを推進します。

②地球環境への負荷が少なく自然と共生したまち

○地球環境への負荷を軽減するため、再生可能エネルギーの導入や有効活用、公共交通の利用促進、公園などの緑のオープンスペースの充実などに取り組み、脱炭素型のまちづくりを推進します。

③住みやすい生活環境のまち

○生活環境の一部である下水道については、整備率や普及率の向上に向けて、計画的かつ効率的な取組を図り、生活しやすい基盤づくりを推進します。

目標4

災害に負けないまちづくり

①安全で安心なフェーズフリーなまち

○日常生活からおのずと災害に備えることができるフェーズフリーの考え方を取り入れた防災・減災対策の取組により、地震や津波などの災害に強く、すべての人が安全・安心に暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

②災害に強く助け合えるまち

○災害が発生した際の非常時には、円滑で効率的な避難や関係機関・地域など連携した助け合いが必要であることから、避難所・避難路等の整備や地域・地区における体制づくりなどハード・ソフト両面の充実したまちづくりを推進します。

③居住地等の適切な誘導により安心できるまち

○津波や河川洪水等による災害リスクを踏まえ、安全な地域への居住誘導や危険性の高い地域の開発抑制など、安全・安心に繋がる適切な土地利用を図るまちづくりを推進します。

目標5

多様な主体との協働のまちづくり

①みんなでつくるまち

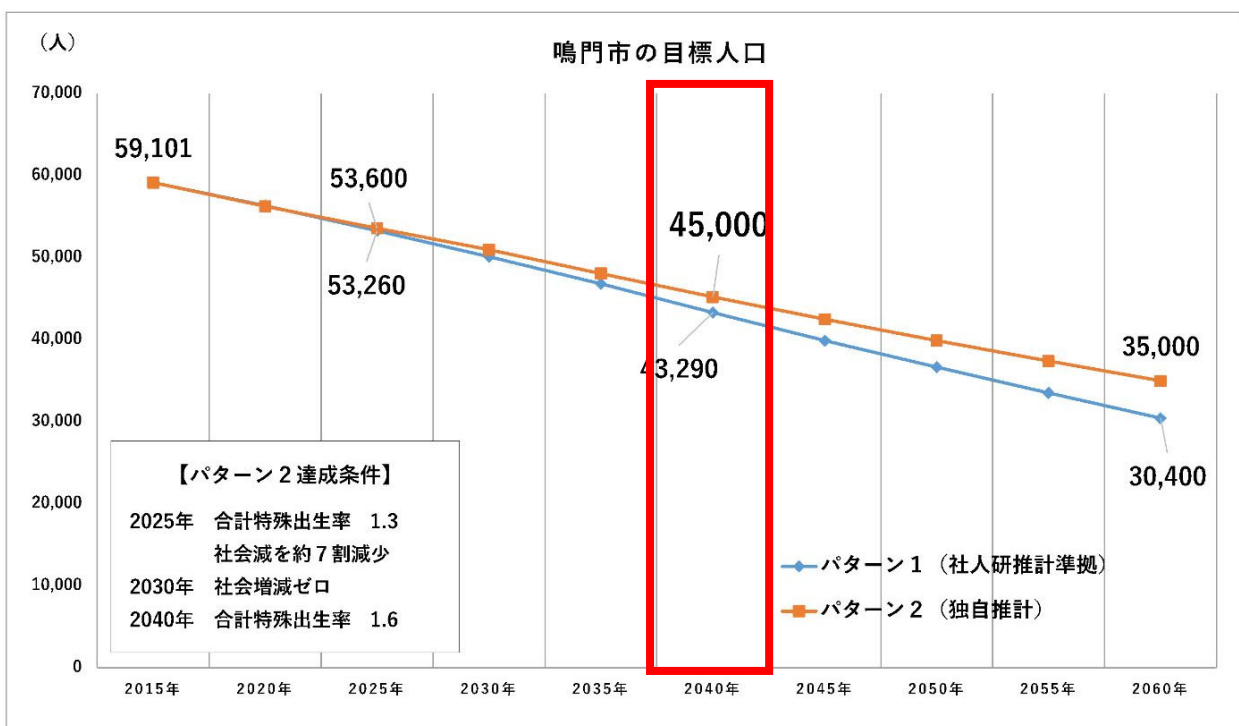
○各方針にて位置付けられる持続可能なまちづくり、地域づくり、基盤づくり、防災まちづくりにあたっては、市民・事業者・行政等の多様な主体との協働と連携が重要であり、これらの多様な主体がそれぞれの分野で主体的な立場で取組を進めていくため、まちづくりを支える人づくり、組織づくり、体制づくりに向けた協働のまちづくりを推進します。

1-5. 将来目標人口

「鳴門市人口ビジョン」では、2040年の目標人口を45,000人としています。

また、「なると未来づくり総合戦略2020」では、目標人口の達成に向けた基本方針として「未来の鳴門市を担う人材育成」、「若い世代の定住促進」、「鳴門市の強みを活かす」、「感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出」に取り組み、人口減少の抑制を図ることとしています。

そこで、本計画の計画期間である2042年における目標人口は、上位・関連計画である「鳴門市人口ビジョン/なると未来づくり総合戦略2020」の目標人口と整合を図り、2042年の目標人口を45,000人とします。




資料：鳴門市 人口ビジョン

2 分野別方針


2-1. 分野別方針の体系

分野別方針は、7つの分野で構成し、都市づくりの目標や将来都市構造の実現に向けた具体的な方針を体系的に示します。また、それぞれの分野に応じたSDGsの目標を示します。


土地利用の方針




3 すべての人に健康と福祉を




4 質の高い教育をみんなに




8 働きがいも経済成長も




9 産業と技術革新の基盤をつくろう




11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を




14 海の豊かさを守ろう




15 陸の豊かさも守ろう

- 1 住みやすさに繋がる都市機能の集積と商業環境の形成**
 - (1) 商業・業務機能等の様々な都市機能の立地・誘導
 - (2) 行政・文化機能の更新と利便性向上
 - (3) 商店街の活性化による街なかの魅力向上
 - (4) 商業施設の立地・誘導
 - (5) 車で利用しやすい商業空間の形成
- 2 地域の賑わいや活力を生み出す工業環境等の形成**
 - (1) 中心的な役割を担う工業空間の形成
 - (2) ポートレース鳴門周辺の活性化
 - (3) ポートレース鳴門周辺や鳴門総合運動公園周辺における用途変更の検討
 - (4) 産業振興を促進する計画的な整備推進
 - (5) 賑わいと活力を創出するゲートの整備
- 3 居住地の快適性や安全性を高める住環境の形成**
 - (1) 利便性の高い集約型の市街地形成の促進
 - (2) 住宅密集地における居住環境の改善
 - (3) 低未利用地の解消・活用、遊休施設の活用
 - (4) 住宅ストックの維持管理と活用
 - (5) 災害リスクを考慮した適切な土地利用の推進
 - (6) 鳴門教育大学や市内学校等との連携及び教育環境の充実
 - (7) 地域の活動拠点となる公民館の充実と活用
- 4 自然と共生し、守り、伝えていく緑環境の形成**
 - (1) 都市緑地の緑化と適切な維持保全
 - (2) 農地の保全・活用と荒廃した農地の再生
 - (3) 集落コミュニティの維持
 - (4) 地域活性化等に資するゲートの整備や開発の促進
 - (5) 島しょ部の優れた景観の維持保全と観光の拠点性向上
 - (6) 山林部の機能の維持保全と活用
 - (7) 自然環境と調和した脱炭素型のまちづくり

道路・公共交通の整備方針




9 産業と技術革新の基盤をつくろう




11 住み続けられるまちづくりを

- 1 広域・都市間・地域を結ぶ道路ネットワークの形成**
 - (1) 広域的な連携を強化する道路ネットワークの整備
 - (2) 各市町と連携・交流を促す道路ネットワークの整備
 - (3) 本市の地域間を結ぶ道路ネットワークの整備
 - (4) 橋梁の耐震化・長寿命化
 - (5) 海上交通の活用
- 2 身近な生活道路の維持管理**
 - (1) 安全性確保に向けた身近な生活道路の整備
- 3 回遊性が高く歩いて暮らせる歩行空間の形成**
 - (1) ウォーカブルなまちづくりに向けた取組の促進
- 4 持続可能なまちづくりの実現に向けた公共交通網の充実**
 - (1) 既存公共交通の再編や見直し
 - (2) 新たな交通手段の導入検討
- 5 公共交通における利用環境の整備・向上**
 - (1) 鳴門駅周辺の一體的な整備
 - (2) 回遊性の向上に寄与するゲートの整備
 - (3) 主要な交通結節点の整備

公園・緑地の整備方針




11 住み続けられるまちづくりを



15 陸の豊かさも守ろう

- 1 住民が快適に利用しやすい公園・緑地の整備・充実**
 - (1) 各公園の特性を活かした拠点性の向上
 - (2) 都市計画公園の整備・充実
 - (3) 地域住民のニーズに合った公園整備
- 2 多様な主体との協働による公園・緑地の維持管理・活用**
 - (1) 公園施設の長寿命化
 - (2) 官民連携による公園の維持管理・運営
 - (3) 地域住民や関係団体などと一体となった公園の維持管理・活用
 - (4) 災害時の避難場所となる公園の活用

市街地整備の方針



11 住み続けられるまちづくりを

- 1 重点まちづくり区域における都市機能の集積と居住環境の向上**
 - (1) 中心部としてふさわしい都市機能の集積と土地利用の高度化
 - (2) 定住人口の維持・確保
 - (3) 都市のスポンジ化の解消に向けた取組の推進
- 2 区画整理済市街地の計画的な再整備**
 - (1) 整備済市街地の計画的な更新と維持管理
 - (2) 未利用地や遊休地の活用と定住人口の維持・確保
- 3 住宅等が密集した市街地の居住環境の改善**
 - (1) 居住環境の改善に向けた基盤整備
- 4 市街地の整備検討**
 - (1) 計画的な市街地整備の検討

自然環境・景観の保全方針



11 住み続けられるまちづくりを



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう

- 1 様々な生物の生息地ともなる豊かな山林や農地の保全**
 - (1) 国立公園と県立自然公園の保全
 - (2) 山林の保全
 - (3) 営農環境の保全
- 2 美しい憩いの水環境の形成**
 - (1) 魅力ある親水空間の創出と維持管理
 - (2) 海岸部の整備・維持管理
- 3 鳴門らしさあふれる景観の保全・活用**
 - (1) 自然景観の保全・施設の活用
 - (2) 歴史・文化景観の保全・活用
 - (3) 農漁村景観の保全・活用
- 4 身近な市街地の魅力や活力を創出する景観形成**
 - (1) 住宅地を有する市街地景観の維持・形成
- 5 個性的な緑や水、歴史を結ぶ景観ネットワークの形成**
 - (1) 繋がりのある魅力的な景観ネットワーク化

生活環境の整備方針



1 衛生環境の改善や向上に向けた整備

- (1) 公共下水道の整備率向上
- (2) 公共下水道の普及率向上
- (3) 生活環境の改善や水質保全に向けた合併処理浄化槽の普及率向上

2 水害時の安全性を高める公共下水道の整備

- (1) 市街地の浸水被害防止に向けた公共下水道の整備

3 廃棄物処理施設の適正管理と維持整備

- (1) ごみ処理施設の適正管理と維持整備
- (2) し尿処理施設の適正管理と維持整備

都市防災の方針



1 災害に強い基盤整備

- (1) 大規模地震の発生を想定した対策の推進
- (2) 津波や高潮の発生を想定した対策の推進
- (3) 火災による被害を抑制する対策の推進
- (4) 集中豪雨の発生を想定した対策の推進
- (5) 土砂災害の発生を想定した対策の推進

2 被災時における避難対策や防災施設の拠点性向上

- (1) 災害時における防災指令拠点の拠点性向上
- (2) 地域の防災拠点や避難所等の確保・活用
- (3) 避難を円滑にする避難路の確保
- (4) 各種ハザードマップや教育を通じた防災意識の向上

3 復興事前準備や復旧に向けた対策の検討

- (1) 復旧・復興段階における拠点の活用
- (2) 被災後の対応を迅速にする体制の強化
- (3) 事前の復旧・復興等に関する計画の策定検討

ゲートと新たなまちづくりエリア別に整備方針を整理

ゲートと新たなまちづくりエリアの整備方針

○行政・文化・スポーツエリア

市の顔としての拠点性を高める

- (1) 行政・文化機能の更新と利便性向上
- (2) ウォーカブルなまちづくりに向けた取組の促進
- (3) 各公園の特性を活かした拠点性の向上
- (4) 魅力ある親水空間の創出と維持管理
- (5) 災害時における防災指令拠点の拠点性向上
- (6) 復旧・復興段階における拠点の活用

○商業エリア

市街地活性化に向け、集客力のある商業空間をつくる

- (1) 商店街の活性化による街なかの魅力向上
- (2) 商業施設の立地・誘導
- (3) 車で利用しやすい商業空間の形成
- (4) ウォーカブルなまちづくりに向けた取組の促進
- (5) 鳴門駅周辺の一体的な整備
- (6) 地域の防災拠点や避難所等の確保・活用

○アーバンスポーツ・レクリエーションエリア

各施設の役割を活かした賑わい空間をつくる

- (1) ボートレース鳴門周辺の活性化
- (2) ウォーカブルなまちづくりに向けた取組の促進
- (3) 回遊性の向上に資するゲートの整備（中央）
- (4) 地域の防災拠点や避難所等の確保・活用

○交流・交通エリア

人が集い、出会い交流し、地域に広がる空間をつくる

- (1) 賑わいと活力を創出するゲートの整備（南）
- (2) 地域の防災拠点や避難所等の確保・活用

○文教エリア

未来の鳴門を担う人材育成に向けた教育環境をつくる

- (1) 鳴門教育大学や市内小学校等との連携及び教育環境の充実
- (2) 地域の防災拠点や避難所等の確保・活用

○文化・観光エリア（堀江）

歴史・文化の地域資源を活かした観光振興を図る

- (1) 住宅密集地における居住環境の改善
- (2) 既存公共交通の再編や見直し
- (3) 主要な交通結節点の整備
- (4) 歴史・文化景観の保全・活用
- (5) 魅力ある親水空間の創出と維持管理
- (6) 地域の防災拠点や避難所等の確保・活用

○文化・観光・防災エリア（板東）

歴史・文化の地域資源を活かした観光振興を図る

- (1) 地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進（西）
- (2) 住宅密集地における居住環境の改善
- (3) 既存公共交通の再編や見直し
- (4) 主要な交通結節点の整備
- (5) 各公園の特性を活かした拠点性の向上
- (6) 歴史・文化景観の保全・活用
- (7) 魅力ある親水空間の創出と維持管理
- (8) 災害時における防災指令拠点の拠点性向上

○自然・観光エリア

鳴門のシンボルを活かした更なる観光振興を図る

- (1) 地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進（東）
- (2) 鳥しょ部の優れた景観の維持保全と観光の拠点性向上
- (3) 既存公共交通の再編や見直し
- (4) 各公園の特性を活かした拠点性の向上
- (5) 地域住民や関係団体などと一体となった公園の維持管理・活用
- (6) 自然景観の保全・施設の活用

○北部エリア（北灘）

人が集い、出会い交流し、地域に広がる空間をつくる

- (1) 地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進（北）
- (2) 集落コミュニティの維持
- (3) 山林部の機能の維持保全と活用
- (4) 既存公共交通の再編や見直し
- (5) 農漁村景観の保全・活用

※ゲートの整備方針に関する内容は下線太字にて示します。

2-2. 土地利用の方針



基本方針1 鳴門らしさあふれる都市空間の形成

- 本市の将来の発展動向を踏まえ、自然環境との調和のもと、鳴門中心部ではコンパクトにまとまった都市機能の立地を促すとともに、安全で安心できる居住地形成を図ります。また、鳴門中心部以外の周辺地域については、地域コミュニティの維持や居住環境の改善など鳴門らしさのある都市空間の形成を目指します。

基本方針2 観光・交流拠点都市としての発展

- 本市は、広域交通網の整備の進展により、近畿圏をはじめ、四国の玄関口としての役割を有するとともに、鳴門の渦潮など四国を代表する観光資源が豊富にあります。そのため、玄関口としての広域交通網や豊富な観光資源を活かした交流拠点都市としての発展を目指します。

基本方針3 山林や農地など後世に伝える自然環境の保全

- 本市の特徴的な産業である美しい自然を活かした観光産業やブランド力のある農林水産業は地域の誇れる資源であり、自然環境や農地を大切に保全し、後世に伝えていきます。

～ 土地利用の方針の体系 ～

方針	具体的な方針
1 住みやすさに繋がる都市機能の集積と商業環境の形成	【商業・業務ゾーン】 (1) 商業・業務機能等の様々な都市機能の立地・誘導 (2) 行政・文化機能の更新と利便性向上 (3) 商店街の活性化による街なかの魅力向上
	【沿道商業ゾーン】 (4) 商業施設の立地・誘導 (5) 車で利用しやすい商業空間の形成
2 地域の賑わいや活力を生み出す工業環境等の形成	【工業ゾーン】 (1) 中心的な役割を担う工業空間の形成 (2) ポートレース鳴門周辺の活性化 (3) ポートレース鳴門周辺や鳴門総合運動公園周辺における用途変更の検討
	【新産業流通ゾーン】 (4) 産業振興を促進する計画的な整備推進 (5) 賑わいと活力を創出するゲートの整備
3 居住地の快適性や安全性を高める住環境の形成	【住居ゾーン】 (1) 利便性の高い集約型の市街地形成の促進 (2) 住宅密集地における居住環境の改善 (3) 低未利用地の解消・活用、遊休施設の活用 (4) 住宅ストックの維持管理と活用 (5) 災害リスクを考慮した適切な土地利用の推進 (6) 鳴門教育大学や市内学校等との連携及び教育環境の充実 (7) 地域の活動拠点となる公民館の充実と活用
4 自然と共生し、守り、伝えていく緑環境の形成	【都市緑地ゾーン】 (1) 都市緑地の緑化と適切な維持保全
	【農地・集落地ゾーン】 (2) 農地の保全・活用と荒廃した農地の再生 (3) 集落コミュニティの維持 (4) 地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進
	【島しょ部・山林ゾーン】 (5) 島しょ部の優れた景観の維持保全と観光の拠点性向上 (6) 山林部の機能の維持保全と活用 (7) 自然環境と調和した脱炭素型のまちづくり

1 住みやすさに繋がる都市機能の集積と商業環境の形成

【商業・業務ゾーン】

(1)商業・業務機能等の様々な都市機能の立地・誘導

- 鳴門駅周辺は、鉄道やバスなど公共交通が整備された交通利便性や既存の商業・業務機能の集積を活かしながら、本市及び周辺地域を含む広域的な商業・業務地の充実に向け、様々な都市機能の集積を促進します。

(2)行政・文化機能の更新と利便性向上

- 誰もが利用しやすく、質の高い市民サービスを提供する市本庁舎の整備に向けて、市内に分散している行政機能を集約するとともに、既存庁舎及びその跡地の利活用に取り組みます。
- 「公共建築百選」にも選定されている鳴門市文化会館は、耐震改修の実施を基本的な方向とした上で、施設にふさわしい耐震手法、施設の適正規模について検討を進めます。
- 商業・業務ゾーン周辺においては、行政施設等の一体的な利用を図るにあたって、必要に応じて用途地域の変更を検討します。

(3)商店街の活性化による街なかの魅力向上

- 商店街の空き店舗の利活用促進や商店街組織の強化、イベント開催等に対する支援を進めるなど、商工会議所や関係団体と連携を図りながら、商店街及び周辺地域の活性化と魅力づくりを促進します。

【沿道商業ゾーン】

(4)商業施設の立地・誘導

- 沿道商業地においては、近隣住民の生活利便性の向上を図るとともに、商業・業務ゾーンとの適切な役割分担のもと、良好な沿道景観の形成等に配慮しながら、ロードサイド型の商業・サービス施設の集積を促進します。

(5)車で利用しやすい商業空間の形成

- 車で利用しやすい沿道商業地の形成に向けて、交通混雑の解消に向けた道路整備を進めるとともに、駐車場を確保するなど便利な商業環境の整備促進を検討します。

2 地域の賑わいや活力を生み出す工業環境の形成

【工業ゾーン】

(1)中心的な役割を担う工業空間の形成

- 撫養町立岩地区やポートレース鳴門周辺、瀬戸町明神地区、大麻町市場地区などは、本市の工業・流通業の中心的な役割を果たす地区としての土地利用の維持・活用を図るとともに、周辺の自然や居住環境に配慮しつつ、良好な周辺環境の形成等を図ります。

(2)ボートレース鳴門周辺の活性化

- ボートレース鳴門は、施設の適正管理と計画的な改修による長寿命化を図ります。また、UZUPARK や UZUHALL は、アーバンスポーツ施設等としてさらなる活用に努めます。

(3)ボートレース鳴門周辺や鳴門総合運動公園周辺における用途変更の検討

- ボートレース鳴門周辺は、温浴施設や UZUPARK など、本市の賑わいづくりを牽引する地域として官民連携による多様な施設整備が進んでおり、今後も民間による新たな施設整備等が想定されることから、必要に応じて準工業地域などへの変更を視野に入れ、検討・協議を進めることとします。
- 鳴門総合運動公園周辺は、民間による新たな施設整備等が想定されることから、必要に応じて準工業地域などへの変更を視野に入れ、検討・協議を進めることとします。

【新産業流通ゾーン】

(4)産業振興を促進する計画的な整備推進

- 国道 11 号・国道 28 号などの主要幹線道路沿いは、本市のにぎわいや活力を創出する上で非常に重要な地域であることから、地区計画制度等の活用を視野に入れながら、企業誘致の適地として検討を進めます。
- 農地や森林の占める割合が高い地域では、農業や自然環境の保全との調和を図りながら、無秩序な都市的土地利用を進行させない配慮のもと、産業振興や防災等のまちづくりに資する観点から、民間主体による計画的開発を誘導するなど土地の有効利用に努めます。

(5)賑わいと活力を創出するゲートの整備

- 南部ゲートである道の駅「くるくる なんと」は、賑わいや活力を生み出す地方創生・観光の拠点として整備や維持管理、更なる活用を進めるとともに、市民や来訪者が利用しやすい拠点施設間の公共交通ネットワークの強化に努めるなど、利用促進を図ります。

3 居住地の快適性や安全性を高める住環境の形成

【住居ゾーン】

(1)利便性の高い集約型の市街地形成の促進

- 住宅地に必要な道路や下水道等の都市基盤整備を計画的に進めながら、日常生活に必要な利便施設等の立地を促すことにより、集約型の市街地形成を促進します。

(2)住宅密集地における居住環境の改善

- 旧街道沿いなどの住宅地については、安全で安心な住宅地の形成を図ることから、セットバックによる細街路の拡幅やポケットパークの整備など、居住環境の改善を推進します。

(3)低未利用地の解消・活用、遊休施設の活用

- 空き家は所有者による適正管理を促すとともに、防災・防犯・景観上の観点から必要に応じて除却を促進します。また、空き家バンク等の取組を推進し、移住者の住居として活用するなど良好な住環境の形成を図ります。空き地は、所有者による適切な維持管理を促すとともに、まちづくりに資する有効活用を促進します。
- 学校跡地等の遊休施設は、各地域の実情、特性、ニーズを踏まえて、民間活力の導入など地域活性化に繋がる活用を推進します。

(4)住宅ストックの維持管理と活用

- 市内に数多く立地している公営住宅は、長寿命化の考え方にに基づき、維持・補修等を計画的に推進するとともに、バリアフリーに努めます。

(5)災害リスクを考慮した適切な土地利用の推進

- 津波・洪水・土砂災害など災害の危険性の高いエリアを踏まえて、比較的安全な地域への居住誘導や開発抑制を図るなど適切な土地利用を推進します。

(6)鳴門教育大学や市内学校等との連携及び教育環境の充実

- 鳴門教育大学や市内の小・中学校、就学前教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）などと連携強化を図り、学園都市化構想に向けた取組や ICT の活用などを推進し、少子化への対応や学力向上、人材育成等に努めます。
- 児童や生徒等が安全で安心して教育活動が展開できるよう計画的な施設整備やバリアフリー化に努めるとともに、子どもたちの生活スタイルや社会状況の変化に対応した快適な教育環境の充実を図ります。

(7)地域の活動拠点となる公民館の充実と活用

- 地域の特色を活かした公民館の運営体制づくりのため、管理業務の一部を地域に委託し、地域住民の意見を尊重した独自性を持った運営を図ります。
- 地域住民のための社会教育推進拠点として、魅力ある学級運営を図るとともに、利用者の快適性・利便性の向上のため、必要な施設・設備の修繕等を行います。

4 自然と共生し、守り、伝えていく緑環境の形成

【都市緑地ゾーン】

(1)都市緑地の緑化と適切な維持保全

- 地球温暖化対策をはじめとする環境への配慮や都市における防災機能向上等の観点から、市街地内の自然環境の適切な維持保全に努めるとともに、公園や河川沿いなどの緑地の維持・確保を図り、緑の多い良好な都市環境の形成を推進します。

【農用地・集落地ゾーン】

(2)農地の保全・活用と荒廃した農地の再生

- 農地は、農業生産の基盤としてだけでなく、環境負荷の低減や洪水防止機能などの多面的機能をあわせ持つことから、農業基盤の整備を推進し、優良農地等の維持保全や遊休化の抑制を図ります。また、農地を適切に維持管理できるよう、ICT等の先端技術を活用した農業の高度化に関する取組を推進します。
- 優良農地については、生産環境の維持改善によるブランド化や農地の集団化を図ります。また、幹線道路沿道などにおいて、地域の活性化や農業の底上げを目的とした六次産業化等を推進します。
- 遊休化した農地については、関係機関と連携しながら多面的機能を有する農地の再生と活用を図ります。

(3)集落コミュニティの維持

- 農林・漁村集落は、農業・漁業の生産を支える上で重要であることから、維持・発展に向けて多様な担い手の確保・育成に向けた取組を進めます。また、農業者・漁業者を含めた地域住民の生活の場としての機能が十分に維持されるよう、集落のコミュニティの維持・活性化を図ります。

(4)地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進

- 西部ゲートである道の駅「第九の里」は、周辺に位置する霊山寺や極楽寺等との連携や周遊ルートの構築を図りながら、既存施設の活用による観光振興や文化・交流機能の向上に向けて検討します。
- （仮）東部ゲートについては、駐車場等として活用可能な土地の調査を行うとともに、周辺に位置する鳴門公園や大塚国際美術館等と連携を図りながら、新たな施設整備に向けて検討します。
- 北部ゲートは、本市の北のゲートとして、きたなだ海の駅（大浦漁港）を拠点とした施策展開など、観光機能の向上に向けた取組を検討します。
- 農地のうち、生活利便性の高い地域においては、農業との調整はもとより良好な自然環境を維持することを前提に、地区計画制度を活用するなど、地域活性化等に資する計画的な土地利用に努めます。
- 市街化調整区域の災害リスクの高い地域については、住宅・店舗・福祉施設などの開発抑制を図り、安全で適切な土地利用となるよう誘導します。

【島しょ部・山林ゾーン】

(5)島しょ部の優れた景観の維持保全と観光の拠点性向上

- 島しょ部は、その大部分が瀬戸内海国立公園内にあり、優れた景勝地を形成していることから、自然環境や景観の維持保全に努めるとともに、観光地としての拠点性や生活環境の向上に向けた都市基盤の計画的な整備を図ります。
- 島田島は、鳴門公園からの周遊ルートとして、国・県と連携を図りながら道路の維持管理に努めるとともに、自然資源の活用や土地の有効利用の検討などにより、観光の拠点性を高めます。

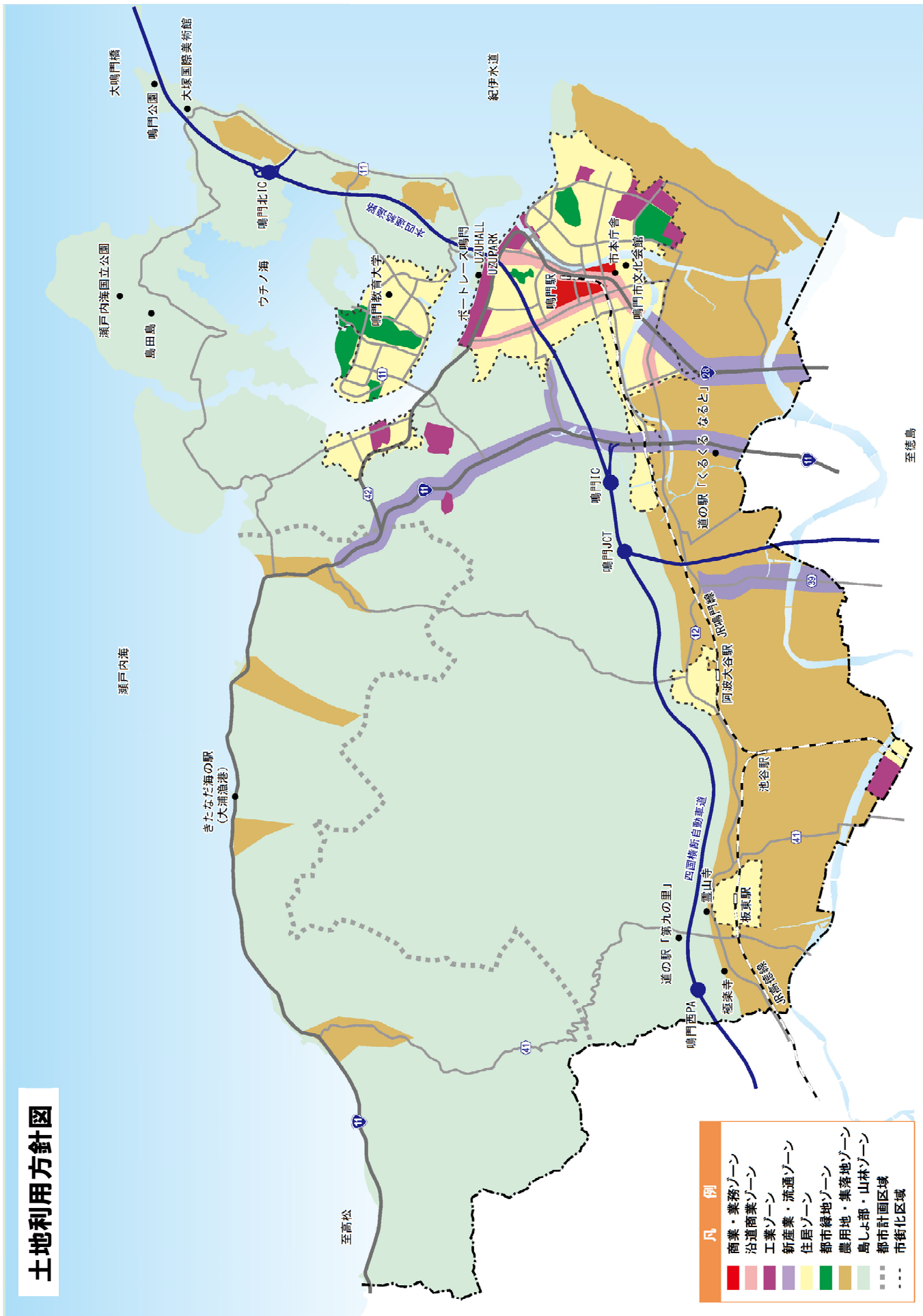
(6)山林部の機能の維持保全と活用

- 山林部は、水源涵養、自然環境保全、防災等の多面的機能の維持・発揮に向け、適切な維持保全や活用を推進します。
- 大麻山県立自然公園は、広大な自然資源の活用に向けた取組を検討します。
- 採石場は、周辺地域への影響や環境悪化、土砂災害や公害防止等に努め、跡地の自然回復と有効利用を推進します。

(7)自然環境と調和した脱炭素型のまちづくり

- 地球温暖化の抑制や脱炭素型のまちづくりに向けて、再生可能エネルギーの導入については、周辺の土地利用や景観への配慮のもと、適切な土地利用となるよう検討を行います。

土地利用方針図



凡 例	
	商業・業務ゾーン
	沿道商業ゾーン
	工業ゾーン
	新産業・流通ゾーン
	住居ゾーン
	都市緑地ゾーン
	農用地・集落地ゾーン
	島しょ部・山林ゾーン
	都市計画区域
	市街化区域



2-3. 市街地整備の方針

基本方針1 定住基盤の再整備

- 面的整備が進んだ地区において、未利用地・遊休地として放置されている箇所があるほか、中心市街地とその周辺では居住人口の郊外流出などによる空洞化の傾向もみられることから、これらの土地の有効利用と都市基盤の再整備による住みやすい環境づくりを目指します。
- 旧街道沿いなどの古くから住宅が密集している地区では、人口減少・高齢化が進行するなかで、細街路や老朽住宅が残されており、都市基盤の整備・改善を図り、良好な住環境の形成を目指します。

基本方針2 都市計画制度等の活用

- 土地利用の基本方針に則した地域地区の適切な指定、地区計画制度、建築協定、任意のまちづくり協定等の活用や、建築行為・開発行為等の適切な誘導・指導及び事業推進にあたっての関係機関との適切な連携など、それぞれの地域特性や事業の性格に応じた多様な手法を活用し、あらゆる人にとっての暮らしやすさが確保された、安全・安心な市街地の形成を推進します。

～ 市街地整備方針の体系 ～

方針	具体的な方針
1 重点まちづくり区域における都市機能の集積と居住環境の向上	(1)中心部としてふさわしい都市機能の集積と土地利用の高度化 (2)定住人口の維持・確保 (3)都市のスポンジ化の解消に向けた取組の推進
2 区画整理済市街地の計画的な再整備	(1)整備済市街地の計画的な更新と維持管理 (2)未利用地や遊休地の活用と定住人口の維持・確保
3 住宅等が密集した市街地の居住環境の改善	(1)居住環境の改善に向けた基盤整備
4 市街地整備の検討	(1)計画的な市街地整備の検討

1 重点まちづくり区域における都市機能の集積と居住環境の向上

(1)中心部としてふさわしい都市機能の集積と土地利用の高度化

- 公共交通の発着点である鳴門駅周辺においては、本市の「顔」として、商業・業務・文化・医療・行政等の各拠点施設の集積により利便性を高めるとともに、まちの中心部としてふさわしい基盤整備や再開発等による土地利用の高度化を促進し、歩いて暮らすことができ、回遊しやすく便利な市街地形成に努めます。

(2)定住人口の維持・確保

- 商業系と住宅系の土地利用が混在している地区については、住環境の改善を進め、生活利便性の高い地域として、まちなか居住による人口密度の維持を図ります。

(3)都市のスポンジ化の解消に向けた取組の推進

- 空き家や空き地の利活用促進による魅力ある空間づくりと賑わいの創出に向け、特に重点まちづくり区域内で取組を推進することとし、立地適正化計画にて示す低未利用地等の有効活用と適正管理に向けた取組を進めます。

2 区画整理済市街地の計画的な再整備

(1)整備済市街地の計画的な更新と維持管理

- 区画整理事業によって整備された市街地は、未利用地・遊休地の活用や居住環境の向上に向け基盤整備と計画的な維持管理を推進し、良好な市街地形成に努めます。

(2)未利用地や遊休地の活用と定住人口の維持・確保

- 区画整理事業によって整備された市街地の未利用地・遊休地において、宅地分譲等の開発が予定される場合は、道路等の基盤整備と一体となった計画的な市街地形成とまちなか居住による人口密度の維持を図ります。

3 住宅等が密集した市街地の居住環境の改善

(1)居住環境の改善に向けた基盤整備

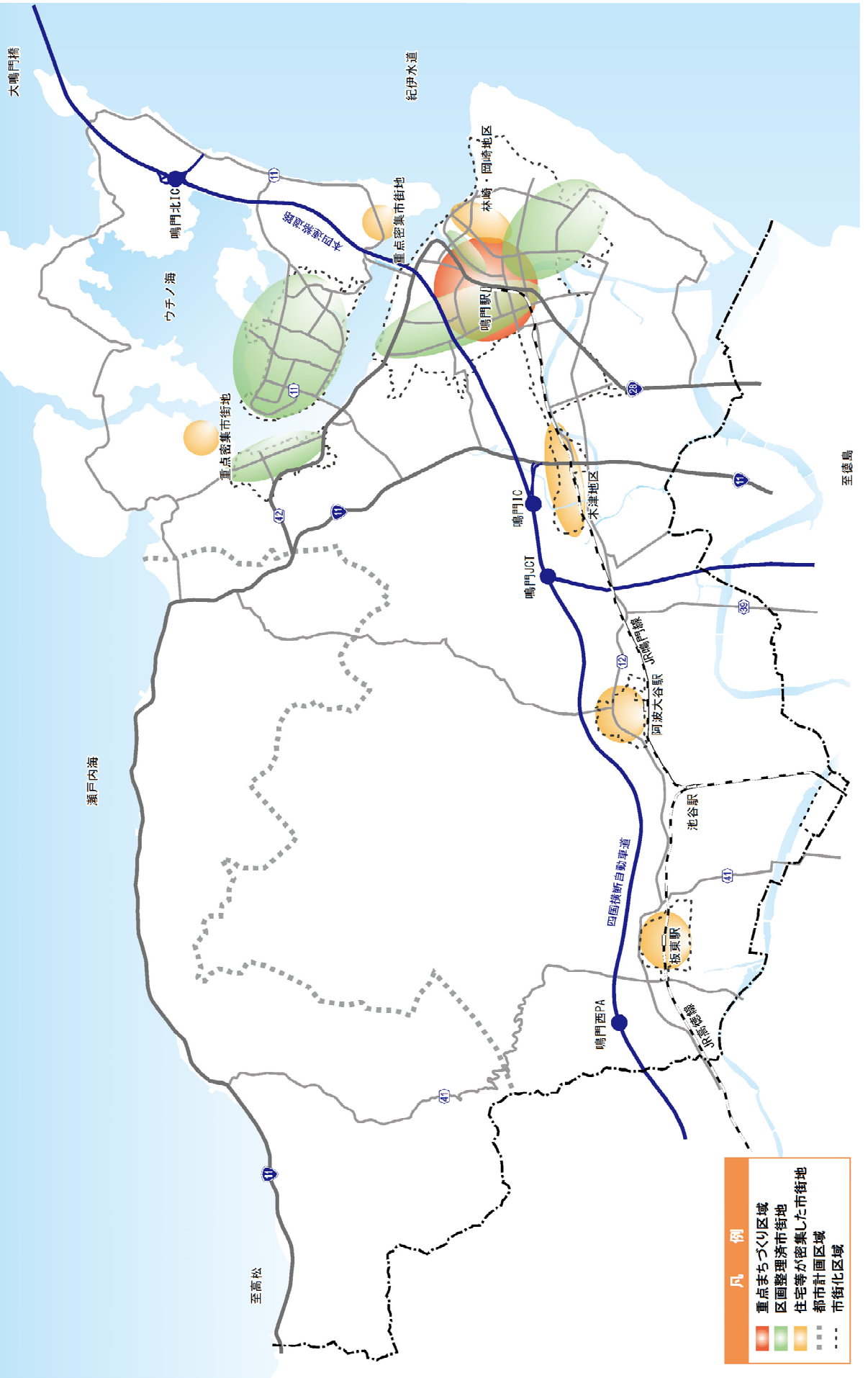
- 林崎・岡崎地区・木津地区・阿波大谷駅周辺などの古くから住宅が密集している地区については、安全で安心な住宅地を確保するという観点から、セットバックによる細街路の道路拡幅や、ポケットパークの整備などによる防災機能の向上により、居住環境の改善を進めます。その際、地区住民の意向を踏まえ、その地区の持つ町並みや歴史的な建築物、自然環境との調和に配慮します。
- 住宅が密集し、地震時等に著しく危険である「重点密集市街地」に指定されている地域については、優先的に補助することにより、空き家の除却を促進します。

4 市街地整備の検討

(1)計画的な市街地整備の検討

- 大規模な宅地分譲等の開発や防災上で高台等への安全な土地へ移転が検討される場合は、建築協定や地区計画制度の活用等により、道路等の基盤整備と一体となった計画的な市街地形成を図ります。

市街地整備の方針図



- 凡例**
- 重点まちづくり区域
 - 区画整理済市街地
 - 住宅等が密集した市街地
 - 都市計画区域
 - 市街化区域

基本方針1 段階的な道路交通ネットワークの充実

- 道路は、都市としての活力を育み、産業の活性化、交流の促進、災害時の避難路等の多様な機能を担っています。このため、将来都市構造を踏まえながらこれらの機能強化に向け、都市や拠点等を結ぶ広域・都市間・地域連携軸の整備を推進することにより、すべての人にとっての快適さが確保され、安心して円滑に移動できる道路基盤の形成に努めます。

基本方針2 持続可能な公共交通の実現

- 公共交通は、新たなまちづくりエリアに立地する商業や医療等の都市機能の拠点的な施設などと連携し、容易なアクセスを可能とする利便性の高い公共交通ネットワークの形成を図ります。
- また、歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域の実情に合った交通体系や人・環境にやさしい交通体系の確立を推進します。

～ 道路・公共交通の整備方針の体系 ～

方針	具体的な方針
1 広域・都市間・地域を結ぶ道路交通ネットワークの形成	(1)広域的な連携を強化する道路交通ネットワークの整備 (2)各市町と連携・交流を促す道路交通ネットワークの整備 (3)本市の地域間を結ぶ道路交通ネットワークの整備 (4)橋梁の耐震化・長寿命化 (5)海上交通の活用
2 身近な生活道路の維持管理	(1)安全性確保に向けた身近な生活道路の整備
3 回遊性が高く歩いて暮らせる歩行空間の形成	(1)ウォーカブルなまちづくりに向けた取組の促進
4 持続可能なまちづくりの実現に向けた公共交通網の充実	(1)既存公共交通の再編や見直し (2)新たな交通手段の導入検討
5 公共交通の利用環境の整備・向上	(1)鳴門駅周辺の一体的な整備 (2)回遊性の向上に資するゲートの整備 (3)主要な交通結節点の整備

1 広域・都市間・地域を結ぶ道路交通ネットワークの形成

(1)広域的な連携を強化する道路交通ネットワークの整備

- 高規格道路は、広域にわたる都市間を連携する役割を担っており、本市には、近畿圏と四国を結ぶ本州四国連絡道路、四国内の都市を結ぶ四国横断自動車道が整備されています。また、市内には、広域交通網の拠点として重要な役割を担う鳴門北インターチェンジ、鳴門インターチェンジ、鳴門西パーキングエリアが設置されています。これらの高規格道路を広域連携軸として位置づけ、高規格道路や交通拠点における機能強化に向けて、国・県と連携を図りながら整備を進めます。

(2)各市町と連携・交流を促す道路交通ネットワークの整備

- 都市幹線道路は、市街地や主要な拠点、隣接市町などを結ぶ都市の骨格形成にとって重要な道路であることから、主要な国道・県道を都市間連携軸として位置づけ、国・県などと連携を図りながら整備を推進します。

(3)本市の地域間を結ぶ道路交通ネットワークの整備

- 地域間交通の軸となり域内の円滑な交流を確保するため、域内の幹線道路となる県道や都市計画道路等を地域連携軸として位置づけ、未整備区間については、県と連携を図りながら整備を推進します。
- 本市の都市計画道路は、32路線において都市計画決定されており、その内19路線が整備済みであり、適切な維持管理を図ります。未整備区間が残されている13路線において整備の推進を図るとともに、長期未着手路線は地域の実情等に応じ、必要性や実現性の観点から、整備内容の見直しを検討します。

(4)橋梁の耐震化・長寿命化

- 南海トラフ地震などに備え、耐震化や長寿命化に向けた対策、落橋防止対策などの必要な措置を講じます。
- 老朽橋については、河川景観上の観点から、デザインに配慮しつつ、架け替えなどの整備を推進します。

(5)海上交通の活用

- 災害時に孤立化するおそれがある地域では、代替道路の確保を検討するとともに、船舶等の海上交通を活用した物資輸送などを視野に入れた検討を行います。

2 身近な生活道路の維持管理

(1)安全性確保に向けた身近な生活道路の整備

- 市民の生活に密着した市道などの生活道路は、地区の骨格を形成するとともに、地区内の主要な交通の集散を受け持ち、防災性、コミュニティ機能の向上等の役割を担っています。生活道路の整備にあたっては、沿道の土地利用との整合を図りつつ、緊急性の高い箇所から優先的な維持・補修等の整備を進めるとともに、行き止まりの解消や狭あい道路の拡幅など安全に配慮した道路網の整備を推進します。
- 側溝の整備が不十分である路線については、水害時における排水処理を円滑にするため、投資効果の高い路線から整備を推進します。

3 回遊性が高く歩いて暮らせる歩行空間の形成

(1)ウォーカブルなまちづくりに向けた取組の促進

- 商店街・ポートルース鳴門・市本庁舎・鳴門市文化会館・鳴門総合運動公園などをつなぐ一帯のエリアでは、賑わい創出や健康増進等の観点から、親しみやすい水辺空間を活かしながら、あらゆる世代が歩きたくなるウォーカブルなまちづくりに向け、徒歩や自転車等による移動環境の整備、公共交通の充実などの取組に努めます。
- 安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道のバリアフリー化や交差点改良等を進めるとともに、自転車歩行者専用道路やコミュニティ道路の整備に努めます。
- 国道や県道などの主要な幹線道路は、景観、防災、安全性、快適性の観点から、国や県と連携を図りながら電線地中化に向けた整備を促進します。
- 「鳴門市自転車活用推進計画」に基づき、回遊性の向上に寄与する自転車通行空間の整備を推進し、連続性のある自転車ネットワークを形成します。また、サイクルツーリズムを推進するとともに、レンタサイクルやシェアサイクルの普及促進などに取り組みます。
- 安心・安全な道路に向け、地域住民の理解と協力を得ながら、関係機関と協議のもと、防犯灯や街灯などの照明設備の整備を推進します。
- 主要な公共施設や観光資源、災害時における避難所へ誘導しやすいよう、案内板等のサイン整備に努めます。
- 都市計画道路や生活道路等の整備と合わせて、特に重点まちづくり区域内の回遊性向上に寄与する駐車場の整備・確保に努めます。
- 快適な居住空間の確保という観点から、道路整備の際は、街路樹や植樹帯の確保に努めるとともに、視認性の悪化や歩道環境の悪化等に繋がらないよう適正な維持管理を行います。

4 持続可能なまちづくりの実現に向けた公共交通網の充実

(1)既存公共交通の再編や見直し

- 鉄道・バスなどの公共交通が重要な基盤であるとの認識のもと、だれもが利用しやすく、地域の実情に合う効率的な公共交通の確立と利用促進に努めます。
- 公共交通の確立に向けて、利用実態に応じた路線やサービス水準の見直しを行いながら、重点まちづくり区域や新たなまちづくりエリアの各拠点施設などの連携強化や観光地と中心部を結ぶ公共交通の利便性向上を図ります。また、山間部や農村部、漁村部等の集落地については、コミュニティバス等の導入を検討することにより、公共交通空白地の解消を図ります。

(2)新たな交通手段の導入検討

- バス路線は、「鳴門市地域公共交通計画」に基づき、持続可能な公共交通の確立に向け、デマンド運行の導入に向けた検討を行うとともに、自動運転技術・AI・ICTの活用やMaaS等の新たなサービスを視野に入れながら、これからの時代に適した新たな公共交通体系の確立に向けた取組を検討します。

5 公共交通における利用環境の整備・向上

(1)鳴門駅周辺の一体的な整備

- 鳴門駅前は、公共交通の発着拠点や地域間交流の拠点であり、本市のまちの顔として、利便性を確保するとともに、駅周辺の魅力的な景観づくりや案内性の向上に向けた整備、バリアフリー化などを推進します。

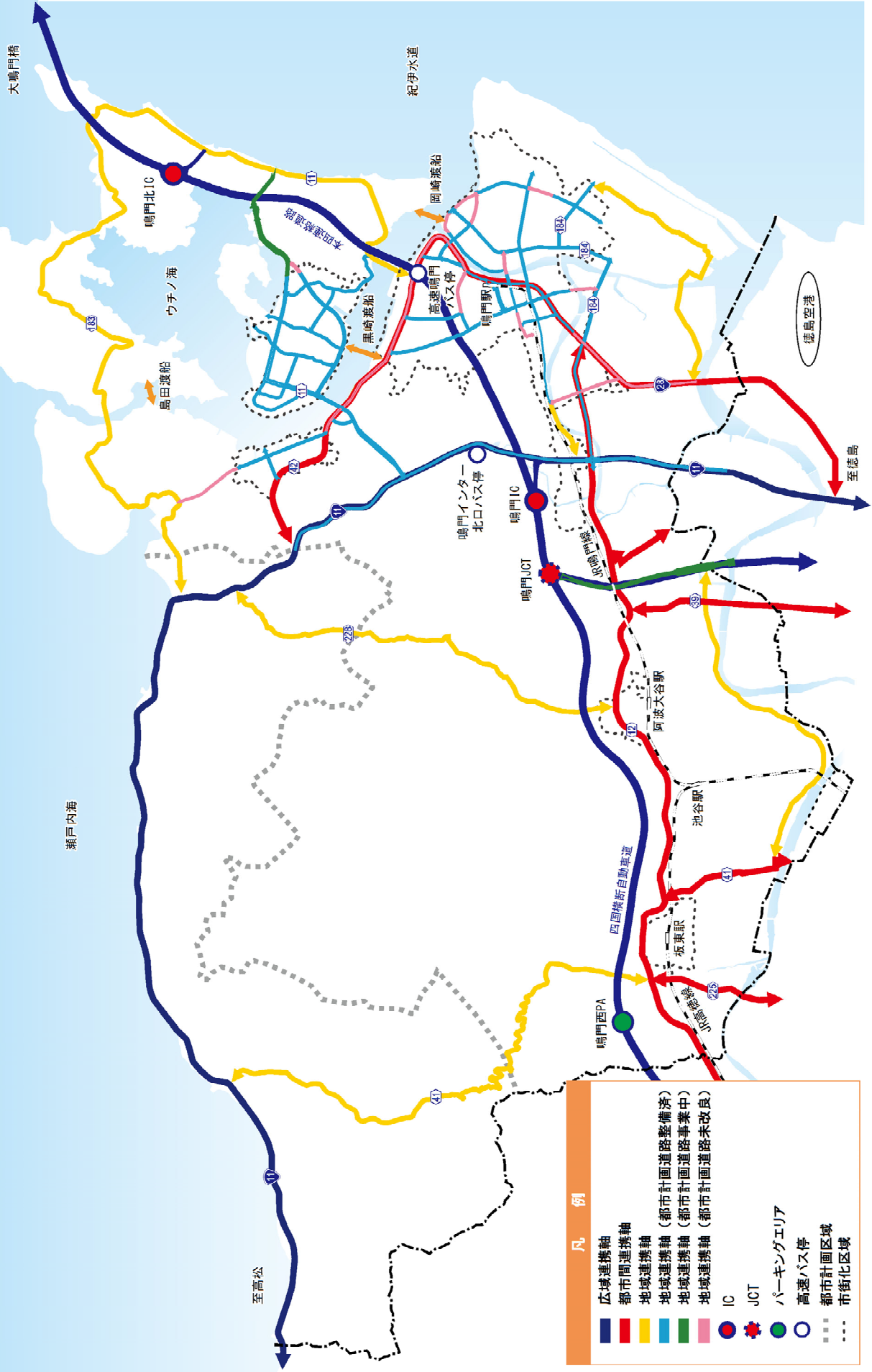
(2)回遊性の向上に資するゲートの整備

- (仮) 中央ゲートである高速鳴門バス停については、観光鳴門の顔となる施設として、広域交通網の確保・充実や交通拠点としての施設整備を進めるとともに、適正な維持管理や利便性向上に努め、市中心部の重点まちづくり区域や鳴門公園等の主要な観光施設などとの回遊性向上を図ります。

(3)主要な交通結節点の整備

- 主要な駅や路線バス停留所については、事業者と連携しながら待合環境の向上等の地域の実情に応じた整備を推進します。

道路・公共交通の整備方針図





基本方針1 拠点となる公園や身近な公園の整備・充実

- 公園や緑地は、潤いや安らぎを与える憩いの場や子どもの遊び場として、また、スポーツやレクリエーションとして利用されるとともに、環境負荷を低減する環境保全や生物の生息の場となるなど様々な機能を有しています。そのため、地域住民の意向を踏まえながら、各公園が有している特性や機能を活かし、公園としての魅力や質の向上を目指します。

基本方針2 地域住民・事業者・行政の協働による公園・緑地の維持管理・活用

- 市民の自然志向や環境志向が高まるなかで、公園・緑地が快適に利用できるよう地域住民・事業者・行政の協働による適切な維持管理を推進します。
- また、公園や緑地は、災害時の避難場所やイベント会場としての利用など様々な場面で利用されることから、公園が有している機能の発揮に向けた整備・充実を図ります。

～ 公園緑地の整備方針の体系 ～

方針	具体的な方針
1 住民が快適に利用しやすい公園・緑地の整備・充実	(1)各公園の特性を活かした拠点性の向上 (2)都市計画公園の整備・充実 (3)地域住民のニーズに合った公園整備
2 多様な主体との協働による公園・緑地の維持管理・活用	(1)公園施設の長寿命化 (2)官民連携による公園の維持管理・運営 (3)地域住民や関係団体などと一体となった公園の維持管理・活用 (4)災害時の避難場所となる公園の活用

1 住民が快適に利用しやすい公園・緑地の整備・充実

(1)各公園の特性を活かした拠点性の向上

- 鳴門総合運動公園は、スポーツ振興に向けて利用促進を図ります。
- 鳴門ウチノ海総合公園は、高速道路からのアクセスの良さを活かしながら、(都)黒山中山線の整備により、鳴門公園との連携を図るとともに、公園施設の有効活用や整備促進に努めます。
- ドイツ村公園は、国指定史跡板東俘虜収容所跡の保存や駐車場等の整備を進めるとともに、公園全体の美化に努めます。
- 鳴門総合運動公園、妙見山公園、桑島公園、うずしおふれあい公園、中央公園などの中心部周辺の公園・緑地については、スポーツやレクリエーションを通じて近隣住民が身近な緑に親しみながら、健康増進の機会を提供する場として、また、憩いの場・交流の場・子どもの遊び場を提供することができるよう活用に努めます。
- 塩田公園については、国指定重要文化財福永家住宅の保存活用と合わせて、本市の製塩業の歴史を伝える貴重な地域資源としての活用を図ります。

- クリーンセンター周辺については、「フクロウと子どもたちの森」として、森林の再生やビオトープネットワークの拠点など環境学習の場づくりを進めます。

(2)都市計画公園の整備・充実

- 本市の都市計画公園は、35箇所が都市計画決定されており、その内30箇所が整備済、残りの5箇所においては未整備区域が残されています。そのため整備済の公園については適切な維持管理、未整備区域が残されている公園は、必要に応じた未整備区域の見直しを検討します。

(3)地域住民のニーズに合った公園整備

- 身近な公園は、利用者のニーズに合った施設のリニューアルやバリアフリー化、既存公園における機能の充実や配置の見直しなど、利用しやすく親しまれる公園の整備を検討します。

2 多様な主体との協働による公園・緑地の維持管理・活用

(1)公園施設の長寿命化

- 公園施設については、長寿命化計画に基づき、維持保全や定期的な点検を行い、必要に応じた更新や補修に努めます。なお、長寿命化計画を策定していない公園については、計画策定を検討します。

(2)官民連携による公園の維持管理・運営

- 公園の管理については、質の向上や利便性向上に向けて、民間の持つノウハウ等を活かした指定管理者制度の活用による維持管理と運営に努めます。

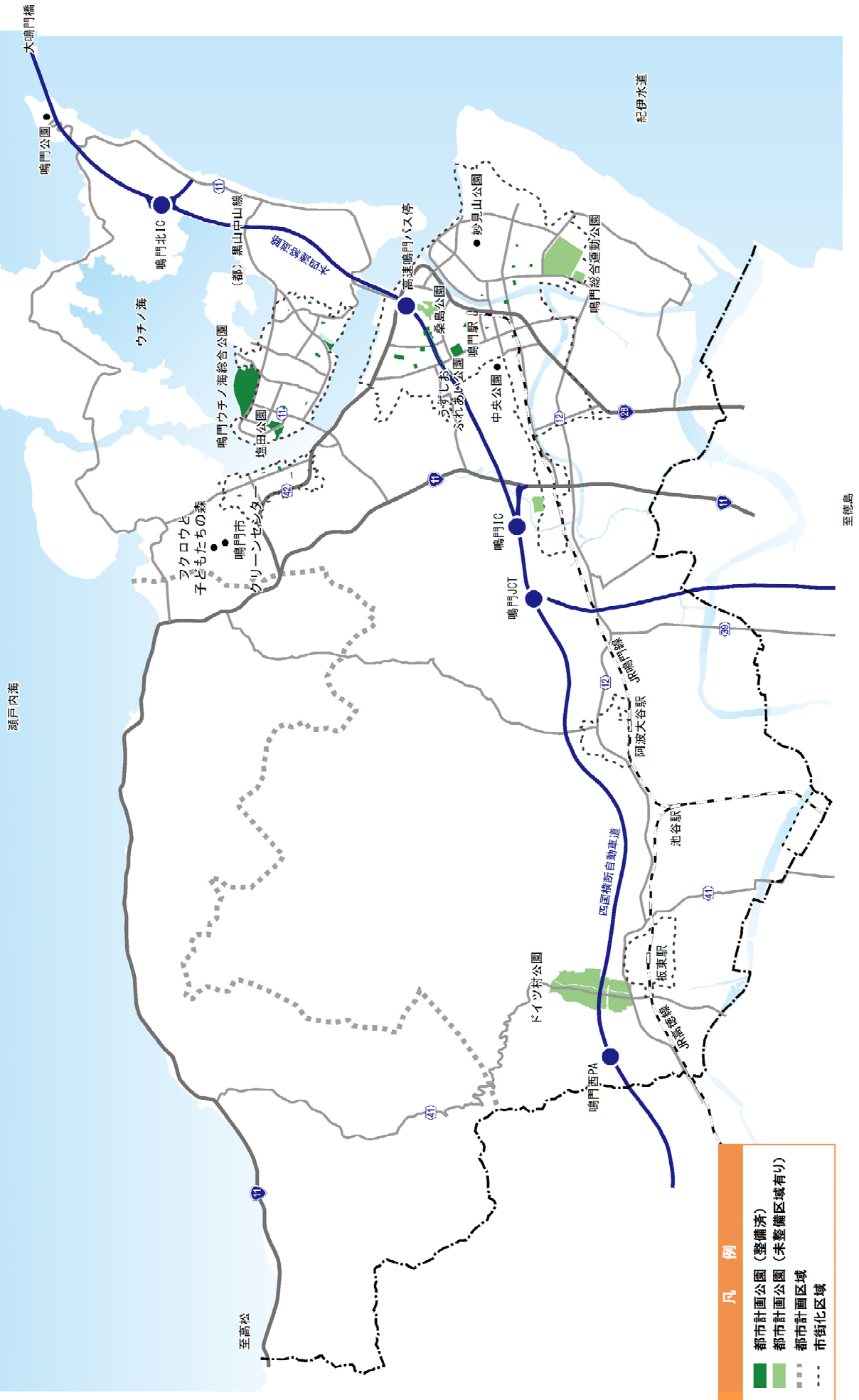
(3)地域住民や関係団体などと一体となった公園の維持管理・活用

- 身近な公園は、快適な利用に向けて、公園ボランティア制度の維持・活用を図るなど、市民と行政が一体となった維持管理を推進します。
- 鳴門ウチノ海総合公園は、関係団体や学識経験者などで構成する「鳴門ウチノ海総合公園を育てる会」などと連携を図りながら、適正な管理と多面的活用による利用促進に努めます。

(4)災害時の避難場所となる公園の活用

- 公園はオープンスペースであり、災害時の避難場所としての機能を有していることから、防災機能の確保と活用を図ります。
- 鳴門総合運動公園は、国の応急活動計画では広域物資輸送拠点として定められており、地域や事業者等との連携による災害対応の迅速な体制構築などを推進します。

公園・緑地の整備方針図



- 凡 例
- 都市計画公園 (整備済)
 - 都市計画公園 (未整備区域有り)
 - 都市計画区域
 - - - 市街化区域

2-6. 自然環境・景観の保全方針



基本方針1 鳴門らしい自然環境・景観の保全・継承

- 本市は美しく豊かな自然環境に恵まれ、これらを活かした観光産業や一次産業が営まれています。また、鳴門海峡周辺の鳴門の渦潮をはじめとして、ウチノ海、大麻山、撫養川など個性ある自然環境があります。これらの自然環境は、市民が誇りに思い、住む場所としての魅力向上に資するよう、市民・事業者などとの協働により、地域の実情に応じた保全に努め、継承するものとしします。
- 個性的な都市景観の形成に向けて、地域の特色ある景観の保全や景観資源のネットワーク化を図りながら、新たな地域の魅力創出や観光資源の発掘と育成に努めます。
- 自然環境を適切に保全するため、産業振興や防災等の観点から必要な場合は、生態系を守りながら計画的な開発を推進するものとしします。

基本方針2 自然環境が有する多様な機能の活用

- 公園・山林・河川・海岸などにおいて、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、災害時の機能等）の活用を図るため、グリーンインフラに取り組むことにより、地域の魅力向上を目指します。

～ 自然環境・景観の保全方針の体系 ～

方針	具体的な方針
1 様々な生物の生息地ともなる豊かな山林や農地の保全	(1)国立公園と県立自然公園の保全 (2)山林の保全 (3)営農環境の保全
2 美しい憩いの水環境の形成	(1)魅力ある親水空間の創出と維持管理 (2)海岸部の整備・維持管理
3 鳴門らしさあふれる景観の保全・活用	(1)自然景観の保全・施設の活用 (2)歴史・文化景観の保全・活用 (3)農漁村景観の保全・活用
4 身近な市街地の魅力や活力を創出する景観形成	(1)住宅地を有する市街地景観の維持・形成
5 個性的な緑や水、歴史を結ぶ景観ネットワークの形成	(1)繋がりのある魅力的な景観ネットワーク化

1 様々な生物の生息地ともなる豊かな山林や農地の保全

(1)国立公園と県立自然公園の保全

- 瀬戸内海国立公園と大麻山県立自然公園については、国・県と協調しながら景観の保全や保護意識の啓発に努めるとともに、広大な自然資源を活用した取組を検討します。

(2)山林の保全

- 森林が持つ野生生物の生息空間、水資源のかん養、防災機能などの公益的な機能に関する市民意識の高揚に努めるとともに、市民にとって緑豊かで良好な居住空間を提供するための緑地として機能保全を図ります。

(3)営農環境の保全

- 将来にわたり持続可能な営農環境の保全を図るため、現在農地として良好に機能している優良農地を保全するとともに、周辺環境に配慮した農業を推進します。
- 農地や山林の有害鳥獣による被害対策として、捕獲檻や電気柵等防護柵の設置を進め、被害の抑制に努めます。

2 美しい憩いの水環境の形成

(1)魅力ある親水空間の創出と維持管理

- 国・県などの管理者との連携により、自然環境や景観との調和、防災性の向上に配慮した河川整備を推進します。
- 撫養川や新池川は、市街地内の身近な親水・水辺空間として護岸整備や活用を促すとともに、周辺施設との調和を図りながら、鳴門市の顔にふさわしい魅力ある景観形成を推進します。
- 板東谷川は、ドイツ村公園と一体となった親水空間や水辺の憩いの場の形成を推進します。
- 大谷川は、上流にゲンジボタルの生息域があり、市の天然記念物に指定されていることから、自然度の高い環境を活かしつつ、生息環境を保全し、緑豊かで潤いのある水辺空間となるよう配慮します。
- 河川等（水路含む）に生息する外来種は、関係団体や地域住民と連携を図りながら、駆除に向けた取組を推進します。

(2)海岸部の整備・維持管理

- 南海トラフ地震における津波による浸水を想定し、親水機能に配慮した災害に強い護岸・離岸堤の整備を促進します。
- 自然環境と景観に配慮しながら、漁業や観光レクリエーションの場としての海岸の機能充実に努めます。

3 鳴門らしさあふれる景観の保全・活用

(1)自然景観の保全・施設の活用

- 県道鳴門公園線沿道や鳴門スカイライン沿道は、国立公園としての環境保護と合わせ、美しい海岸線や緑地との調和のとれた自然景観を活かし、優れた観光地としての自然景観の保存や利用者に配慮した道路環境の整備等を推進します。また、鳴門公園や大塚国際美術館などの周辺施設を含めた観光地のブランド化に向けた取組を進め、施設の利用促進を図ります。

- 小鳴門海峡周辺については、狭い海峡を行き交う船舶や、海峡沿いに点在する漁村、島しょ部につながる橋梁など、個性的で潤いのある水辺空間が形成されていることから、これらの景観の保存と活用に努めます。

(2)歴史・文化景観の保全・活用

- 霊山寺・極楽寺・ドイツ村公園・大谷焼の里・古墳群（国指定史跡鳴門板野古墳群ほか）などは、歴史的文化的景観として周辺環境の整備に努めます。また、これらの地域資源については、周遊ルートとして普及を図り、体験交流の充実による観光振興に努めます。

(3)農漁村景観の保全・活用

- 本市は、かんしょ・れんこん・梨・らっきょうなどのブランド力のある作物が栽培されており、これらの農地は、季節ごとに美しい自然景観を形成しています。これらの農地を周辺の自然環境と合わせて保護するとともに、本市独自の「農の景観」として多面的な活用に努めます。
- 北部エリアの北灘をはじめとする漁村部は、阿讃山脈を背景に、波静かな瀬戸内海に面し、国道11号沿いにのどかな漁村風景が形成されており、海辺環境の保全と景観の活用に努めます。

4 身近な市街地の魅力や活力を創出する景観形成

(1)住宅地を有する市街地景観の維持・形成

- 住居専用地域などの住宅地では、周辺の自然環境を活かし、緑の保全や建物誘導などにより、良好な住宅地景観の維持に努めます。また、重点まちづくり区域では、商業地と住宅地が混在した土地利用となっていることから、まちの賑わい創出に寄与する良好な住宅地の景観へと誘導を図ります。
- 大規模な宅地分譲地等の開発が予定される場合については、建築協定や地区計画制度の活用等により、良好な住宅地としての景観形成を推進します。
- 旧街道沿いの住宅密集地については、地区住民の意向を踏まえながら、その地区の持つ町並みや歴史的な建築物の保存を図るとともに、自然環境との調和に配慮した景観形成を推進します。

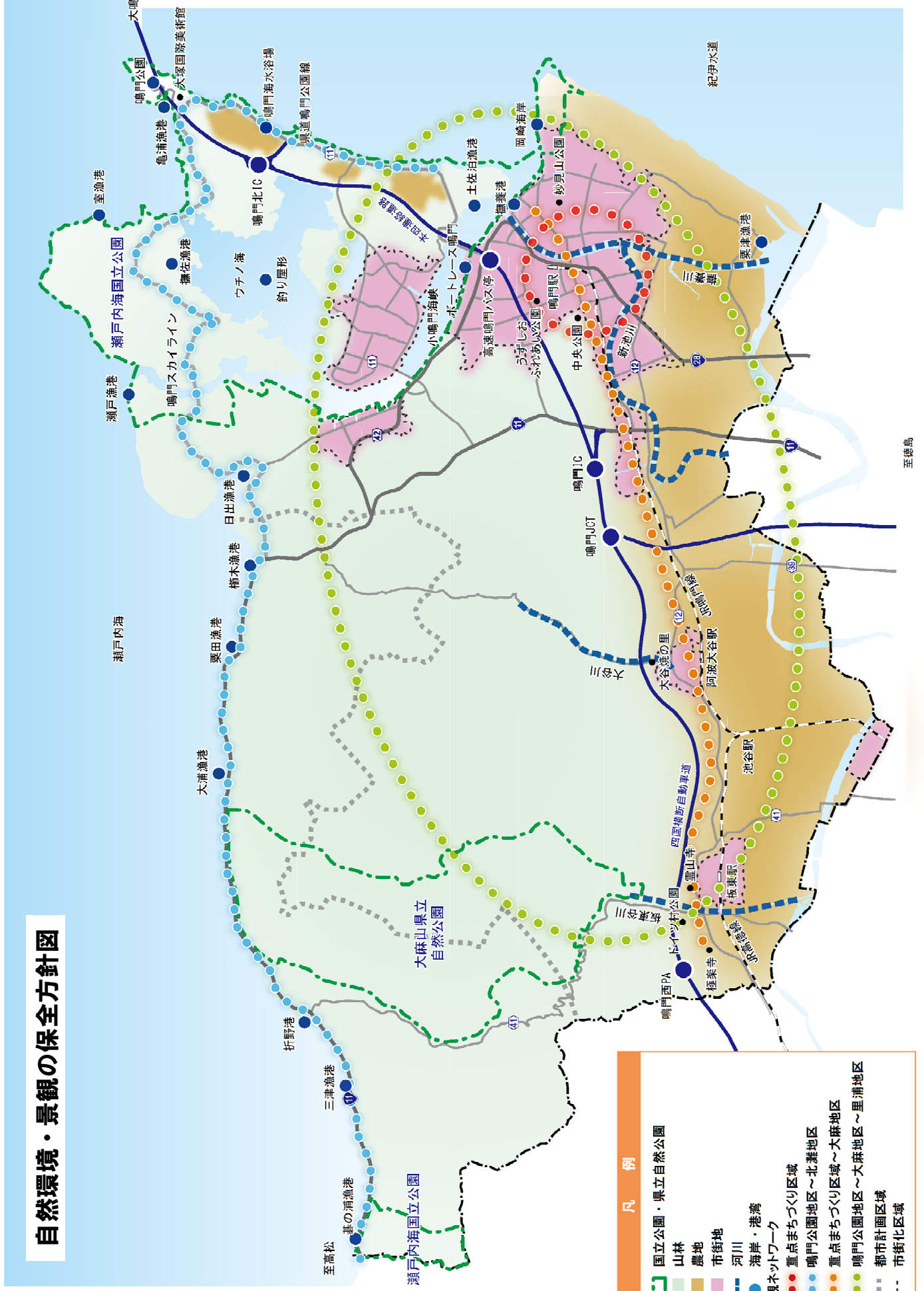
5 個性的な緑や水、歴史を結ぶ景観ネットワークの形成

(1)繋がりのある魅力的な景観ネットワーク化

- 重点まちづくり区域では、妙見山公園、中央公園、うずしおふれあい公園などの市街地周辺の貴重な緑地や公園、ふるさとの川モデル事業で整備した撫養川・新池川、岡崎海岸などの親水空間の保全と連携強化により、市民の憩いの場としての良好な都市景観ネットワークを形成します。

- 鳴門公園地区から北灘地区にかけては、本市でも有数の観光地、景勝地を有していることから、水と緑が織りなす魅力ある観光リゾート地としての景観ネットワークを形成します。
- 重点まちづくり区域から大麻地区にかけては、史跡や神社仏閣、歴史的な建築物が撫養街道沿いに点在しており、歴史や文化を活かした趣ある景観ネットワークを形成します。
- 鳴門公園地区から大麻地区にかけては、国指定名勝鳴門を含む瀬戸内海国立公園と大麻山県立自然公園の連携により、また、大麻地区から里浦地区にかけては、阿讃山脈を背景に旧吉野川流域に広がる農の景観のネットワーク化により、水と緑を活かした自然的空間ネットワークを形成します。

自然環境・景観の保全方針図



凡 例

	国立公園・県立自然公園
	山林
	農地
	市街地
	河川
	海岸・港湾
	景観ネットワーク
	重点まちづくり区域
	鳴門公園地区～北灘地区
	重点まちづくり区域～大麻地区
	鳴門公園地区～大麻地区～里浦地区
	都市計画区域
	市街化区域

基本方針1 将来人口や土地利用の変化に対応した下水道の整備推進と普及率の向上

- 将来的な市街地の広がりや人口規模を見据えつつ、利用状況の変化に対応した下水道の計画的な整備を推進します。
- 衛生的で良好な生活環境を実現するため、下水道への接続の普及と水洗化率の向上、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

基本方針2 下水道施設の安全性確保

- 地震や水害等の災害時への対応や被害抑制のため、下水道施設の耐震性や排水能力の向上を図ります。

基本方針3 快適な生活環境の実現に向けた計画的な整備

- 下水道施設、ごみ処理施設、し尿処理施設については、長期的な視点にたった施設の更新や長寿命化を図り、財政負担を抑制・平準化しながら計画的な整備を推進します。

～ 生活環境の整備方針の体系 ～

方針	具体的な方針
1 衛生環境の改善や向上に向けた整備	(1)公共下水道の整備率向上 (2)公共下水道の普及率向上 (3)生活環境の改善や水質保全に向けた合併処理浄化槽の普及率向上
2 水害時の安全性を高める公共下水道の整備	(1)市街地の浸水被害防止に向けた公共下水道の整備
3 廃棄物処理施設の適正管理と維持整備	(1)ごみ処理施設の適正管理と維持整備 (2)し尿処理施設の適正管理と維持整備

1 衛生環境の改善や向上に向けた整備

(1)公共下水道の整備率向上

- 本市の水環境を守るとともに、快適な潤いのある住環境を整備するため、「鳴門市污水处理構想」に基づき、継続的・効率的な公共下水道の整備を進めます。また、人口減少や社会経済情勢の変化に対応した整備を推進するため、適時、污水处理構想の見直しを行います。

(2)公共下水道の普及率向上

- 公共下水道の普及に向けて、下水道への切り替えに対する助成制度等の活用を促進します。また、下水道整備が進められたエリアへの空き家の入居に対する助成制度について検討します。

(3)生活環境の改善や水質保全に向けた合併処理浄化槽の普及率向上

- 合併処理浄化槽の普及に向けて、設置による効果や必要性を広く周知するとともに、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合における助成制度等の活用を促進します。

2 水害時の安全性を高める公共下水道の整備

(1)市街地の浸水被害防止に向けた公共下水道の整備

- 市街地の浸水防止・雨水排除を担う公共下水道について、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、幹線管渠やポンプ場などの雨水排水施設の整備・改修と適正な維持管理に努めます。

3 廃棄物処理施設の適正管理と維持整備

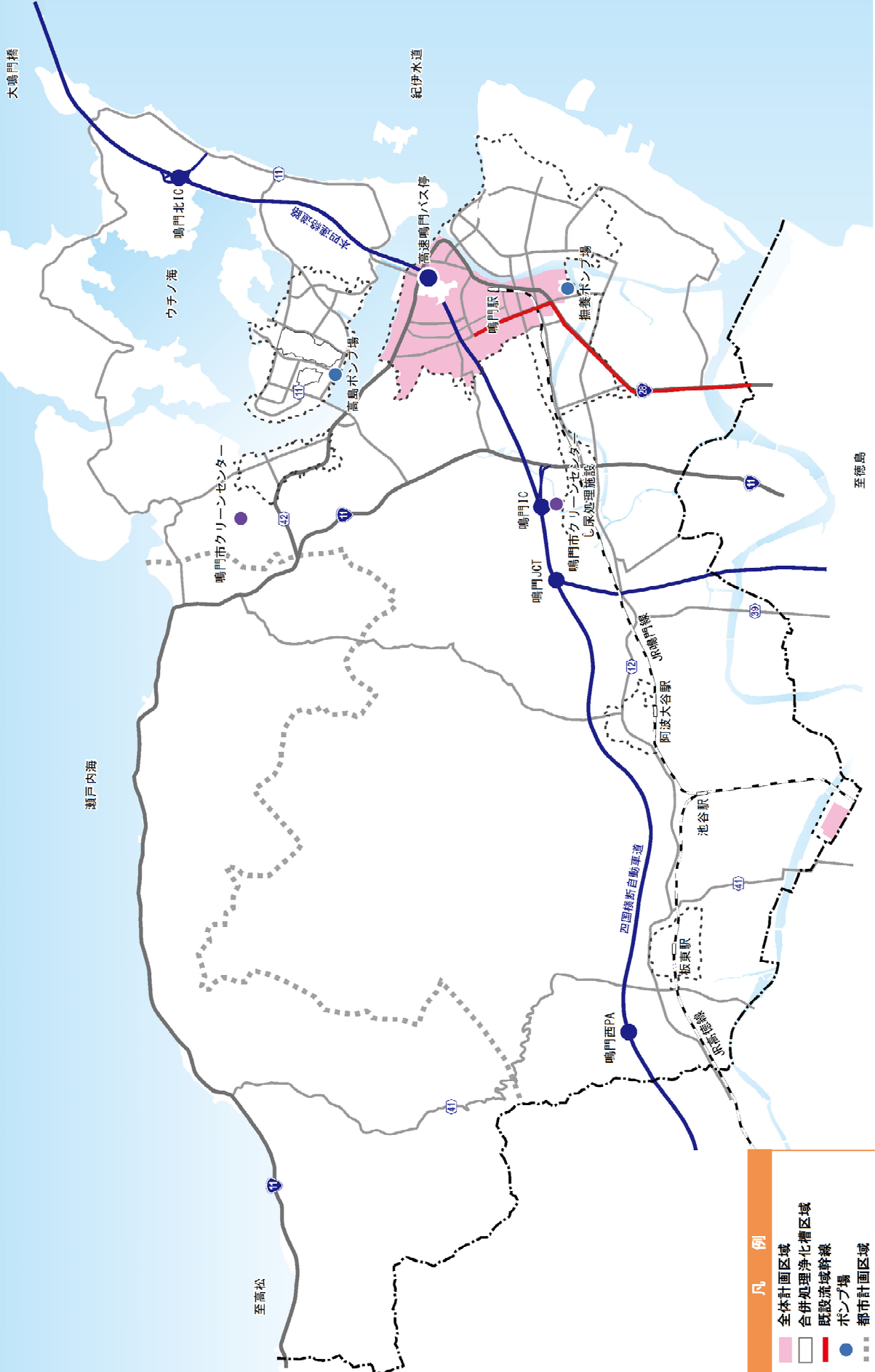
(1)ごみ処理施設の適正管理と維持整備

- ごみ処理施設については、適正な維持管理や定期的な保全整備に努めます。

(2)し尿処理施設の適正管理と維持整備

- し尿処理施設については、適正な維持管理や定期的な保全整備に努めます。

生活環境の整備方針図



- 凡例**
- 全体計画区域
 - 合併処理浄化槽区域
 - 既設流域幹線
 - ポンプ場
 - 都市計画区域
 - 市街化区域

基本方針1 南海トラフ地震などの大規模災害に対応した災害に強いまちづくり

- 南海トラフ地震や集中豪雨などの大規模な自然災害に備え、防災施設や土木施設等の防災基盤の整備による被害の抑制に努めるとともに、ハード対策では防ぎ切れない場合も想定し、市民・関係機関・行政等が一体となったソフト対策による災害に強くしなやかに対応できるまちの形成を図ります。

基本方針2 災害時の避難や被災後の復旧と復興を見据えた防災・減災対策の推進

- 災害時においては、円滑な避難を可能とすることが重要であることから、人命を守る避難対策の充実に努めます。
- 被災を受けた場合に備えて、暮らしの再建、地域コミュニティなどの人とのつながり、産業等の早期再生に向けた迅速な復旧・復興に関する事前復興の取組を進めます。

～ 都市防災の方針の体系 ～

方針	具体的な方針
1 災害に強い基盤整備	(1)大規模地震の発生を想定した対策の推進 (2)津波や高潮の発生を想定した対策の推進 (3)火災による被害を抑制する対策の推進 (4)集中豪雨の発生を想定した対策の推進 (5)土砂災害の発生を想定した対策の推進
2 被災時における避難対策や防災施設の拠点性向上	(1)災害時における防災指令拠点の拠点性向上 (2)地域の防災拠点や避難所等の確保・活用 (3)避難を円滑にする避難路の確保 (4)各種ハザードマップや教育を通じた防災意識の向上
3 復興事前準備や復旧に向けた対策の検討	(1)復旧・復興段階における拠点の活用 (2)被災後の対応を迅速にする体制の強化 (3)事前の復旧・復興等に関する計画の策定検討

1 災害に強い基盤整備

(1)大規模地震の発生を想定した対策の推進

- 管理不全の老朽空き家やブロック塀は、倒壊により避難路を閉塞させるおそれがあることから除却に努めます。
- 耐震性の低い木造住宅の耐震性を高めるため、耐震診断・耐震改修を促し、耐震化率の向上に努めます。
- 住宅等が密集した市街地は、セットバックによる細街路の拡幅やポケットパークの整備などにより、防火性・防災性の向上に努めます。
- 地震に伴う液状化の発生が想定される地域については、必要に応じて地盤対策を検討します。
- 道路橋梁や上下水道は、地震時にも機能するよう、長寿命化や耐震化を図ります。

- 大規模盛土造成地は、安全性を確認するための調査を行うとともに、危険性が高い場合には、必要に応じて対策を検討します。

(2)津波や高潮の発生を想定した対策の推進

- 防潮堤・堤防・水門・樋門・排水機場等の海岸保全施設は、津波や高潮による浸水被害を防止するため、国や県と連携し、親水機能に配慮した計画的な整備と維持管理を推進します。

(3)火災による被害を抑制する対策の推進

- 市の中心である撫養町の幹線道路沿いに指定されている防火地域では、建築物における防火基準等の規制・誘導や防火用設備の整備により安全性を確保します。
- 防火地域以外のエリアにおいては、防火用設備の整備、公的住宅の不燃化の促進、オープンスペースの確保等により安全性向上に努めます。

(4)集中豪雨の発生を想定した対策の推進

- 撫養川、大谷川、新池川などにおける河川堤防等の河川管理施設は、浸水被害を防止するため、国や県と連携し、計画的な整備と維持管理を推進します。
- 浸水対策として、市街地内の未整備水路の改良を促進します。
- 市街地の浸水防止・雨水排除を担うよう、幹線管渠やポンプ場の整備や適正な維持管理に努めます。
- 防災重点ため池は、地震や豪雨時における決壊等による洪水被害を防止するため、耐震化を図るとともに、適切な維持管理に努めます。また、地域の実情に応じてため池の統合等を検討します。

(5)土砂災害の発生を想定した対策の推進

- 土砂災害警戒区域等が指定されている地域は、住宅・都市機能（特に要配慮者利用施設）・緊急輸送道路等の施設配置を勘案した上で、危険性を考慮した計画的な対策工事を国や県と連携して推進します。
- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等においては、警戒避難体制の整備を図るとともに、宅地や要配慮者利用施設などの開発行為等の規制誘導により、防災を考慮した土地利用の誘導に努めます。
- 豪雨時や土砂災害に強い森林づくりに向けて、森林が有する水源涵養や土砂の流出防止機能の高度発揮を促進するため、造林・間伐や治山事業等による森林の保全と育成に努めます。

2 被災時における避難対策や防災施設の拠点性向上

(1)災害時における防災指令拠点の拠点性向上

- 令和6年の竣工、開庁を予定している新たな市本庁舎は、地震の揺れを抑制し、地震発生時の業務継続性が高い「免震構造」を採用するとともに、1階床レベルの嵩上げと防潮板の設置により、建物内部への浸水被害を防ぐなど、災害に強い施設づくりを推進します。

また、災害時の指令拠点、復興活動や生活再建の拠点として、市民の安全と安心の確保に向けた機能強化を図ります。

併せて、屋外オープンスペースの防災広場としての活用やコミュニケーションスペースの一時避難場所、災害対応スペースとしての活用を図ります。

- 大麻町総合防災センター(仮称)は、市西部の防災拠点施設として、防災機能を具備した、普段から人が集まる地域の総合コミュニティ施設となるよう建設を進めます。

(2)地域の防災拠点や避難所等の確保・活用

- 道の駅「くるくる なると」は、災害時の避難場所、災害対応時の避難動線、復旧復興段階における食料供給など様々な施設の活用にも努めるとともに、必要となる防災機能の導入により、災害に強い施設づくりを推進します。
- UZUPARK や UZUHALL は、災害時における避難所運営や緊急物資の配給地点など様々な施設の活用を検討します。
- 鳴門駅西側及び商店街周辺における民間のホテルは、災害時に宿泊施設として利用できるよう連携を図ります。
- 鳴門東コミュニティセンターは、災害時の避難場所や避難所としての活用を図ります。
- 鳴門教育大学や周辺の小・中学校は、災害時は屋内運動場を避難場所や避難所として利用できるよう連携・活用を図ります。
- 堀江公民館は、災害時はLP ガス発電機や可動式間仕切りの活用により、素早い電力供給や柔軟性のある避難所運営を図ります。
- 避難(場)所・避難路の位置やルートの明確化に向けて、市民や来訪者にわかりやすい案内サインの整備に努めます。また、避難場所として高台・避難ビル・公園等の整備・確保に努めるとともに、避難所は資機材の整備や耐震化等を推進します。

(3)避難を円滑にする避難路の確保

- 緊急輸送道路における沿道建築物の耐震化や無電柱化を促進し、災害時における輸送ルートの確保に努めます。
- 避難・応急・復旧等の段階における災害に強い道路ネットワークの形成に向けて、多重性や代替性を確保し、広域・都市間・地域の連携を強化します。
- 住宅等が密集する市街地については、狭あい道路の拡幅等による避難路の確保やポケットパーク等の避難場所の整備を推進します。

(4)各種ハザードマップや教育を通じた防災意識の向上

- 地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・ため池に関するハザードマップを活用し、災害リスクや避難所・避難場所を分かりやすく周知・啓発するとともに、避難訓練を実施する際に活用するなど、市民の防災意識の向上を図ります。

- 日常時からハザードマップを利用できるよう、まち歩きマップとしても活用できる情報の掲載により、健康増進とあわせて防災意識の醸成を図ります。
- 学生などの防災意識や対応力の向上に向けて、防災をテーマとした学習機会の拡充など、学校教育へのフェーズフリーの導入を推進します。

3 復興事前準備や復旧に向けた対策の検討

(1) 復旧・復興段階における拠点の活用

- 鳴門総合運動公園は、国の応急活動計画では広域物資輸送拠点として定められており、地域や事業者等との連携による災害対応の迅速な体制構築などを推進します。
- 災害拠点病院として位置づけられる徳島県鳴門病院は、災害が発生した際の迅速な復旧・復興に備えるため、医療体制の連携・強化等を図ります。

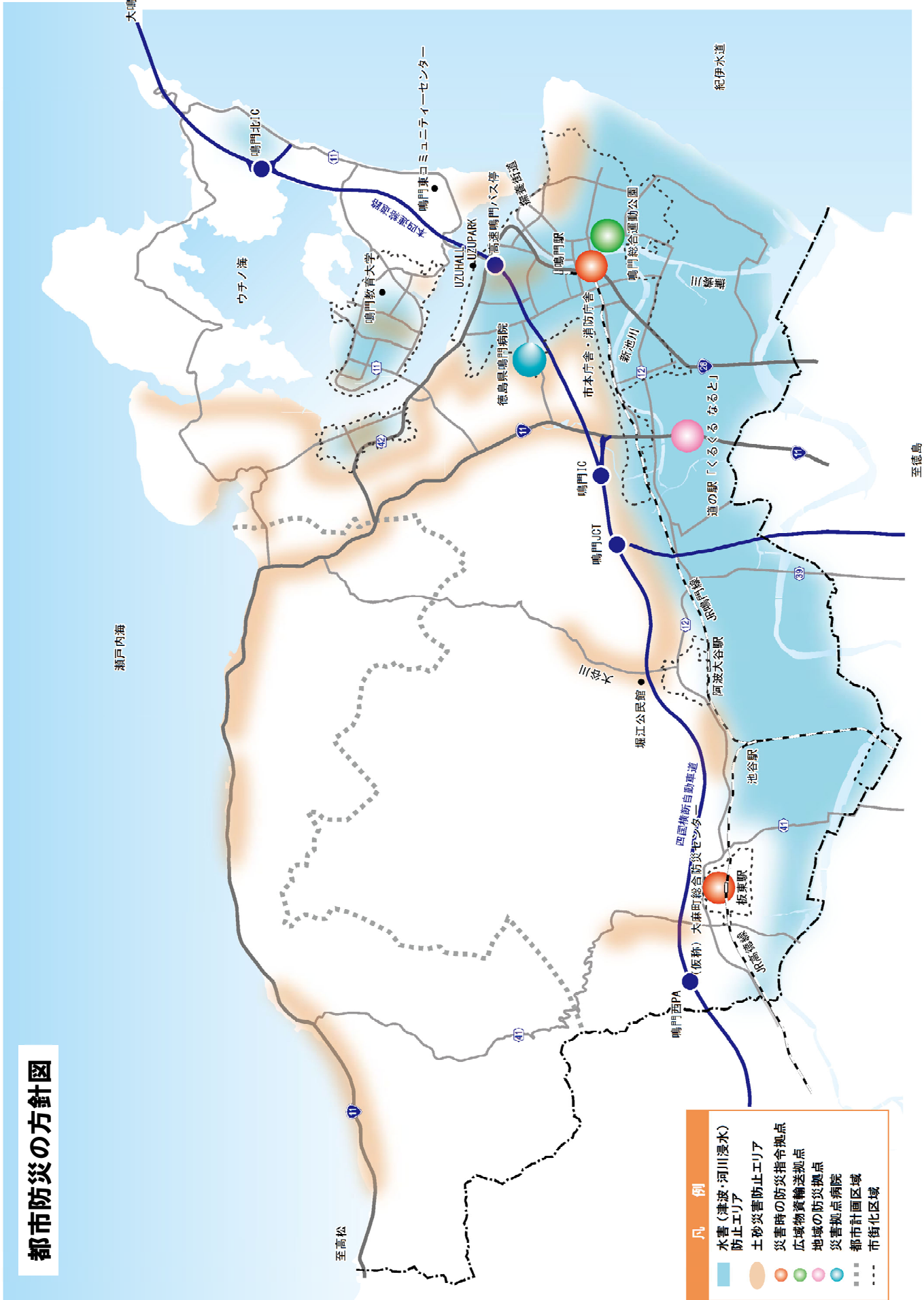
(2) 被災後の対応を迅速にする体制の強化

- 被災後の迅速な復旧・復興を実現するため、「徳島県道路啓開計画」の警戒体制の確立と実効性向上に向けた取組を推進します。
- 電気・上下水道・ガス等のライフライン施設は、災害時のライフラインの確保や早期復旧に向け、関係機関と連携して耐震化や浸水対策に努めます。

(3) 事前の復旧・復興等に関する計画の策定検討

- 南海トラフ地震をはじめとする大規模な災害が発生した際にも、速やかな復興が図られるよう、高台移転・集団移転の事前計画策定、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、BCP（事業継続計画）、復興計画策定等を検討します。

都市防災の方針図



- 凡 例**
- 水害（津波・河川浸水）防止エリア
 - 土砂災害防止エリア
 - 災害時の防災指令拠点
 - 広域物資輸送拠点
 - 地域の防災拠点
 - 災害拠点病院
 - ⋯ 都市計画区域
 - ⋯ 市街化区域

3 ゲートと新たなまちづくりエリアの整備方針

3-1. ゲートと新たなまちづくりエリアの設定方針

ゲートとは、「鳴門市四国のゲートウェイ推進プロジェクト」にて示される東西南北における4つのゲートと本計画で位置付ける（仮）中央ゲートにおいて、市が重点的に整備を図る門（拠点施設）のことです。また、新たなまちづくりエリアとは、市が重点的に整備を図るエリアであり、以下の3つの方針を踏まえたものとします。

方針1 地域の特色や魅力を活かしたまちづくりを実施するエリア

本市は、各地域において個性ある地域資源や景観などを有しており、それらの魅力を最大限に高めるとともに情報発信を促すことで、市民・来訪者が集う空間づくりを推進するものとします。

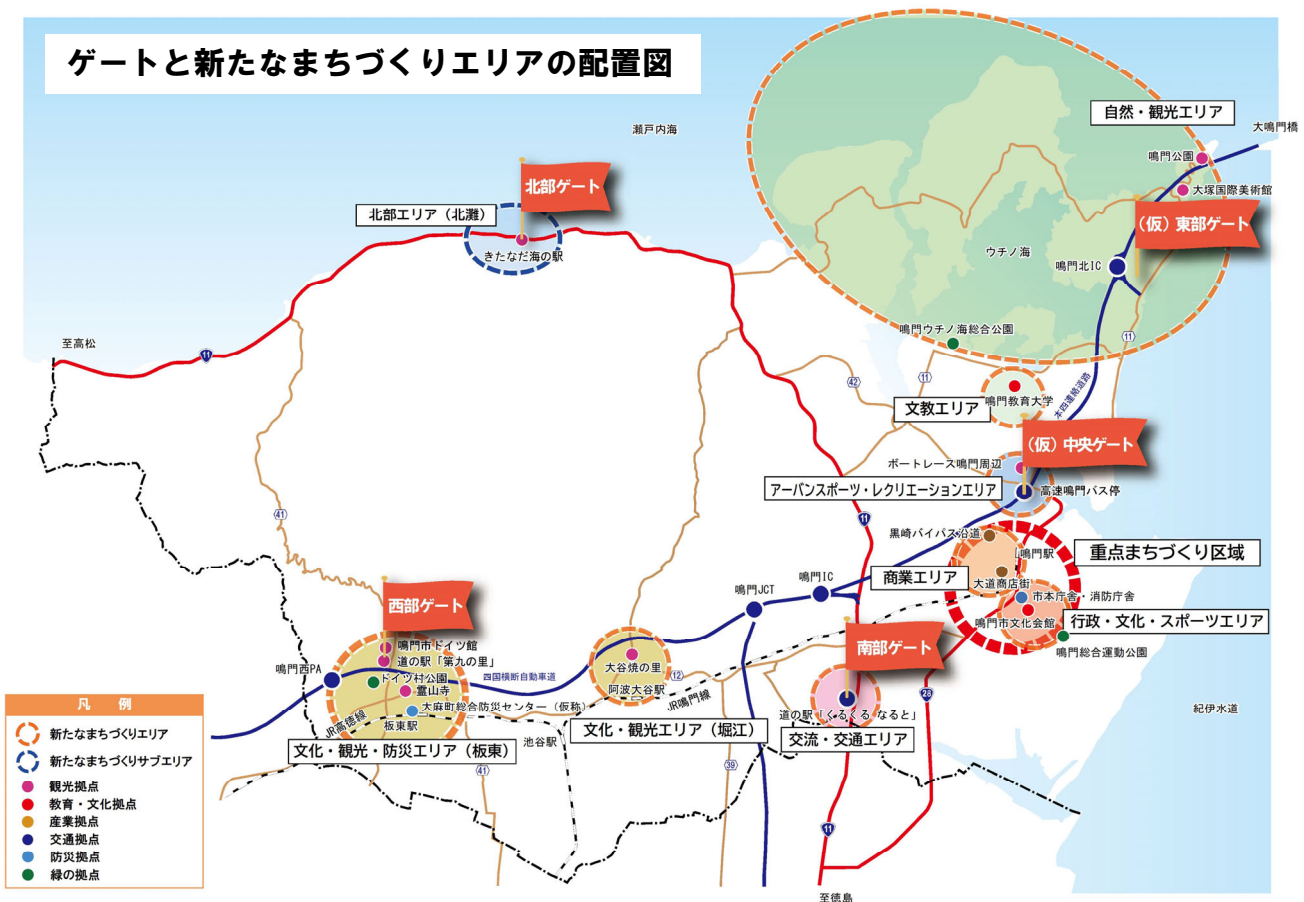
方針2 フェーズフリーの考え方を導入したまちづくりを実施するエリア

地震・津波・河川洪水の被害想定が大きい本市においては、災害時においても有効に機能するよう、フェーズフリーの考え方にに基づき、まちづくりエリア間の連携、施設の利便性や防災性向上を図るものとします。

方針3 市民・事業者・行政等が一体となってまちの賑わいを創出するエリア

各エリアでは、市民・事業者・行政等の多様な主体が参画しやすく、賑わい創出に向けたまちづくりを推進するものとします。

ゲートと新たなまちづくりエリアの配置図



※重点まちづくり区域では、「行政・文化・スポーツエリア」と「商業エリア」の方針と併せて、都市機能の集積と居住環境の向上を推進することとします。

3-2. ゲートと新たなまちづくりエリアの整備方針

行政・文化・スポーツエリア 整備方針 ～市の顔としての拠点性を高める～

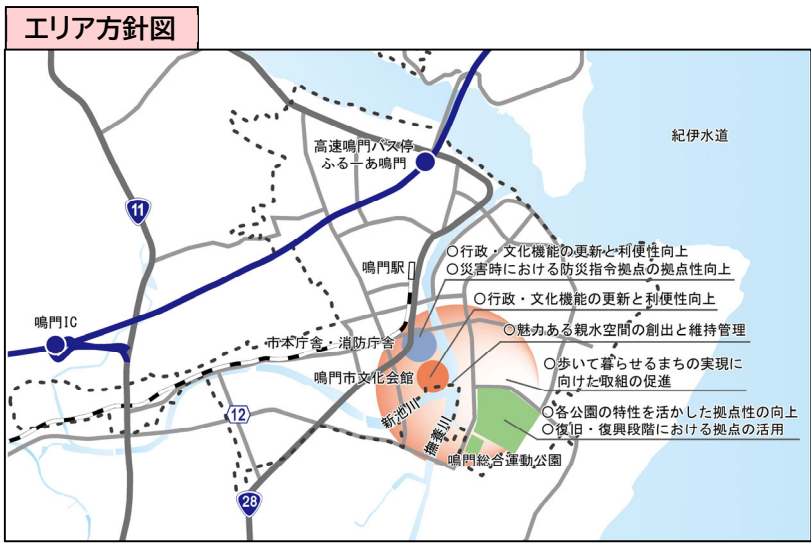
■本市を代表する行政・文化・スポーツ施設が立地しており、既存施設の機能向上や利用促進などを進め、潤いと活気があり、より良い生活の実現を図るエリアとします。

具体箇所	エリア内の拠点施設
市庁舎、文化会館周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○市本庁舎・消防庁舎 ○鳴門市文化会館 ○鳴門総合運動公園 ○撫養川・新池川

■土地利用の方針

(1)行政・文化機能の更新と利便性向上

- 誰もが利用しやすく、質の高い市民サービスを提供する市本庁舎の整備に向けて、市内に分散している行政機能を集約するとともに、既存庁舎及びその跡地の利活用に取り組みます。
- 「公共建築百選」にも選定されている鳴門市文化会館は、耐震改修の実施を基本的な方向とした上で、施設にふさわしい耐震手法、施設の適正規模について検討を進めます。



■道路・公共交通の整備方針

(2)ウォーカブルなまちづくりに向けた取組の促進

- 商店街・ポートルース鳴門・市本庁舎・鳴門市文化会館・鳴門総合運動公園などをつなぐ一帯のエリアでは、賑わい創出や健康増進等の観点から、親しみやすい水辺空間を活かしながら、あらゆる世代が歩きたくなるウォーカブルなまちづくりに向け、徒歩や自転車等による移動環境の整備、公共交通の充実などの取組に努めます。

■公園・緑地の整備方針

(3)各公園の特性を活かした拠点性の向上

- 鳴門総合運動公園は、スポーツ振興に向けて利用促進を図ります。

■自然環境・景観の保全方針

(4)魅力ある親水空間の創出と維持管理

- 撫養川や新池川は、市街地内の身近な親水・水辺空間として護岸整備や活用を促すとともに、周辺施設との調和を図りながら、鳴門市の顔にふさわしい魅力ある景観形成を推進します。

■都市防災の方針

(5)災害時における防災指令拠点の拠点性向上

- 令和6年の竣工、開庁を予定している新たな市本庁舎は、地震の揺れを抑制し、地震発生時の業務継続性が高い「免震構造」を採用するとともに、1階床レベルの嵩上げと防潮板の設置により、建物内部への浸水被害を防ぐなど、災害に強い施設づくりを推進します。
また、災害時の指令拠点、復興活動や生活再建の拠点として、市民の安全と安心の確保に向けた機能強化を図ります。
併せて、屋外オープンスペースの防災広場としての活用やコミュニケーションスペースの一時避難場所、災害対応スペースとしての活用を図ります。

(6)復旧・復興段階における拠点の活用

- 鳴門総合運動公園は、国の応急活動計画では広域物資輸送拠点として定められており、地域や事業者等との連携による災害対応の迅速な体制構築などを推進します。

商業エリア

整備方針 ～市街地活性化に向け、集客力のある商業空間をつくる～

- 大道商店街や商業施設が立地する黒崎バイパス沿道は、商業の中心地として、市民や来訪者が訪れ、利用者のニーズに対応した魅力と賑わいのある商業空間の形成により、地域コミュニティの形成や市街地活性化を図るエリアとします。

具体箇所	エリア内の拠点施設
鳴門駅西・商店街周辺一帯	○大道商店街 ○黒崎バイパス沿道 ○鳴門駅

■土地利用の方針

(1)商店街の活性化による街なかの魅力向上

- 商店街の空き店舗の利活用促進や商店街組織の強化、イベント開催等に対する支援を進めるなど、商工会議所や関係団体と連携を図りながら、商店街及び周辺地域の活性化と魅力づくりを促進します。

エリア方針図



(2)商業施設の立地・誘導

- 沿道商業地においては、様々な便利施設が立地することにより近隣住民の生活利便性の向上を図るとともに、商業・業務ゾーンとの適切な役割分担のもと、良好な沿道景観の形成等に配慮しながら、ロードサイド型の商業・サービス施設の集積を促進します。

(3)車で利用しやすい商業空間の形成

- 車で利用しやすい沿道商業地の形成に向けて、交通混雑の解消に向けた道路整備を進めるとともに、駐車場を確保するなど便利な商業環境の整備促進を検討します。

■道路・公共交通の整備方針

(4)ウォーカブルなまちづくりに向けた取組の促進

- 商店街・ボートレース鳴門・市本庁舎・鳴門市文化会館・鳴門総合運動公園などをつなぐ一帯のエリアでは、賑わい創出や健康増進等の観点から、親しみやすい水辺空間を活かしながら、あらゆる世代が歩きたくなるウォーカブルなまちづくりに向け、徒歩や自転車等による移動環境の整備、公共交通の充実などの取組に努めます。

(5)鳴門駅周辺の一体的な整備

- 鳴門駅前には、公共交通の発着拠点や地域間交流の拠点であり、本市のまちの顔として、利便性を確保するとともに、駅周辺の魅力的な景観づくりや案内性の向上に向けた整備、バリアフリー化などを推進します。

■都市防災の方針

(6)地域の防災拠点や避難所等の確保・活用

- 鳴門駅西側及び商店街周辺における民間のホテルは、災害時に宿泊施設として利用できるよう連携を図ります。

アーバンスポーツ・レクリエーションエリア 整備方針 ～各施設の役割を活かした賑わい空間をつくる～

■アーバンスポーツ・レクリエーション施設として、ボートレース鳴門、温浴施設、UZUPARK、UZUHALLなどの各施設における誘客促進や賑わい創出により、市街地活性化を図るエリアとします。

具体箇所	エリア内の拠点施設
ボートレース 鳴門周辺	○ボートレース鳴門周辺 ○高速鳴門バス停

■土地利用の方針

(1)ボートレース鳴門周辺の活性化

- ボートレース鳴門は、施設の適正管理と計画的な改修による長寿命化を図り、継続して活用できるよう整備を推進します。
- UZUPARK やUZUHALLは、アーバンスポーツ施設等としてさらなる活用に努めます。



■道路・公共交通の整備方針

(2)ウォーカブルなまちづくりに向けた取組の促進

- 商店街・ボートレース鳴門・市本庁舎・鳴門市文化会館・鳴門総合運動公園などをつなぐ一帯のエリアでは、賑わい創出や健康増進等の観点から、親しみやすい水辺空間を活かしながら、あらゆる世代が歩きたくなるウォーカブルなまちづくりに向け、徒歩や自転車等による移動環境の整備、公共交通の充実などの取組に努めます。

(3)回遊性の向上に資するゲートの整備

- (仮)中央ゲートである高速鳴門バス停については、観光鳴門の顔となる施設として、広域交通網の確保・充実や交通拠点としての施設整備を進めるとともに、適正な維持管理や利便性向上に努め、市中心部の重点まちづくり区域や鳴門公園等の主要な観光施設などとの回遊性向上を図ります。

■都市防災の方針

(4)地域の防災拠点や避難所等の確保・活用

- UZUPARK やUZUHALLは、災害時における避難所運営や緊急物資の配給地点となるなど様々な施設の活用を検討します。

交流・交通エリア

整備方針 ～人が集い、出会い交流し、地域に広がる空間をつくる～

■四国のゲートウェイとなる道の駅「くるくる なると」は、多世代や地域間の交流機能、交通結節点としての機能、フェーズフリーの考え方を導入した防災機能など様々な機能を活かしながら、賑わいを創出し、地域活性化を図るエリアとします。

具体箇所	エリア内の拠点施設
道の駅「くるくる なると」周辺	○道の駅「くるくる なると」

■土地利用の方針

(1)賑わいと活力を創出するゲートの整備

■南部ゲートである道の駅「くるくる なると」は、賑わいや活力を生み出す地方創生・観光の拠点として整備や維持管理、更なる活用を進めるとともに、市民や来訪者が利用しやすい拠点施設間の公共交通ネットワークの強化に努めるなど、利用促進を図ります。



■都市防災の方針

(2)地域の防災拠点や避難所等の確保・活用

■道の駅「くるくる なると」は、災害時の避難場所、災害対応時の避難動線、復旧復興段階における食料供給など様々な施設の活用に努めるとともに、必要となる防災機能の導入により、災害に強い施設づくりを推進します。

文教エリア

整備方針 ～未来の鳴門を担う人材育成に向けた教育環境をつくる～

- 鳴門教育大学をはじめ、市内の小・中学校、就学前教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）と連携を図りながら、将来に大きく羽ばたけるような教育環境の充実に向けて、良好な学びの場としてのイメージを発信するエリアとします。

具体箇所	エリア内の拠点施設
鳴門教育大学 周辺	○鳴門教育大学

■土地利用の方針

(1) 鳴門教育大学や市内学校等との連携及び教育環境の充実

- 鳴門教育大学や市内の小・中学校、就学前教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）などと連携強化を図り、学園都市化構想に向けた取組や ICT の活用などを推進し、少子化への対応や学力向上、人材育成等に努めます。
- 児童や生徒等が安全で安心して教育活動が展開できるよう計画的な施設整備やバリアフリー化に努めるとともに、子どもたちの生活スタイルや社会状況の変化に対応した快適な教育環境の充実を図ります。



■都市防災の方針

(2) 地域の防災拠点や避難所等の確保・活用

- 鳴門教育大学や周辺の小・中学校は、災害時は屋内運動場を避難場所や避難所として利用できるよう連携・活用を図ります。

文化・観光エリア(堀江) 整備方針 ～歴史・文化の地域資源を活かした観光振興を図る～

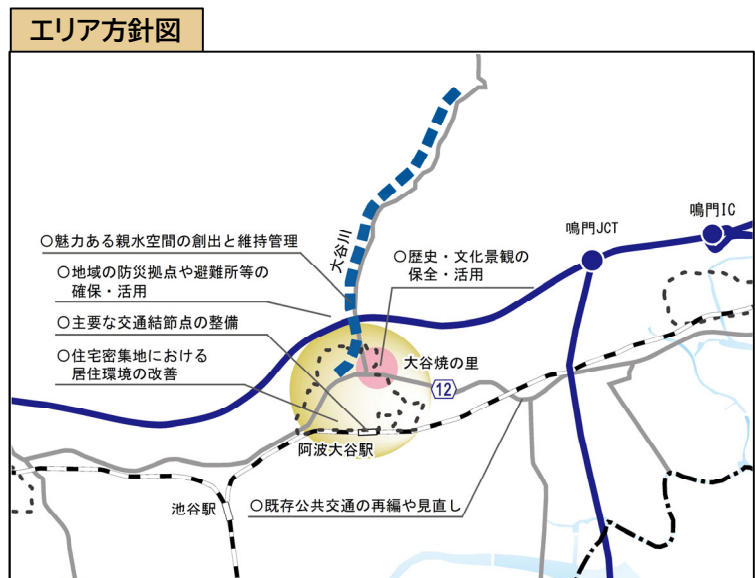
■ 国の伝統的工芸品に認定された大谷焼を生産する地域として、国登録有形文化財の登窯などが点在する大谷焼の里や市の天然記念物であるゲンジボタルなどの歴史・文化や自然などを活かし、観光振興を図るエリアとします。

具体箇所	エリア内の拠点施設
大麻町堀江地区 (大谷焼の里周辺)	○大谷焼の里
	○阿波大谷駅
	○大谷川

■土地利用の方針

(1)住宅密集地における居住環境の改善

■ 旧街道沿いなどの住宅密集地については、安全で安心な住宅地の形成を図ることから、セットバックによる細街路の拡幅やポケットパークの整備など、居住環境の改善を推進します。



■道路・公共交通の整備方針

(2)既存公共交通の再編や見直し

■ 山間部や農村部等の集落地については、コミュニティバス等の導入を検討することにより、公共交通空白地の解消を図ります。

(3)主要な交通結節点の整備

■ 主要な駅や路線バス停留所については、事業者と連携しながら待合環境の向上等の地域の実情に応じた整備を推進します。

■自然環境・景観の保全方針

(4)歴史・文化景観の保全・活用

■ 大谷焼の里、古墳群（国指定史跡鳴門板野古墳群ほか）などは、歴史的文化的景観として周辺環境の整備に努めます。また、これらの地域資源については、周遊ルートとして普及を図り、体験交流の充実による観光振興に努めます。

(5)魅力ある親水空間の創出と維持管理

- 大谷川は、上流にゲンジボタルの生息域があり、市の天然記念物に指定されていることから、自然度の高い環境を活かしつつ、生息環境を保全し、緑豊かで潤いのある水辺空間となるよう配慮します。

■都市防災の方針

(6)地域の防災拠点や避難所等の確保・活用

- 堀江公民館は、災害時はLPガス発電機や可動式間仕切りの活用により、素早い電力供給や柔軟性のある避難所運営を図ります。

文化・観光・防災エリア(板東)

整備方針 ～歴史・文化の地域資源を活かした観光振興を図る～

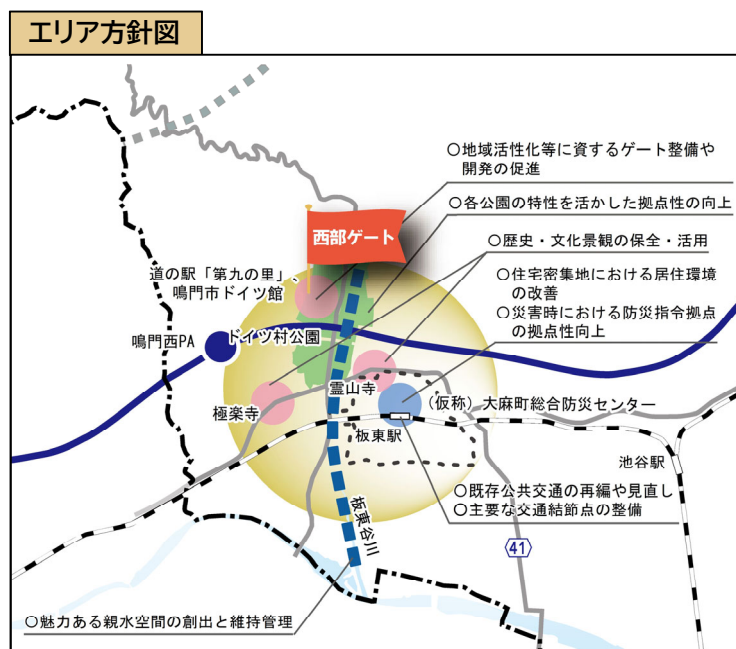
■ 四国八十八箇所霊場である霊山寺や極楽寺、鳴門市ドイツ館、ドイツ村公園、道の駅「第九の里」など、市内外の多くの方が訪れる地域として、歴史や文化を活かした観光振興を図るエリアであるとともに、水害の危険性が低い地域特性であることから、本市の西の防災拠点としての機能を有するエリアとします。

具体箇所	エリア内の拠点施設
大麻町板東地区(霊山寺、極楽寺周辺)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 霊山寺 ○ 極楽寺 ○ 鳴門市ドイツ館 ○ ドイツ村公園 ○ 道の駅「第九の里」 ○ 板東駅 ○ 大麻町総合防災センター(仮称) ○ 板東谷川

■ 土地利用の方針

(1) 地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進

■ 西部ゲートである道の駅「第九の里」は、周辺に位置する霊山寺や極楽寺等との連携や周遊ルートの構築を図りながら、既存施設の活用による観光振興や文化・交流機能の向上に向けて検討します。



(2) 住宅密集地における居住環境の改善

■ 旧街道沿いなどの住宅密集地については、安全で安心な住宅地の形成を図ることから、セットバックによる細街路の拡幅やポケットパークの整備など、居住環境の改善を推進します。

■ 道路・公共交通の整備方針

(3) 既存公共交通の再編や見直し

■ 山間部や農村部等の集落地については、コミュニティバス等の導入を検討することにより、公共交通空白地の解消を図ります。

(4)主要な交通結節点の整備

- 主要な駅や路線バス停留所については、事業者と連携しながら待合環境の向上等の地域の実情に応じた整備を推進します。

■公園・緑地の整備方針

(5)各公園の特性を活かした拠点性の向上

- ドイツ村公園は、国指定史跡板東俘虜収容所跡の保存や駐車場等の整備を進めるとともに、公園全体の美化に向けた維持管理による利用促進を図ります。

■自然環境・景観の保全年針

(6)歴史・文化景観の保全・活用

- 霊山寺・極楽寺・ドイツ村公園などは、歴史的文化的景観として周辺環境の整備に努めます。
また、これらの地域資源については、周遊ルートとして普及を図り、体験交流の充実による観光振興に努めます。

(7)魅力ある親水空間の創出と維持管理

- 板東谷川は、ドイツ村公園と一体となった親水空間や水辺の憩いの場の形成を推進します。

■都市防災の方針

(8)災害時における防災指令拠点の拠点性向上

- 大麻町総合防災センター(仮称)は、市西部の防災拠点施設として、防災機能を具備した、普段から人が集まる地域の総合コミュニティ施設となるよう建設を進めます。

自然・観光エリア

整備方針 ～鳴門のシンボルを活かした更なる観光振興を図る～

- 国指定名勝「鳴門」をはじめ、瀬戸内海国立公園の美しい海岸風景が広がっており、世界遺産化に向けた鳴門海峡の渦潮や世界の陶板名画を展示する大塚国際美術館など、市内外の多くの方が訪れる地域として、自然を活かした観光振興を図るエリアとします。
- また、鳴門ウチノ海総合公園は、公園の整備・活用により、緑や海と触れ合うことができるよう、利用しやすい環境を提供するエリアとします。

具体箇所	エリア内の拠点施設
鳴門公園・大塚国際美術館周辺	○鳴門公園 ○大塚国際美術館 ○鳴門ウチノ海総合公園

■土地利用の方針

(1)地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進

- （仮）東部ゲートについては、駐車場等として活用可能な土地の調査を行うとともに、周辺に位置する鳴門公園や大塚国際美術館等と連携を図りながら、新たな施設整備に向けて検討します。

(2)島しょ部の優れた景観の維持保全と観光の拠点性向上

- 島しょ部は、その大部分が瀬戸内海国立公園内にあり、優れた景勝地を形成していることから、自然環境や景観の維持保全に努めるとともに、観光地としての拠点性や生活環境の向上に向けた都市基盤の計画的な整備を図ります。
- 島田島においては、鳴門公園からの周遊ルートとして、国・県と連携を図りながら道路の維持管理に努めるとともに、自然資源の活用や土地の有効利用の検討などにより、観光の拠点性を高めます。

■道路・公共交通の整備方針

(3)既存公共交通の再編や見直し

- 公共交通の確立に向けて、利用実態に応じた路線やサービス水準の見直しを行いながら、重点まちづくり区域や新たなまちづくりエリアの各拠点施設などの連携強化や観光地と中心部を結ぶ公共交通の利便性向上を図ります。

エリア方針図



■公園・緑地の整備方針

(4)各公園の特性を活かした拠点性の向上

- 鳴門ウチノ海総合公園は、高速道路からのアクセスの良さを活かしながら、（都）黒山中山線の整備により、鳴門公園との連携を図るとともに、公園施設の有効活用や整備促進に努めます。

(5)地域住民や関係団体など一体となった公園の維持管理・活用

- 鳴門ウチノ海総合公園は、関係団体や学識経験者などで構成される「鳴門ウチノ海総合公園を育てる会」などの関係機関との連携により、維持管理や多面的な活用による利用促進を図ります。

■自然環境・景観の保全方針

(6)自然景観の保全・施設の活用

- 県道鳴門公園線沿道や鳴門スカイライン沿道は、国立公園としての環境保護と合わせ、美しい海岸線や緑地との調和のとれた自然景観を活かし、優れた観光地としての自然景観の保存や利用者に配慮した道路環境の整備等を推進します。
- 鳴門公園（国指定名勝「鳴門」）や大塚国際美術館などの周辺施設を含め、観光地のブランド化に向けた取組を進め、施設の利用促進を図ります。

北部エリア(北灘) 整備方針 ～人が集い、出会い交流し、地域に広がる空間をつくる～

■ 漁業が盛んで自然が豊かな地域であり、徳島県初の海の駅として整備された「きたなだ海の駅」を拠点として、水産業を活かしながら、市内外の方が訪れる地域として、活性化を図るサブエリアとします。

具体箇所	エリア内の拠点施設
北部エリア (北灘)	○きたなだ海の駅

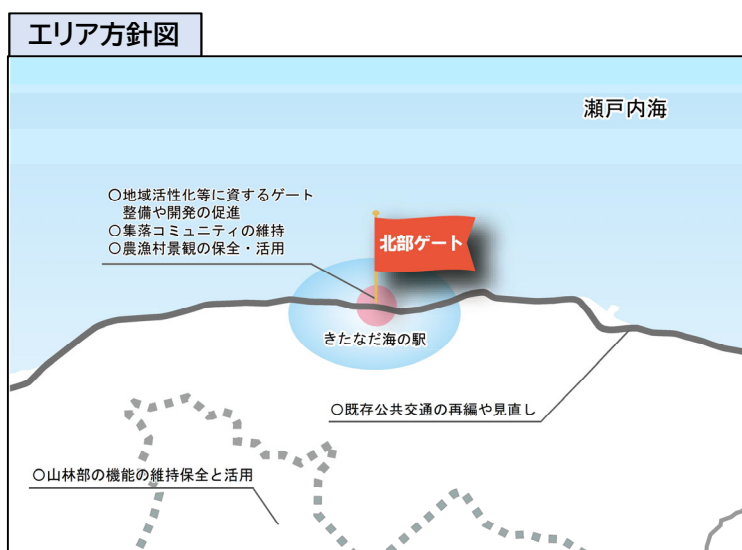
■土地利用の方針

(1)地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進

■ 北部ゲートは、本市の北のゲートとして、きたなだ海の駅（大浦漁港）を拠点とした施策展開など、観光機能の向上に向けた取組を検討します。

(2)集落コミュニティの維持

■ 漁村集落は、漁業を支える上で重要であることから、維持・発展に向けて多様な担い手の確保・育成に向けた取組を進めます。また、漁業者を含めた地域住民の生活の場としての機能が十分に維持されるよう、集落のコミュニティの維持・活性化を図ります。



(3)山林部の機能の維持保全と活用

■ 大麻山県立自然公園においては、広大な自然資源の活用に向けた取組を検討します。

■道路・公共交通の整備方針

(4)既存公共交通の再編や見直し

■ 山間部や漁村部等の集落地については、コミュニティバス等の導入を検討することにより、公共交通空白地の解消を図ります。

■自然環境・景観の保全方針

(5)農漁村景観の保全・活用

■ 北部エリアの北灘をはじめとする漁村部は、阿讃山脈を背景に、波静かな瀬戸内海に面し、国道11号沿いにのどかな漁村風景が形成されており、海辺環境の保全と景観の活用に努めます。